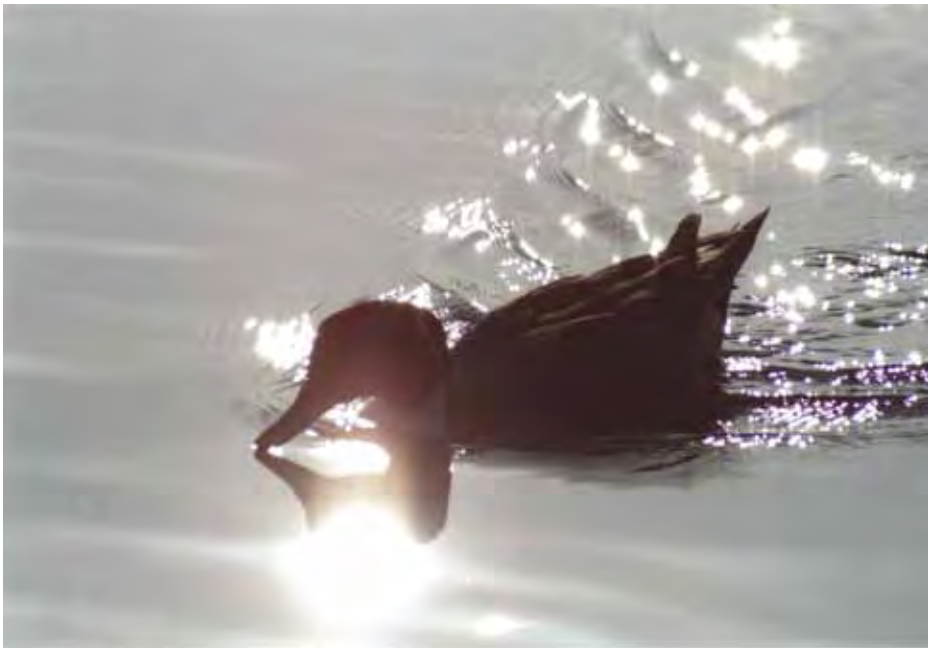


平成 20 年度 版

米子市の環境



平成 21 年 12 月

米子市環境下水道部環境政策課

平成20年度版「米子市の環境」

本書は、平成19年度の実績に基づいて作成した。

表紙写真

- ・「第17回中海写真展 一般の部 最優秀賞」
- ・こどもエコクラブ「サマーエコキャンプ（8.23～24）」

目 次

市の概要	1
環境行政の概要	
1 環境行政の執行体制	3
2 米子市の環境行政	4
公害苦情	
1 苦情の状況	6
2 苦情の処理状況	6
大気汚染	
1 大気汚染の現況	7
2 大気汚染の防止対策	13
3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による野外での廃棄物焼却の禁止	13
4 酸性雨対策	14
水質汚濁	
1 公共用水域の水質汚濁現況	15
2 水域別汚濁の現況	16
3 浄化対策	36
4 中海の浄化対策	41
5 地下水の水質の現況	43
騒音	
1 概況	45
2 騒音に係る環境基準	45
3 自動車騒音測定調査	47
4 騒音の規制及び基準	48
5 防止対策	53
振動	
1 概況	55
2 振動による影響と振動レベルの関係	55
3 振動の規制及び基準	56
4 防止対策	59

悪 臭	
1 概況	61
2 各種悪臭測定調査	61
3 悪臭の規制及び基準	62
4 防止対策	66

環境美化	70
------	----

環境保全及び普及啓発

1 米子市環境マネジメントシステム（ISO14001）の運用	71
2 「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」の策定	71
3 こども達への環境学習等	74
4 環境講演会等の普及啓発事業	75

XI 廃棄物

1 し尿等の処理	76
2 ごみ処理	77

資料編

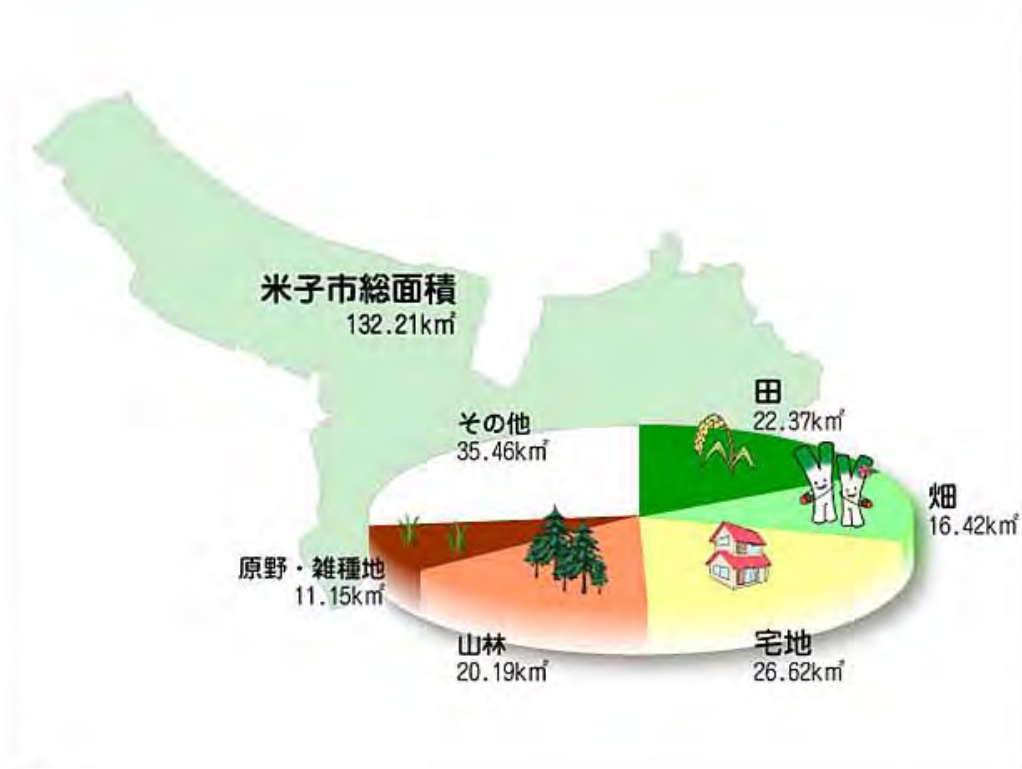
1 人の健康の保護に関する環境基準	83
2 生活環境の保全に関する環境基準	84
3 水質汚濁防止法の排水基準	88
4 水質防止法第 3条 3項の規定に基づく上乘せ排水基準	90
5 鳥取県公害防止条例の排水基準	92
6 騒音規制法に基づく特定施設の種類と規模	93
7 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準	94
8 拡声機騒音の規制	95
9 振動規制法に基づく特定施設の種類と規模	97
10 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準	98
11 土壌の汚染に係る環境基準	99
12 環境関係用語の解説	101
環境都市宣言	109
米子市環境基本条例	110
米子市環境保全条例	116
米子市快適な生活環境の確保に関する条例	119
米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	125
米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例	132

市の概況

1. 位置及び人口

本市は、鳥取県の最西端に位置し、北は日本海、東は国立公園大山の山裾と1級河川の日野川が流れ、南は標高100m程度の山が点在し、その他は傾斜の緩い平坦地が多い地形となっており、西はコハクチョウの集団越冬南限地として、ラムサール条約湿地として登録された鳥取・島根両県にまたがる全国第5位の広さを有する汽水湖である中海を配している。また、本市は、日野川の流下土砂と海流によって形成された砂州である弓ヶ浜半島の基部に広がる、東西約22km、南北約14kmで面積132.21km²、人口約15万人の商業を中心とする商工観光都市である。江戸時代には城下町として繁栄し、その城下町に住む商人によって「商都米子」の礎が築かれ、現在では、高速道路や鉄道、さらには空路・海路の要衝として「山陰の玄関口」の顔も持つ。平成17年3月に合併した旧淀江町は、日本最大級の国指定史跡「妻木晩田遺跡」、本州で唯一の古墳時代重要文化財「石馬」等の遺跡や、環境省指定名水百選「天の真名井」、鳥取県の因伯の名水「本宮の泉」を代表とする伏流水湧水群があり、自然に抱かれた古代ロマンにあふれる町である。このように、本市は、自然・文化・観光資源に恵まれた美しい風土を誇る街である。

米子市概況図



(1) 米子市役所の位置

所在地：米子市加茂町1丁目1番地 東経：133度20分、北緯：35度25分

(2) 人口

	人口	世帯数
昭和30年	99,446人(男：47,637人、女：51,809人)	21,098世帯
昭和35年	103,654人(男：49,262人、女：54,392人)	23,853世帯
昭和40年	107,841人(男：50,923人、女：56,918人)	27,284世帯
昭和45年	117,056人(男：55,315人、女：61,741人)	31,957世帯
昭和50年	126,523人(男：60,285人、女：66,238人)	36,752世帯
昭和55年	136,053人(男：65,198人、女：70,855人)	40,826世帯
昭和60年	140,615人(男：67,195人、女：73,420人)	42,543世帯
平成2年	140,503人(男：66,919人、女：73,584人)	44,474世帯
平成7年	143,856人(男：68,587人、女：75,269人)	48,518世帯
平成12年	147,837人(男：70,372人、女：77,465人)	52,700世帯
平成17年	149,584人(男：71,053人、女：78,531人)	55,212世帯
平成19年	151,103人(男：71,809人、女：79,294人)	60,345世帯

国勢調査より。なお、平成19年は4月1日の住民基本台帳から。

2. 都市計画の用途区分

用途地域	面積(ha)
第1種低層住居専用地域	21
第2種低層住居専用地域	50
第1種中高層住居専用地域	553(調整区域内8.8)
第2種中高層住居専用地域	89
第1種住居地域	781(調整区域内8.8)
近隣商業地域	229
商業地域	167
準工業地域	256
工業地域	215
工業専用地域	98
合計	2,459(調整区域内17.6)

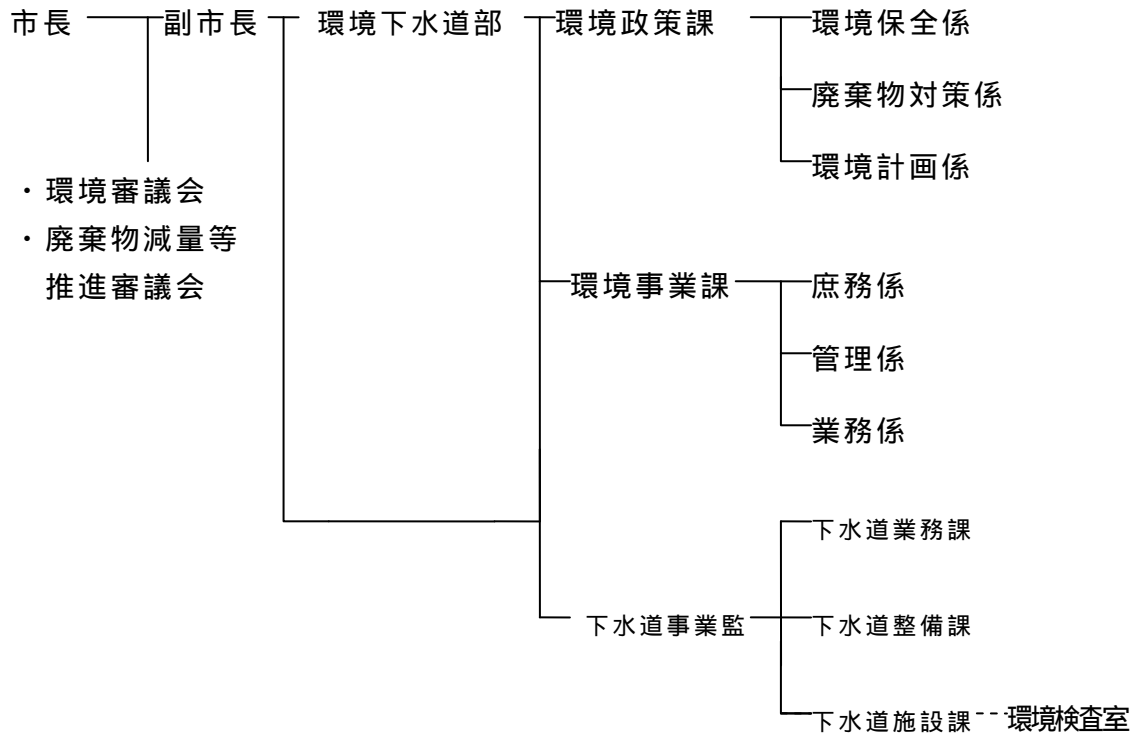
旧淀江町では、用途地域・その他地域地区が定められていません。



環境行政の概要

1 環境行政の執行体制

(1) 機構 (平成20年4月1日現在)



(2) 事務分掌 (環境部門に限る)

環境政策課

- 騒音・振動防止対策に関すること
- 水質保全及び生活排水対策に関すること
- 湖沼水質保全に関すること
- 大気汚染・悪臭防止対策に関すること
- 市内一斉清掃事業に関すること
- 加茂川を美しくする運動連絡協議会の事務に関すること
- 米子市環境をよくする会の事務に関すること
- 環境保全、公害防止の総合企画調整に関すること
- ラムサール条約に関すること
- ISO14001の事務に関すること
- 放置自動車並びに落書き及びごみのぼい捨て等の対策に関すること
- 自然保護及び環境学習に関すること
- 環境学習に関すること
- 一般廃棄物の収集と処理計画に関すること。

再資源化・減量化事業に関すること。
不法投棄に関すること
ごみ置場及び事業所ごみ対策に関すること
一般廃棄物収集委託業者の指導に関すること
一般廃棄物処理業者に関すること

環境事業課

一般廃棄物の収集運搬に関すること。
米子市クリーンセンターの管理等に関すること。

環境下水道部下水道施設課環境検査室

公害及び環境保全に係る諸検査に関すること。
事業場排水検査に関すること。
下水水質検査に関すること。

2 米子市の環境行政

(1) 環境問題の変遷及び国の取り組み

昭和30年代からの高度経済成長期における地域開発等の進展により、各地で大気汚染、水質汚濁等の産業公害を引き起こし、特定の事業活動が住民に健康上の被害をもたらす構図となっていた。このため、国は昭和42年に公害対策を総合的・計画的に実施するため「公害対策基本法」を制定し、昭和45年の公害関係法を一括成立するなど公害対策の強化を図るとともに、昭和47年には「自然環境保全法」を制定、公害対策と自然保護対策を二本柱として環境行政が進められました。

昭和50年代に入ると、公害問題も危機的な状況を脱し、環境の状況は改善の方向に向かったが、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、生活排水による水質汚濁等の都市・生活型公害といわれる環境問題が顕著化してきました。

昭和60年代になると、これらの環境問題をめぐる情勢の変化に加え、地球温暖化やオゾン層の破壊等の地球規模での環境問題が新しい時代の問題として浮かび上がってきた。

このような背景の中、平成5年には環境行政の基本となる「環境基本法」制定され、平成6年には環境基本法に規定された基本理念や、施策を具体化するために「環境基本計画」が策定されました。そして、循環型社会形成のための法体系が整備され、「循環型社会形成推進法」や家電リサイクル法、建設リサイクル法等の個別法が制定されました。

自然環境の分野では、失われた生態系や自然環境を取り戻すため平成15年に「自然再生推進法」が制定されました。

更には、地球環境問題への動向としては、平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）で先進各国の地球温暖化効果ガス排出について、削減目標を定めた京都議定書が採択され、平成17年に条約が発効されるとともに、地球温暖化防止に対応するため、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。

（2）米子市の取り組み

本市においては、昭和47年に「米子市環境保全条例」を制定し、生活環境の保全に努めるとともに、「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を定め、廃棄物の適正な処理等を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ってきた。

地球環境問題の重要性を踏まえ、市民、事業者、行政の役割分担による地球環境保全のための21の行動目標を設定した「アジェンダ21よなご」を平成11年に策定しました。

地球環境問題や新たな環境問題へ対応するため、市民、事業者、行政の役割分担や連携により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現し、この良好な環境を将来の世代に引き継ぐこと目的とする「米子市環境基本条例」を平成14年に制定した。

同年には市民の健康の保護及快適な生活環境の確保を図る目的で、「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」を議員提案により制定し、公共施設等に対する落書き及び放置自動車の対策を行ってきている。平成19年3月には、市民、事業者、行政が協働して環境の美化を図り、きれいな住みよいまちづくりを推進するため「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」を制定し、まちの美観を損ねる空き缶、たばこのぼい捨て、飼い犬等のふんの放置の対策を行なうこととなる。

また、家庭廃棄物については、「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正により、平成18年9月には、ごみ減量化の一層の推進、ごみ排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保、ごみ処理経費に係る財源確保の目的でごみの有料化を、平成19年3月には、ごみステーションに適正に持ち出された資源物等を持ち去る行為を禁止する条項を加えた。平成19年4月から条例改正に従ってごみの有料化が実施された。

公害苦情

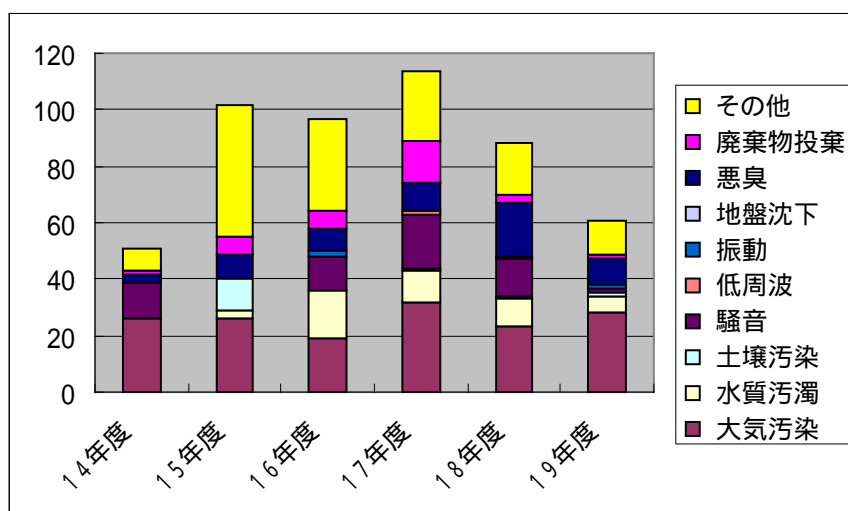
1 苦情の状況

公害苦情等の件数や内訳は次のとおりです。なお、苦情の特徴は、都市生活型公害といわれる近隣騒音など身近なものを対象とする苦情。法や条例の規制対象とならない苦情。典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染）以外のその他の苦情が多くみられる。

表 1 苦情件数種別発生状況

年度別	合計	典型7公害							左記以外		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他
14年度	51	26	0	0	13	0	0	0	3	1	8
15年度	102	26	3	11	0	0	0	0	9	6	47
16年度	97	19	17	0	12	0	2	0	8	6	33
17年度	114	32	11	1	19	1	0	0	10	15	25
18年度	88	23	10	1	13	0	1	0	19	3	18
19年度	60	28	6	0	2	0	1	0	9	2	12

図 1 年度別苦情件数種別



2 苦情の処理状況

苦情のほとんどは電話でなされたもので、まず苦情内容を聞き、現地調査が必要な場合は現地に行き、事情聴取や発生源調査を行い、解決方法等を検討することとしています。市職員のみでは、解決方法等が見出せない場合は関係機関と協議等を行っています。しかし、最近では、法や条例による規制対象外の苦情が増加する傾向があり、これらの処理にはこれといった決め手を欠くため、加害者と被害者双方が話しあいを通して理解を深めあうこと大切となります。苦情の発生を防止していくためには、お互いがある立場になって理解、尊重していく日常の場での生活ル - ル作りが必要と考えられます。

大 気 汚 染

1 大気汚染の現況

大気汚染の主な原因物質は、工場・事業場等から排出される硫黄酸化物、ばいじん、粉じん、窒素酸化物や自動車などから排出される窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素などがある。このほか、窒素酸化物、炭化水素などが太陽光線（紫外線）の作用を受け光化学反応を起こすことにより生成される光化学オキシダントがある。

大気汚染に係る環境基準物質等の測定については県が実施しており、測定地点は表2のとおりである。

表 2 市内の大気測定地点及び環境基準達成状況（平成19年度）

測 定 局		所在地	環 境 基 準 物 質				備 考	
			二酸化 いおう	浮遊粒 子状物	二酸化 窒素	一酸化 炭素		光化学 オキシダント
大気測定局 一般環境	県西部福祉保健局	東福原 1丁目		×			×	
自動車排ガ ス測定局	米子市役所前	加茂町 1丁目						

注) ○：達成、×：非達成、△：長期的評価では達成したが、短期的評価では非達成、◇：測定せず。

(1)大気汚染物質

大気汚染の現状については、下記の表のとおりである。

一般環境大気測定局（県西部福祉保健局）においては二酸化いおう、二酸化窒素は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは環境基準（0.06ppm以下）を達成しなかった。浮遊粒子状物質は、長期的評価で環境基準を達成したが、短期的評価では達成しなかった。

自動車排ガス測定局（市役所前）においては、二酸化窒素、一酸化炭素は環境基準を達成したが、浮遊粒子状物質は、長期的評価で環境基準を達成したものの短期的評価では環境基準を達成しなかった。

表 3 一般環境大気測定局 測定結果経年変化（年平均値）

測定項目	単位	測定場所	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
二酸化いおう	ppm	県西部福祉保健局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質	mg/m ³	〃	0.019	0.018	0.019	0.020	0.021
二酸化窒素	ppm	〃	0.01	0.009	0.008	0.007	0.008
一酸化炭素	ppm	〃	0.004	0.004	0.003	-	-
光化学オキシダント	ppm	〃	0.036	0.031	0.033	0.035	0.035

備考;光化学オキシダントの測定単位は、昼間の1時間値の平均値

表 4 自動車排ガス測定局 測定結果経年変化(年平均値)

測定項目	単位	測定場所	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
浮遊粒子状物質	mg/m ³	米子市役所前	-	0.026	0.023	0.023	0.02
二酸化窒素	ppm	〃	-	0.013	0.012	0.014	0.011
一酸化窒素	ppm	〃	-	0.008	0.006	0.006	0.004
一酸化炭素	ppm	〃	-	0.3	0.4	0.4	0.3

(2) 有害汚染調査モニタリング調査(平成 1 9 年度)

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となる物質のことです。有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質は200物質以上ありますが、その中でも特に環境省が優先取組物質として4物質については環境基準が定められており、その測定調査結果は次のとおりであるが、環境基準を達成している。

表 5 有害汚染調査モニタリング調査(平成19年度)

調査地点	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	ジクロロメタン
県西部福祉保健局	0.00021mg/m ³	0.000061mg/m ³	0.00088mg/m ³	0.0035mg/m ³
米子市役所前	0.000089mg/m ³	0.000067mg/m ³	0.00090mg/m ³	0.0028mg/m ³
環境基準	0.2mg/m ³	0.2mg/m ³	0.003mg/m ³	0.15mg/m ³

表 - 6 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、環境省告示により、環境上の条件について人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として従来から次の5物質に定められている。

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(昭和48年5月8日環告25)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(昭和48年5月8日環告25)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(昭和48年5月8日環告25)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和53年7月11日環告38)	1時間値が0.06ppm以下であること。(昭和48年5月8日環告25)

上記の5物質に加え、大気汚染による人の健康に係る被害が生じるおそれの程度(リスク)がある程度あると考えられるベンゼン等4物質について、平成9年2月4日に環境基準がもうけられ、平成13年4月に改正された。

表 - 7 大気汚染に係る環境基準(追加4物質) (平成13年4月20日環境庁告示30号)

物質名	環境基準	
	環境上の条件	達成期間等
ベンゼン	1年平均値が、0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4環告4)	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1年平均値が、0.2 mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4環告4)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が、0.2 mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4環告4)	
ジクロロメタン	1年平均値が、0.15 mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20環告30)	

備考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パ-オキシアセチルナイトレ-トその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
3. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類の汚染状況を把握するため、大気中のダイオキシン類の調査を県が行なった。測定結果は次のとおりで、環境基準を達成している。

なお、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌の調査結果についても環境基準を達成している。

表 - 8 ダイオキシン類測定結果(米子市関係) (平成19年度)

調査区分	単位	測定結果	環境基準	備考
		平均値(濃度範囲)		
大気	pg-TEQ/m ³	0.011(0.0094~0.012)	0.6以下	米子保健所
公共用水域	水質	pg-TEQ/l	1以下	中海及び美保湾
	底質	pg-TEQ/g	150以下	"
地下水	pg-TEQ/l	-	1以下	
土壌	一般環境	-	-	
	発生源周辺	pg-TEQ/g	1,000以下	市内2箇所

表 9 二酸化硫黄濃度経年変化（一般環境大気測定局）（測定地点、米子保健所）

項 目		平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
測定時間	(時間)	8,658	8,598	8,733	8,560	8,170	8,669	8,755
年平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
1時間値が0.1ppm を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(ppm)	0.029	0.032	0.050	0.034	0.032	0.034	0.020
平成19年度評価	環境基準を達成。							

表 - 10 一酸化炭素濃度経年変化（平成17年度まで：米子保健所[一般局]、平成18年度から：米子市役所前[自排局]）

項 目		平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
測定時間	(時間)	8,703	8,742	8,520	7,676	7,902	8,757	8,725
年平均値	(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3
8時間値が20ppm を超えた回数	(回)	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が10ppm を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(ppm)	2.4	2.0	2.2	2.6	1.7	2.0	1.2
平成19年度評価	環境基準を達成。							

表 - 11 浮遊粒子状物質濃度経年変化（測定地点、米子保健所[一般局]）

項 目		平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
測定時間	(時間)	8,699	8,754	8,781	8,304	8,757	8,467	8,466
年平均値	(mg/m ³)	0.017	0.018	0.019	0.018	0.019	0.02	0.021
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	5	0	0	0	0	6	0
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	1	1	0	0	0	2	2
1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.197	0.276	0.121	0.196	0.131	0.415	0.194
平成19年度評価	環境基準を非達成。							

表 - 12 二酸化窒素濃度の経年変化（測定地点、米子保健所[一般局]）

項 目		平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
測定時間	(時間)	8,744	8,728	8,281	7,557	8,726	7,683	8744
年平均値	(ppm)	0.011	0.01	0.01	0.009	0.008	0.007	0.008
日平均値が0.06ppm を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(ppm)	0.051	0.054	0.063	0.056	0.057	0.057	0.049
平成19年度評価	環境基準を達成。							

表 13 光化学オキシダント濃度経年変化（測定局：米子保健所）

項 目		平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
昼間測定日数	(日)	359	348	318	319	365	365	366
昼間測定時間	(時間)	5,363	5,136	4,763	4,772	5,473	5,464	5,484
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	(日)	88	68	75	33	55	75	59
	(時間)	474	398	542	121	364	687	412
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の 最高値	(ppm)	0.105	0.096	0.113	0.084	0.090	0.095	0.110
昼間の日最高1時 間値の年平均値	(ppm)	0.051	0.036	0.049	0.044	0.046	0.048	0.047
平成19年度評価	環境基準は達成されていないが、緊急時の基準0.12ppmには至らなかった。 (全国の測定局(一般局)においても達成した局は0.1%)							

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯

表 14 有害大気汚染物質の測定調査結果（測定地点：米子保健所<一般地域>）

物 質 名	単 位	基準値	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.6	0.026	0.021	0.027	0.013	0.025	0.011
トクソフェン	mg/m ³	0.2	0.00057	0.00045	0.00051	0.00024	0.00023	0.00021
トリソフェン	mg/m ³	0.2	0.00016	0.00014	0.00017	0.00011	0.00013	0.000061
ベンゼン	mg/m ³	0.003	0.0013	0.0011	0.0014	0.0010	0.0012	0.00088
ジクロロメタン	mg/m ³	0.15	0.0036	0.0035	0.0041	0.0016	0.0022	0.0035

表 15 有害大気汚染物質の測定調査結果（測定地点：米子市役所前<沿道>）

物 質 名	単 位	基準値	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
トクソフェン	mg/m ³	0.2	-	-	0.00017	0.00008	0.000059	0.000089
トリソフェン	mg/m ³	0.2	-	-	0.00017	0.00013	0.00016	0.000067
ベンゼン	mg/m ³	0.003	-	-	0.0016	0.0011	0.0014	0.00090
ジクロロメタン	mg/m ³	0.15	-	-	0.0023	0.0010	0.0019	0.0028

(注) 測定値は、年平均値

2 大気汚染の防止対策

大気汚染の規制は、大気汚染防止法及び鳥取県公害防止条例に定められている。

(1) 大気汚染防止法による

工場・事業場における事業活動に伴って発生する有害な物質を規制する目的ではばい煙発生施設(32種類)、一般粉じん発生施設(5種類)、特定粉じん発生施設(9種類)等に区分して規制しており、各施設を設置、変更しようとする者に対して届出の義務を課している。ばい煙については、ばい煙排出者に遵守すべき排出基準を定め、この排出基準に適合しない場合はばい煙排出者に対して、計画変更や改善を命じ、これに従わない場合は罰則等が適用されます。粉じんの規制は、粉じん排出者に対して、施設の構造、使用及び管理の基準を設けている。鳥取県が届出事務や監視指導等を行っている。

(2) 鳥取県公害防止条例による

1) 粉じん関係特定施設(2種類)に対して、届出の義務及び施設の構造、使用及び管理の基準を設けている。

2) 屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制し、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含むものを屋外において燃焼させることを禁止している。ただし、次にあげる場合はこの限りではない。

(ア) 燃焼炉の使用等適切な処理の方法により燃焼させる場合

(イ) 住民が事業活動以外の目的で少量燃焼させる場合

(ウ) 風水害等の災害のため生じた廃棄物をやむをえず少量燃焼させる場合

(エ) 農作物の凍霜害防止等の目的で最小限度の量を燃焼させる場合

(オ) 前項にあげる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

なお、これらの事務の内、(1)及び(2)の1)についての指導は、県で実施しているが、(2)の2)についての規制等の事務は、平成10年4月1日から市に委譲された。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による野外での廃棄物焼却の禁止

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する法律」の改正(施行;平成13年4月)により、野外において廃棄物の焼却が禁止となったが、公益上若しくは社会の習慣上やむをえないもの又は周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次に定めるものについては除外された。

ア 国又は地方公共団体が施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

イ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の火災の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

ウ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うため必要な廃棄物の焼却

エ 農業、林業又は漁業を営むためやむを得ないものとして行われる焼却

オ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

しかし、いくら軽微な焼却でもプラスチック、ビニール等を焼却すると、ダイオキシン類の発生等の危惧があるため、通常収集や再利用するよう啓発している。

4 酸性雨対策

通常の雨は、二酸化炭素を炭酸として溶かしているのでpHは5.6程度を示す。これより強い酸性の雨が酸性雨とよばれる。酸性雨は、石炭や石油などの化石燃料の燃焼などに伴って、硫黄酸化物、窒素酸化物が大気中に放出されることにより、これらのガスが大気中で硫酸、硝酸イオンなどに变化して雨等に取り込まれ降下するために生じる。大気汚染に起因する降水の酸性化は、地球的規模で懸念される環境被害の一因となっている。

これらの影響を的確に把握し、汚染対策を実施する基礎資料とするため、全国的に降水のモニタリング調査が実施されており、鳥取県では昭和62年度から調査を始め、降水の酸性化の経年的傾向について調査を行っている。各地点におけるpHの経年変化は、ほぼ横ばい傾向であった。

なお、平成16年度以降は米子保健所における調査は行われていない。

表 - 16 米子市における酸性雨調査結果（調査地点：米子保健所）

	pH（年度平均値）			最 大			最 小		
	13	14	15	13	14	15	13	14	15
年度	13	14	15	13	14	15	13	14	15
pH	5.1	4.8	4.9	6.4	6.4	6.4	4.2	4.2	4.3

表 - 17 県内の酸性雨調査結果（調査地点：鳥取市、湯梨浜町）

	pH（年度平均値）		備 考
	鳥取市	湯梨浜町	
平成16年度	4.65	-	
平成17年度	4.65	4.69	
平成18年度	4.69	4.59	
平成19年度	4.57	4.52	

水 質 汚 濁

1 公共用水域の水質汚濁現況

(1) 概況

公共用水域の水質汚濁は、工場・事業場等から排出される産業排水や一般家庭等から排出される生活排水などの汚濁物質が水域の自然浄化能力の限界を超えて排出されることによって引き起こされる。

近年、とくに水質汚濁の主要原因が炊事、洗濯等の生活排水によるものであり、その対策が重要な課題となっている。

(2) 環境基準のあてはめ

環境基準は、人の健康保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する基準に分かれている。

1) 人の健康保護に関する環境基準

全公共用水域に一律適用され、直ちに達成するものである。(資料1)

2) 生活環境の保全に関する環境基準

河川・湖沼・海域ごと利用目的に応じて基準をあてはめるものである。(資料2)

表 - 18 水域のあてはめ状況

水 域 名	告示 年月日	類型	環境基準の 達成期間	基 準 値						
				pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	油 分
日野川上流 (日野橋から 上流)	昭和46. 9.14	河川 AA	直ちに達 成する。	6.5~ 8.5	mg/ℓ 1以下	mg/ℓ	mg/ℓ 25以下	mg/ℓ 7.5以上	MPN/100 ml 50以下	
日野川下流 (日野橋から 下流)	昭和46. 9.14	河川 A	直ちに達 成する。	6.5~ 8.5	2以下		25以下	7.5以上	1,000 以下	
斐伊川水系の 中海及び境水 道	昭和47. 10.31	湖沼 A	5年以内で可 及的速やかに 達成する。	6.5~ 8.5		3以下	5以下	7.5以上	1,000 以下	
美保湾(その 他の海域)	昭和48 3.20	海域 A	5年以内で可 及的速やかに 達成する。	7.8~ 8.3		2以下		7.5以上	1,000 以下	検出さ れない こと。

水 域 名	告示 年月日	類 型	環境基準の達成期間	基 準 値	
				全 窒 素	全 り ん
斐伊川水系の 中海及び境水道	昭61.4.1	湖 沼	段階的に暫定目標を達成し つつ環境基準の可及的速や かな達成に努める。	0.4 以下 mg/ℓ [第4期湖沼水質保全計画目標値] (20年度) 0.50mg/ℓ	0.03以下 mg/ℓ [第4期湖沼水質保全計画目標値] (20年度) 0.048 mg/ℓ

(注) 1. 化学的酸素要求量(COD75%値)の第4期湖沼水質保全計画目標値は、4.6mg/ℓ。
2. COD75%値、全窒素及び全磷平均値は、環境基準点(10点)の最高値である。

2 水域別汚濁の現況

(1) 概況

1) 河川

[日野川]

日野川は日野橋から上流は河川類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められてお

り、BOD(75%値)の経年変化の平均値で見れば、ほぼ環境基準に適合している。
(図-2,3,6、表-19)

[旧加茂川・加茂川]

旧加茂川は生活環境保全の環境基準はあてはまられていないが、他河川よりの浄化用水の導入、河川改修、下水道処理区域の拡大等によりBOD(75%値)の経年変化の平均値は、徐々に下降の傾向を示し、現在横ばいの傾向になっている。(図-4,表-20)また、加茂川についても生活環境保全の環境基準はあてはまられていないが、下流部においては下水道整備が進み、また、上流部において農業集落排水事業や河川改修が行われている。BODの経年変化の平均値で見れば、近年横ばいの傾向を示している。(図-5,表-21)

[佐陀川]

生活環境保全の環境基準はあてはまられていないが、BOD(75%値)についてみると、類型Aを満たしている。(図-7,9,10、表-21,22)

[大沢川]

大沢川は、生活排水の流入により汚濁状況を表すBOD(平均値)が高い。(図-8、表-22)

[妻木川・塩川]

生活環境保全の環境基準はあてはまられていないが、BOD(平均値)についてみると、類型Aをほぼ満たしている。(図-10,11、表-23)

2) 湖沼

[中海]

中海の環境基準としては、湖沼類型Aが定められている。COD(75%値)で見ると、環境基準には適合していない。経年変化で見れば、ほぼ同程度で推移している。(図-13,14、表-24,25)

全窒素(T-N)全りん(T-P)については、湖沼類型 が定められている。これについても、ほとんどの地点で環境基準を満たしていない。(図-13~18、表-24,25)

3) 海域

[美保湾]

美保湾の環境基準は、海域類型Aが定められている。COD(75%値)で見ると、概ね環境基準に適合している。経年変化で見れば、漸減傾向が見られる。(図-19、表-26)

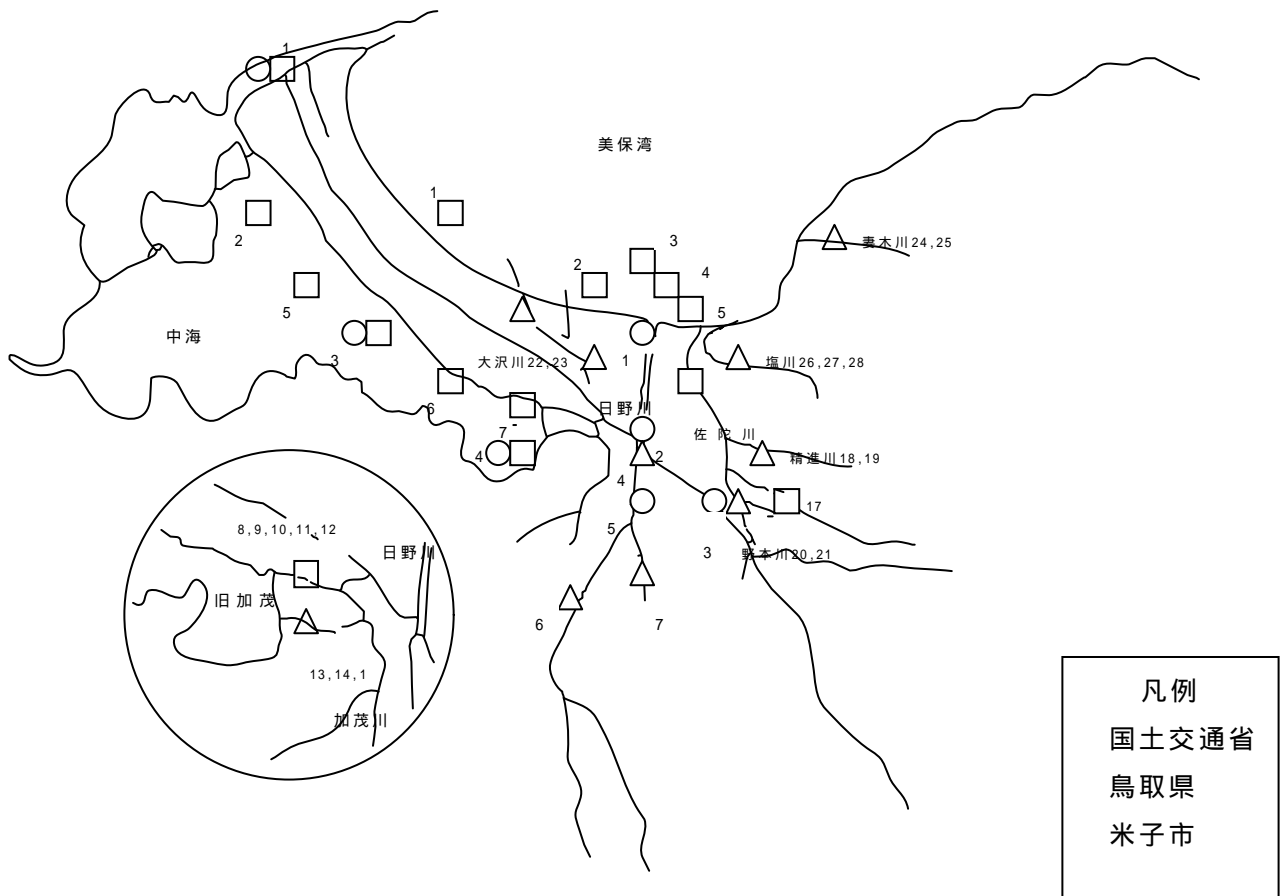
75%値とは

年間のy個の日間平均値のデータを値の小さいものから順に並べた場合(y×0.75)番目(その数が整数でない時は、直近上位の整数)の数値をいい、環境基準との比較に用いる値。

(2) 水域別汚濁現況

市内の河川のBOD及び中海、美保湾(日本海)のCODの年平均値(75%値等)推移は、次の図及び表のとおりである。

水質測定地点図



【湖沼】

[中海]1境水道中央部、2渡町地先、3葭津地先、4米子湾中央部、5美保飛行場地先、6彦名町地先、7旧加茂川河口地先

【海域】

[美保湾]1大篠津町地先、2皆生地先、3日野川河口地先北方1km、4日野川河口地先北東方1km、5佐陀地先0.5km

【河川】

[日野川]1皆生、2車尾、3八幡、[法勝寺川]4戸上、5福市、6大袋、

[小松谷川]7青木

[旧加茂川]8灘町橋、9天神橋、10旭橋、11土橋、12加茂川橋、[加茂川]13深浦橋、14美吉橋、15前田橋

[佐陀川]16佐陀、17福万、[精進川]18森橋、19新良路、[野本川]20河岡下橋、21押口尾高井出下

[大沢川]22市道加茂中央線、23市道堂暇線

[妻木川]24今津橋、25保田橋、[塩川]26小波浜、27小波上、28福平

図 - 2

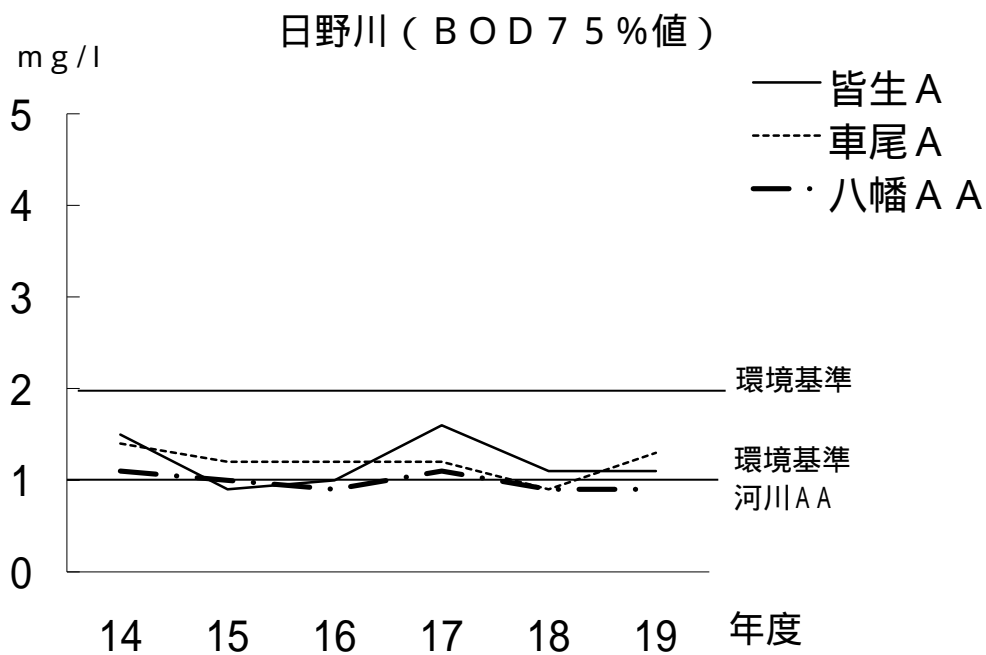


図 - 3

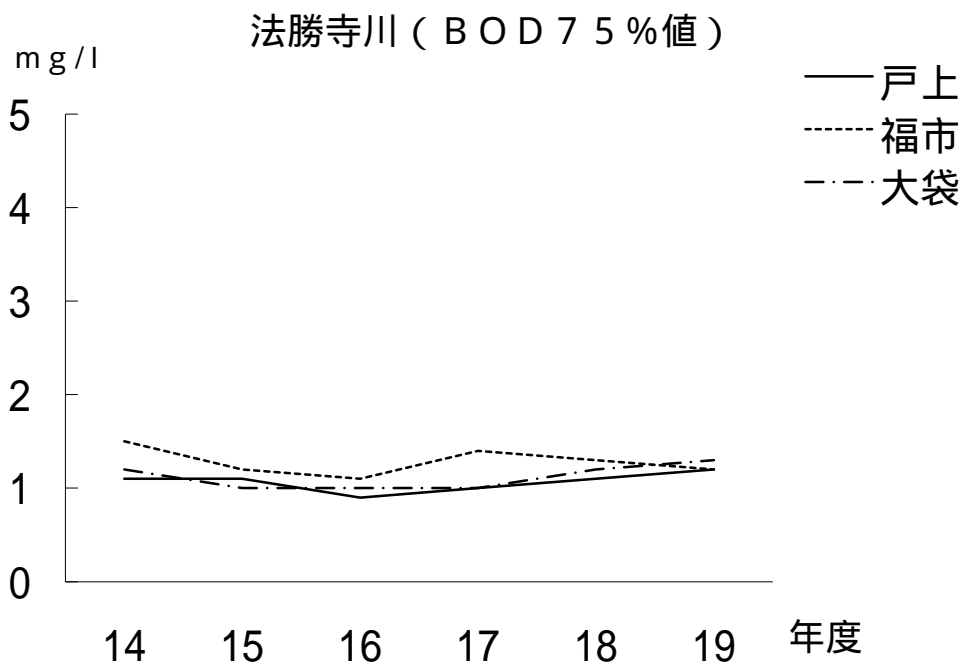


図 - 4

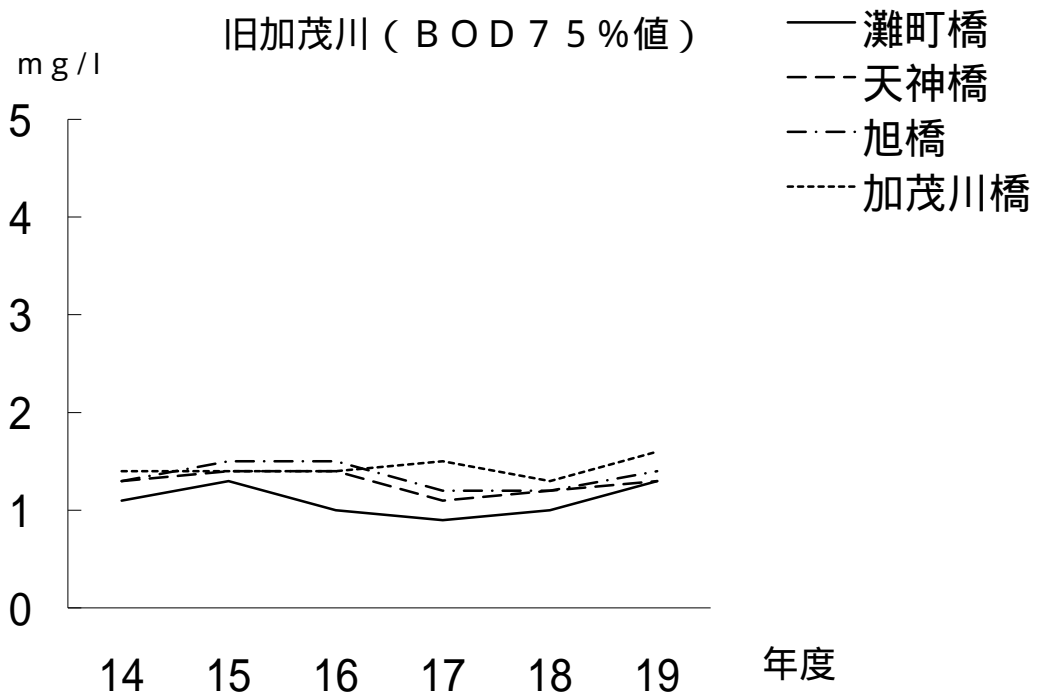


図 - 5

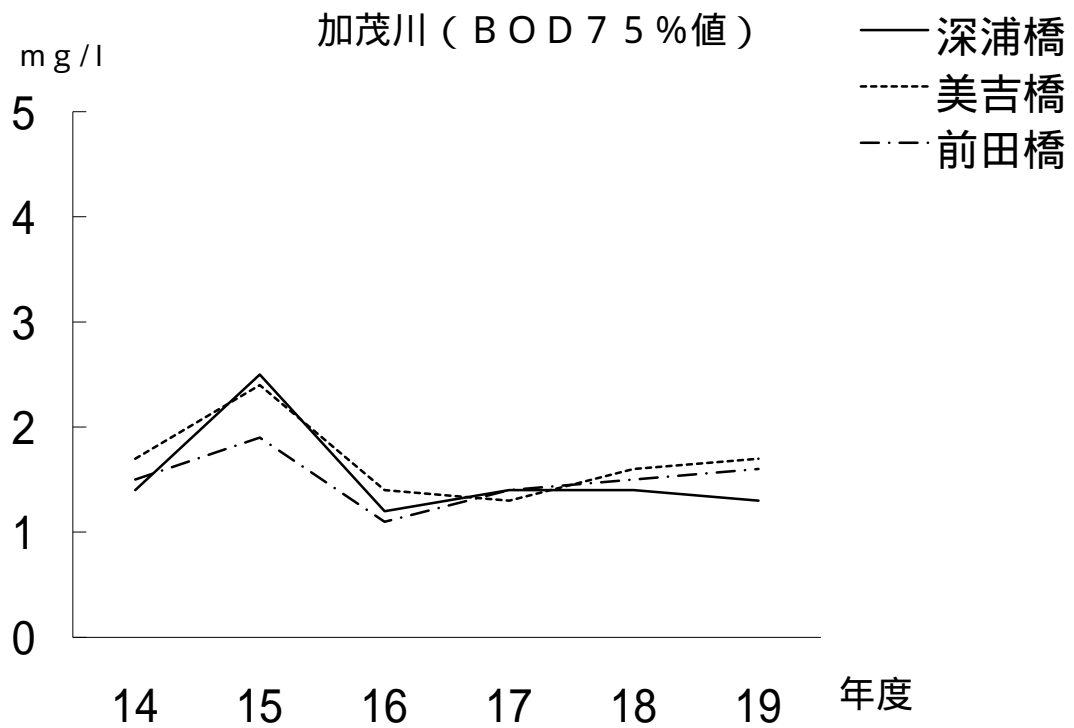


図 - 6

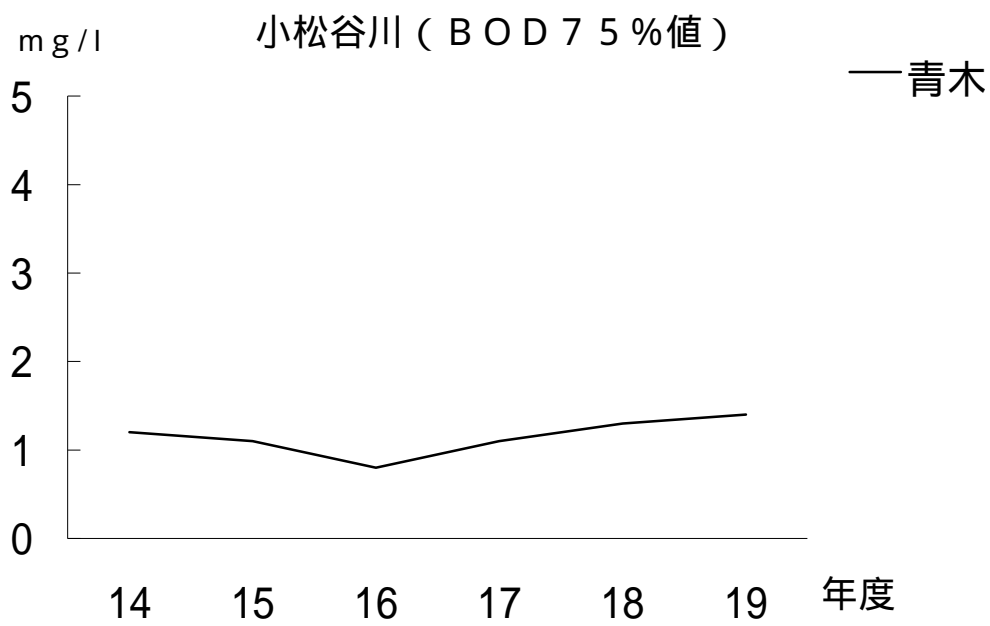


図 - 7

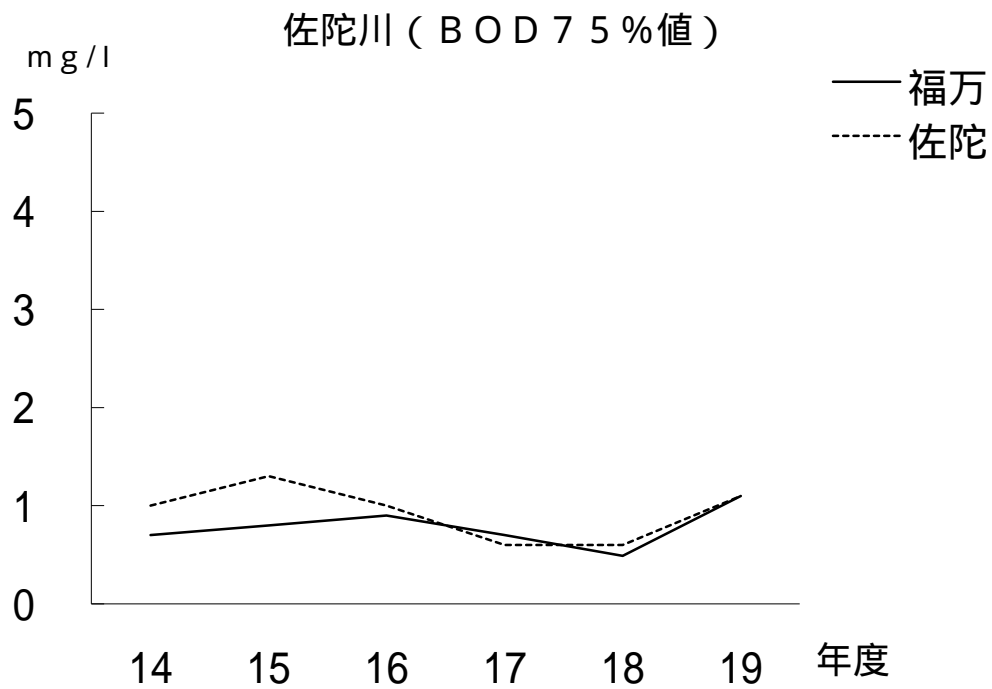


図 - 8

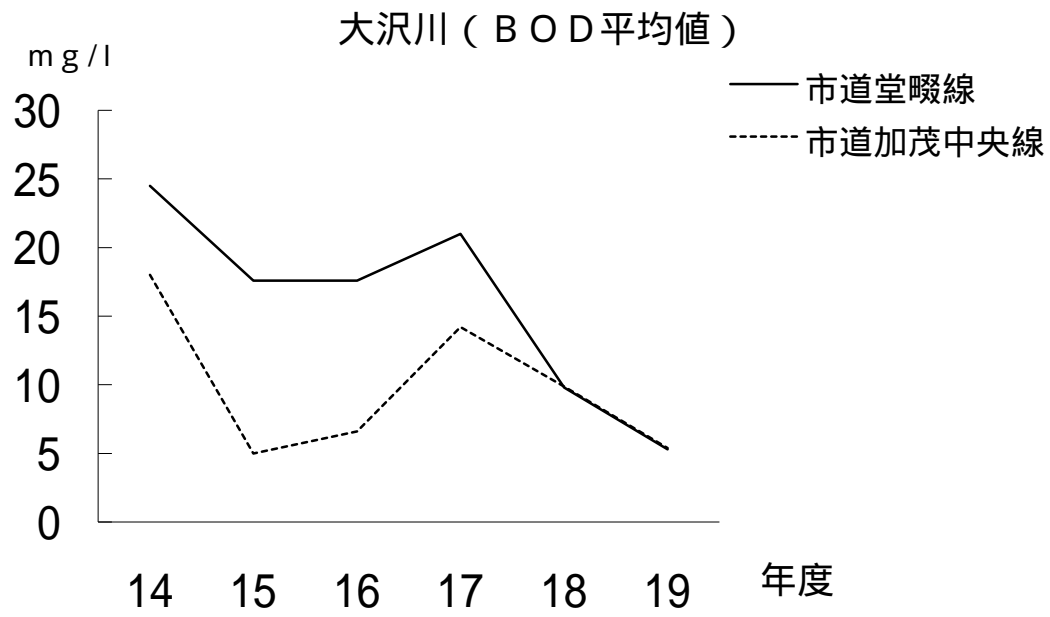


図 - 9

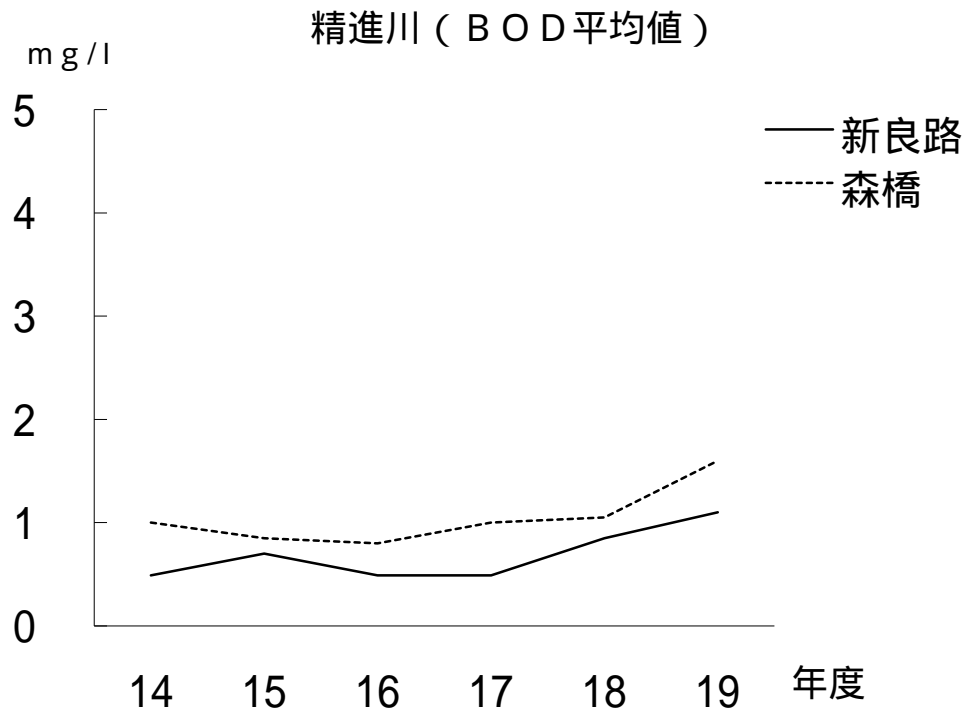


図 - 10

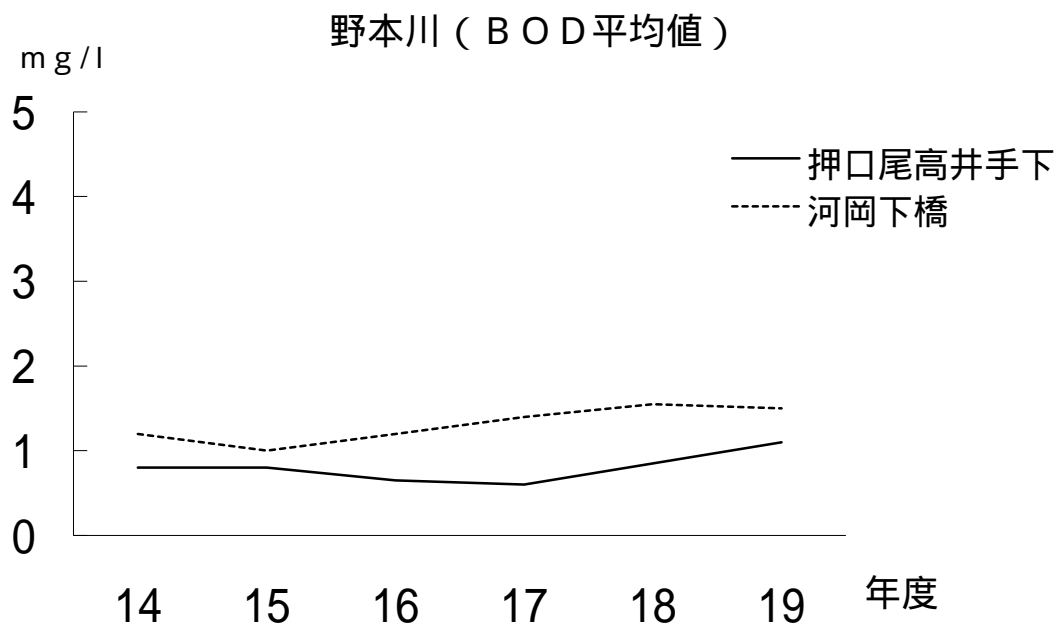


図 - 1 1

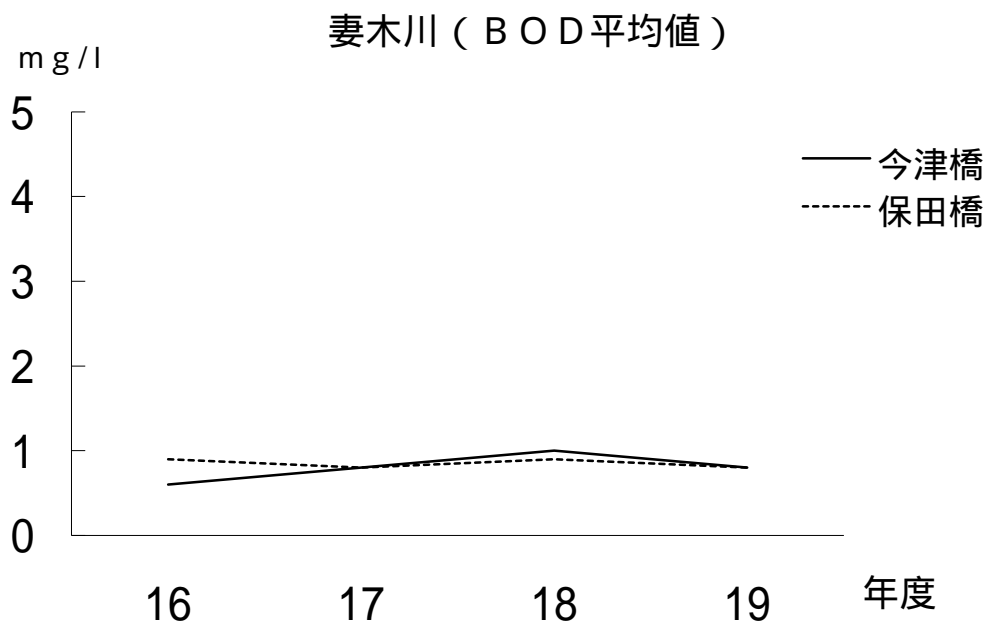


図 - 1 2

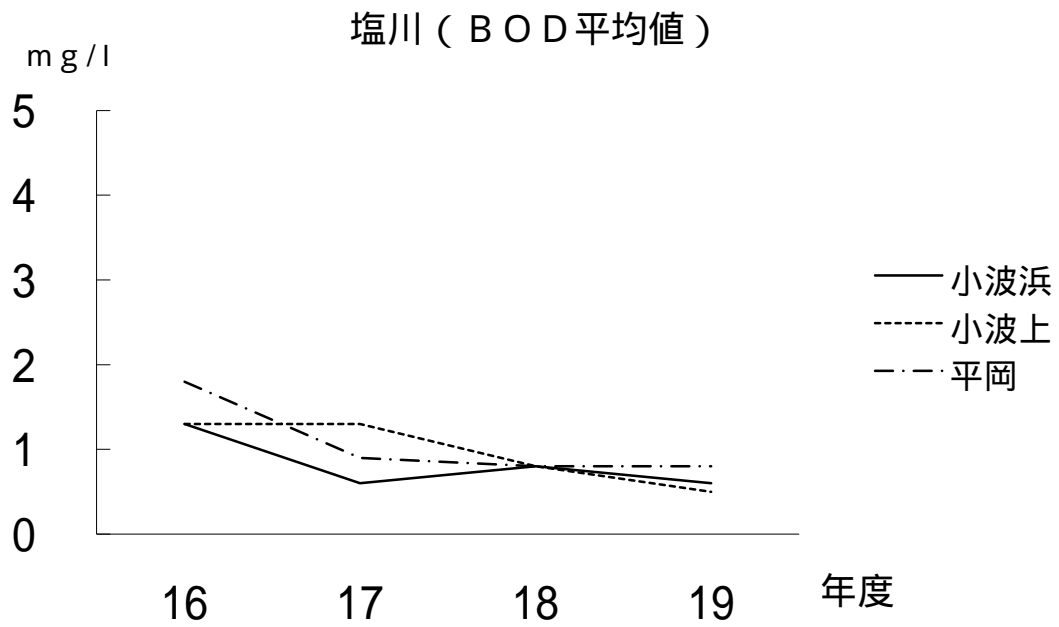


図 - 13

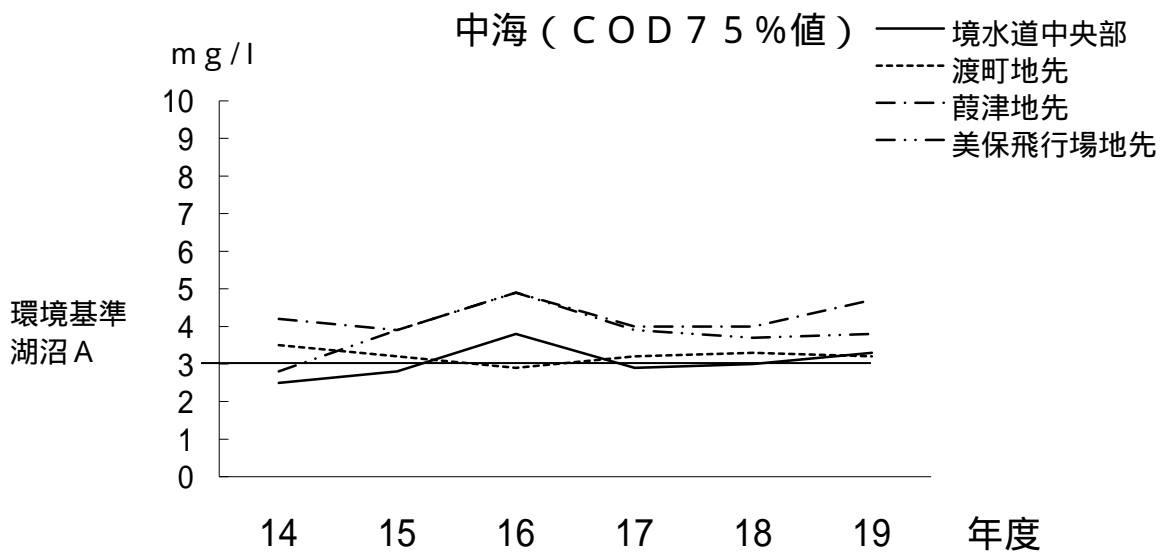


図 - 14

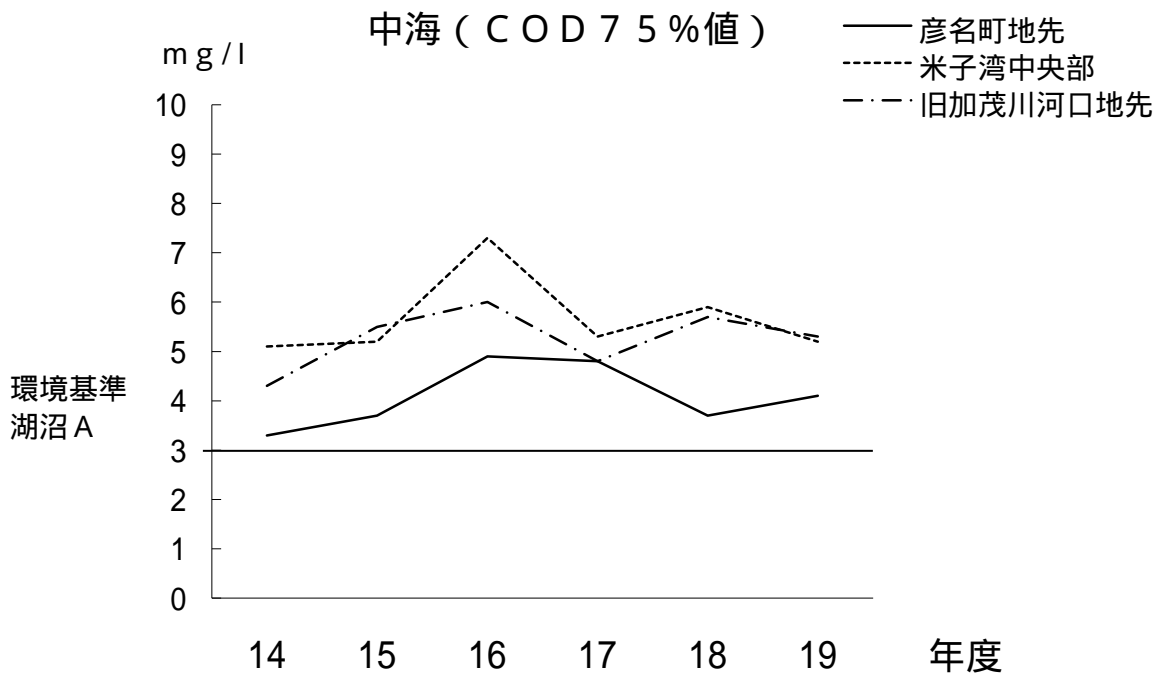


図 - 15

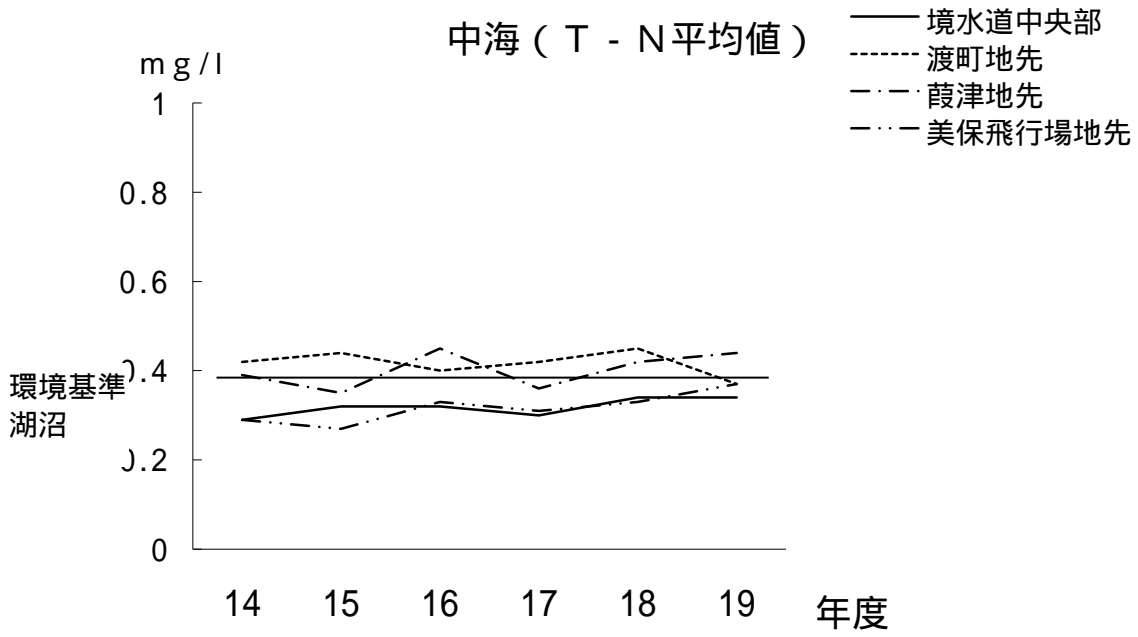


図 - 16

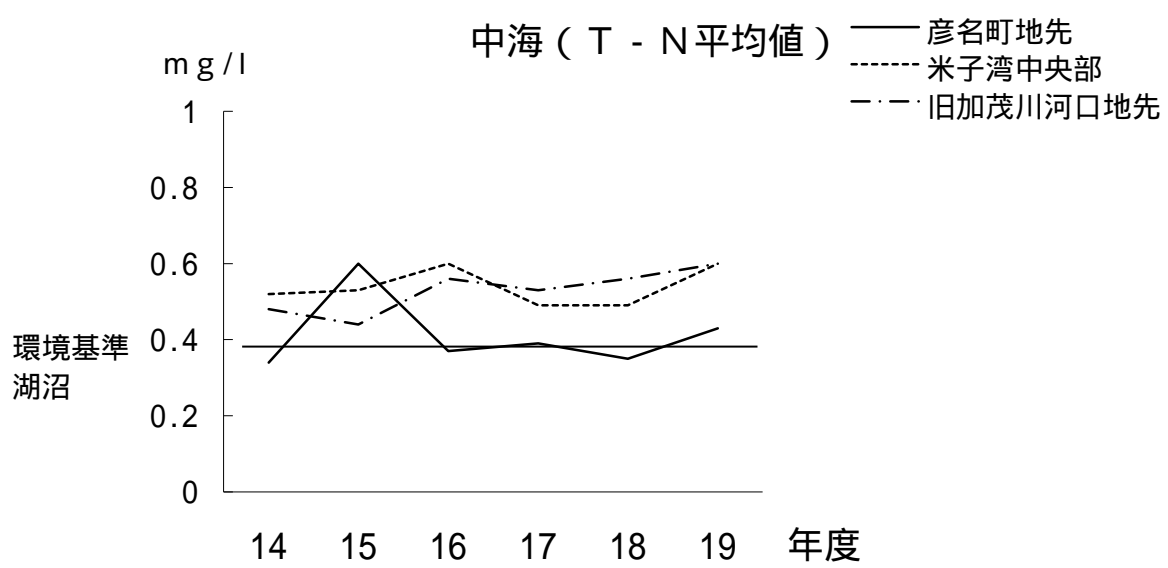


図 - 17

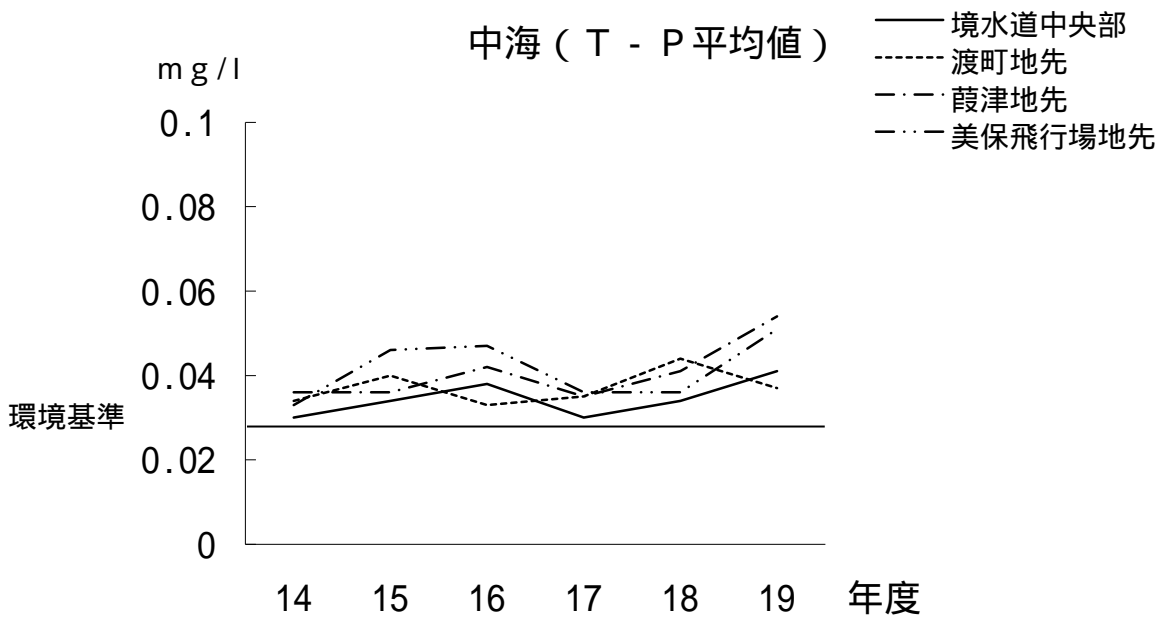


図 - 18

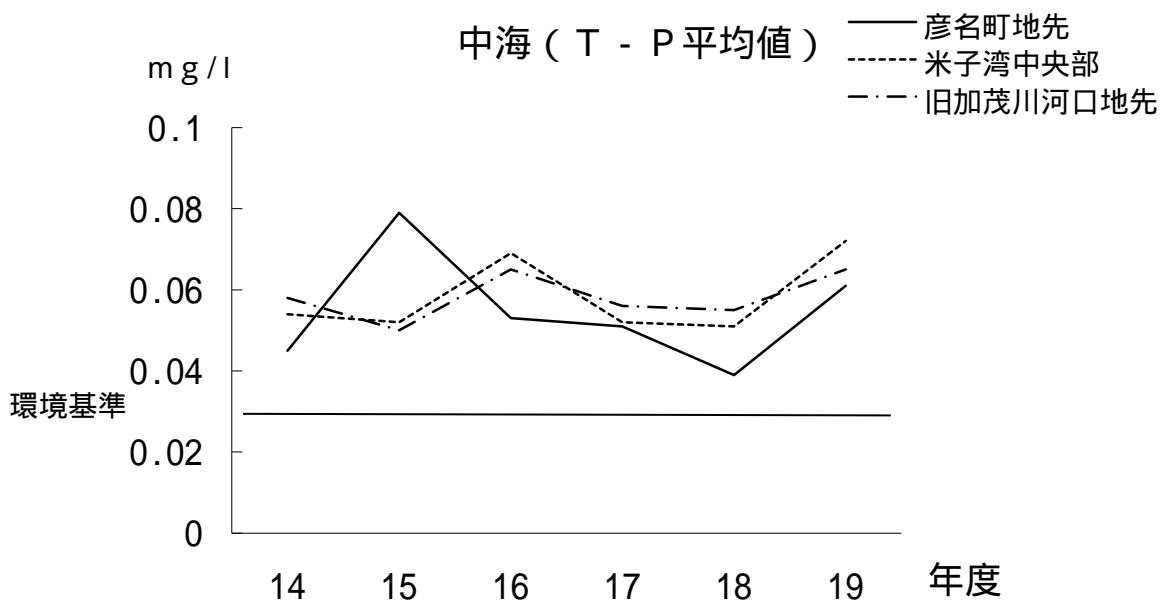


図 - 19

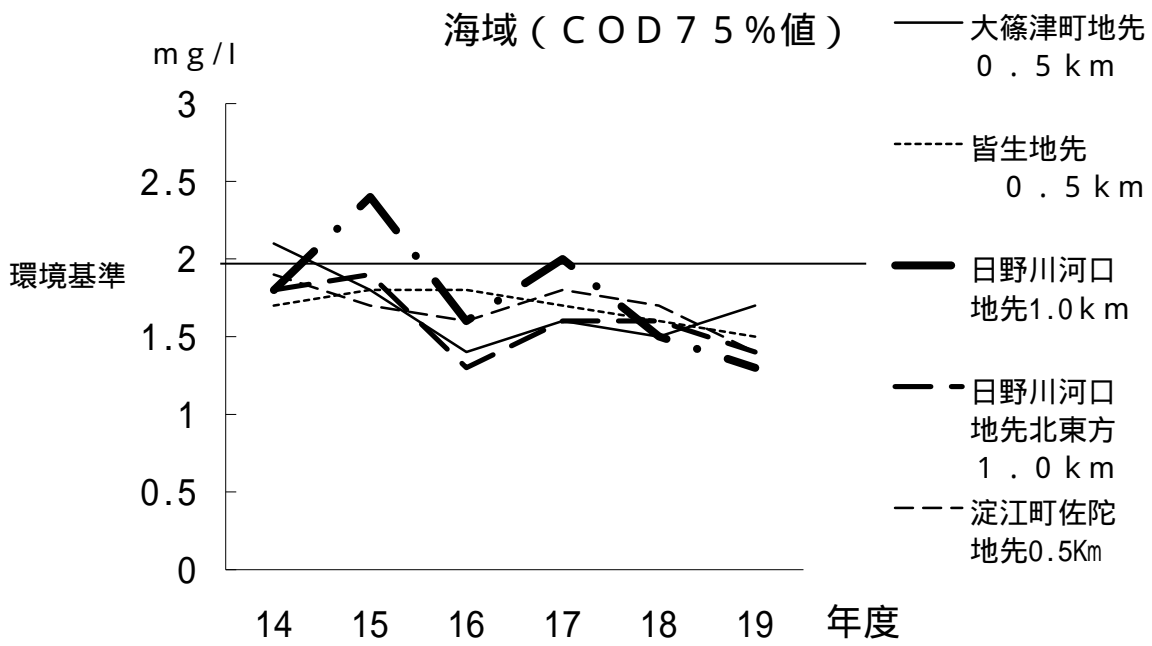


表 - 19 市街河川水質調査結果

水域・地点名	年度	水素イオン濃度指数 pH			溶存酸素量 DO (mg / l)				生物化学的酸素要求量(日間平均値) BOD (mg / l)					浮遊物質 SS (mg / l)			
		最小	最大	n	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均	75%値	最小	最大	n	平均
(日野川) 皆生 (A)	14	7.0	7.8	14	7.8	11	12	9.6	<0.5	2.2	12	1.3	1.5	2.0	46	12	16
	15	7.3	7.7	12	7.9	12	12	10	0.5	1.4	12	0.9	0.9	1.0	10	12	5.0
	16	7.1	7.7	12	7.6	13	12	10	<0.5	2.1	12	1.0	1.0	1.0	11	12	4.0
	17	7.2	7.8	12	7.9	13	12	10	<0.5	2.0	12	1.2	1.6	<1.0	11	12	4.0
	18	7.3	7.8	12	8.4	12	12	10	<0.5	1.5	12	0.8	1.1	<1.0	7.0	12	3.0
19	7.1	8.2	12	8.2	13	12	9.9	0.5	2.0	12	1.0	1.1	1.0	13	12	5.0	
(日野川) 車尾 (A)	14	6.9	7.9	51	6.6	13	48	9.9	<0.5	1.0	48	1.1	1.4	1.0	15	48	4.0
	15	6.7	7.7	49	7.1	12	48	9.9	0.5	2.0	48	1.0	1.2	1.0	12	48	4.0
	16	6.4	8.5	60	5.4	13	48	10	<0.5	2.0	48	0.9	1.2	<1.0	11	48	3.0
	17	6.9	7.9	60	6.3	13	48	10	<0.5	2.2	30	1.0	1.2	<1.0	10	48	3.0
	18	6.4	8.1	60	5.9	13	48	10	<0.5	2.5	48	0.8	0.9	<1.0	5.0	48	2.0
19	6.9	8.7	60	8.0	13	48	10	<0.5	1.9	30	0.9	1.3	1.0	10	48	3.0	
(日野川) 八幡 (AA)	14	7.1	7.9	14	8.6	13	12	11	<0.5	1.5	12	0.8	1.1	1.0	15	12	5.0
	15	7.4	7.9	12	8.6	12	12	10	<0.5	1.1	12	0.8	1.0	1.0	11	12	3.0
	16	7.1	8.1	12	8.6	13	12	11	<0.5	1.4	12	0.8	0.9	<1.0	7.0	12	3.0
	17	7.2	7.9	12	8.3	13	12	11	<0.5	1.1	12	0.9	1.1	<1.0	6.0	12	3.0
	18	7.6	8.0	12	8.4	13	12	11	<0.5	1.4	12	0.8	0.9	<1.0	5.0	12	2.0
19	7.5	8.8	13	8.8	12	13	11	<0.5	1.0	13	0.7	0.9	1.0	6.0	13	2.0	
(法勝寺川) 戸上	14	6.8	7.2	6	6.2	11	6	8.9	0.6	1.5	6	1.0	1.1	3.0	12	6	7.0
	15	7.0	7.4	6	7.4	12	6	9.5	0.5	1.9	6	1.0	1.1	2.0	9.0	6	5.0
	16	6.9	7.2	6	6.2	11	6	8.6	<0.5	1.1	6	0.7	0.9	1.0	5.0	6	3.0
	17	7.0	7.3	6	8.2	12	6	9.9	0.6	1.1	6	0.8	1.0	1.0	12	6	5.0
	18	7.1	7.5	6	7.0	12	6	9.4	0.8	1.6	6	1.0	1.1	1.0	13	6	5.0
19	7.0	7.3	6	7.6	10	6	8.8	0.6	1.3	6	1.0	1.2	2.0	8.0	6	4.0	
(法勝寺川) 福市	14	7.0	7.6	14	7.6	13	12	10	0.6	1.7	12	1.2	1.5	3.0	39	12	15
	15	7.2	7.6	12	7.5	12	12	9.6	0.5	1.4	12	1.0	1.2	<1.0	10	12	5.0
	16	7.0	7.7	12	6.9	12	12	9.9	0.6	2.2	12	1.0	1.1	1.0	18	12	5.0
	17	7.1	7.7	12	7.5	13	12	10	0.8	3.4	12	1.4	1.4	7.0	15	12	7.0
	18	7.2	7.7	12	7.1	12	12	10	0.5	1.5	12	1.0	1.3	2.0	16	12	5.0
19	7.2	7.7	12	7.9	12	12	10	0.8	1.9	12	1.1	1.2	1.0	8.0	12	4.0	
(法勝寺川) 大袋	14	6.7	7.6	6	9.1	11	6	9.9	0.5	1.4	6	1.0	1.2	2.0	15	6	6.0
	15	6.9	7.6	6	8.1	12	6	10	<0.5	1.8	6	0.9	1.0	<1.0	7.0	6	4.0
	16	6.9	7.5	6	7.8	11	6	9.6	<0.5	1.0	6	0.7	1.0	1.0	5.0	6	3.0
	17	7.0	7.4	6	8.2	12	6	9.9	0.6	1.1	6	0.8	1.0	1.0	12	6	5.0
	18	7.1	7.5	6	8.1	12	6	10	0.5	1.5	6	1.0	1.2	1.0	8.0	6	4.0
19	7.1	7.7	6	8.0	11	6	9.8	0.5	1.4	6	1.0	1.3	1.0	10	6	4.0	
(小松谷川) 青木	14	6.8	7.4	6	8.1	11	6	9.8	0.5	1.4	6	1.0	1.2	7.0	14	6	11
	15	6.8	7.6	6	7.7	11	6	10	<0.5	1.6	6	0.9	1.1	3.0	22	6	7.0
	16	6.9	7.4	6	7.9	11	6	9.9	<0.5	1.1	6	0.7	0.8	2.0	15	6	7.0
	17	7.0	7.3	6	8.1	11	6	9.9	0.6	1.2	6	0.9	1.1	4.0	19	6	11
	18	6.9	7.6	6	7.8	11	6	9.7	0.7	1.6	6	1.1	1.3	3.0	38	6	10
19	7.0	7.9	6	7.8	11	6	9.7	0.5	1.5	6	1.1	1.4	1.0	18	6	8.0	

表 - 20 市街河川水質調査結果

水域・地点名	年度	水素イオン濃度指数			溶存酸素量				生物化学的酸素要求量(日間平均値)					浮遊物質量			
		pH			DO (mg / l)				BOD (mg / l)					SS (mg / l)			
		最小	最大	n	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均	75%値	最小	最大	n	平均
(旧加茂川) 灘町橋	14	7.0	7.3	12	7.6	12	12	9.4	<0.5	1.8	12	1.0	1.1	2.0	8.0	12	5.0
	15	6.8	8.1	12	7.3	12	12	9.2	0.6	1.8	12	1.0	1.3	<1.0	5.0	12	2.0
	16	6.9	7.7	12	7.4	12	12	9.3	0.6	1.1	12	0.9	1.0	<1.0	11	12	4.0
	17	6.9	8.3	12	7.1	13	12	9.8	<0.5	1.0	12	0.7	0.9	<1.0	6.0	12	2.0
	18	7.3	8.1	12	7.8	12	12	9.8	0.5	1.8	12	1.0	1.0	<1.0	8.0	12	2.0
	19	7.2	7.9	12	5.9	12	12	9.1	0.5	2.3	12	1.2	1.3	1.0	9.0	12	3.0
(旧加茂川) 天神橋	14	7.0	7.8	13	7.9	12	12	9.7	0.8	1.9	12	1.2	1.3	1.0	14	12	6.0
	15	6.9	7.8	12	8.1	13	12	9.7	0.6	1.7	12	1.2	1.4	<1.0	8.0	12	3.0
	16	6.9	7.9	12	7.4	13	12	9.9	0.5	1.8	12	1.1	1.4	<1.0	8.0	12	3.0
	17	6.9	8.7	12	7.5	13	12	10	0.5	1.6	12	0.9	1.1	<1.0	10	12	2.0
	18	7.3	8.1	12	8.7	13	12	10	0.6	1.6	12	1.1	1.2	1.0	10	12	3.0
	19	7.3	8.1	12	7.4	12	12	10	<0.5	2.0	12	1.2	1.3	1.0	6.0	12	3.0
(旧加茂川) 旭橋	14	7.0	7.6	13	8.4	12	12	10	0.8	1.9	12	1.2	1.3	1.0	18	12	7.0
	15	6.9	7.9	12	8.5	12	12	9.9	0.6	1.9	12	1.3	1.5	<1.0	10	12	4.0
	16	6.9	8.1	12	8.2	12	12	10	0.9	1.8	12	1.3	1.5	<1.0	13	12	6.0
	17	6.9	8.8	12	8.9	13	12	11	0.6	1.6	12	1.0	1.2	<1.0	13	12	3.0
	18	7.3	8.1	12	9.5	13	12	11	<0.5	1.6	12	1.1	1.2	2.0	11	12	5.0
	19	7.4	8.1	12	7.2	12	12	11	<0.5	2.0	12	1.3	1.4	1.0	8.0	12	4.0
(旧加茂川) 土橋	14	6.9	7.5	13	8.1	12	12	9.9	0.7	2.0	12	1.3	1.5	1.0	23	12	8.0
	15	7.0	7.3	12	8.5	12	12	9.9	0.9	1.8	12	1.4	1.6	<1.0	12	12	4.0
	16	6.9	8.0	12	8.3	12	12	10	0.6	1.5	12	1.1	1.4	<1.0	11	12	5.0
	17	6.9	8.7	12	8.3	13	12	11	0.6	1.8	12	1.0	1.1	<1.0	13	12	4.0
	18	7.4	8.0	12	9.2	12	12	11	<0.5	1.8	12	1.1	1.2	1.0	8.0	12	4.0
	19	7.3	8.1	12	8.4	13	12	11	0.7	3.0	12	1.5	1.9	1.0	10	12	4.0
(旧加茂川) 加茂川橋	14	6.9	7.5	12	8.3	12	12	9.9	0.6	1.9	12	1.2	1.4	1.0	18	12	7.0
	15	6.8	7.8	12	8.3	12	12	9.8	0.7	1.8	12	1.3	1.4	<1.0	10	12	4.0
	16	6.8	8.0	12	8.2	12	12	10	0.8	1.8	12	1.3	1.4	<1.0	12	12	5.0
	17	6.9	8.4	12	7.5	13	12	10	0.6	2.7	12	1.3	1.5	1.0	10	12	3.0
	18	7.4	7.8	12	9.1	12	12	11	0.5	2.0	12	1.2	1.3	1.0	7.0	12	4.0
	19	7.4	8.0	12	8.5	13	12	11	0.5	2.8	12	1.5	1.6	1.0	9.0	12	4.0

表 - 21 市街河川水質調査結果

水域・地点名	年度	水素イオン濃度指数 pH(-)			溶存酸素量 DO (mg / l)				生物化学的酸素要求量 BOD (mg / l)					浮遊物質量 SS (mg / l)			
		最小	最大	n	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均	75%値	最小	最大	n	平均
(加茂川) 深浦橋	14	6.9	7.2	6	6.0	10	6	7.7	1.0	4.7	6	1.8	1.4	5.0	33	6	15
	15	6.8	7.3	6	6.5	9.1	6	7.2	0.8	12	6	3.2	2.5	3.0	27	6	10
	16	6.9	7.1	6	5.8	9.9	6	7.6	0.8	2.2	6	1.2	1.2	2.0	9.0	6	4.0
	17	6.9	8.1	6	6.2	10	6	8.1	0.6	1.5	6	1.1	1.4	3.0	10	6	5.0
	18	7.0	7.2	6	5.7	11	6	8.2	0.6	1.4	6	0.9	1.4	1.0	10	6	4.0
	19	7.0	7.3	6	6.6	9.8	6	8.0	<0.5	1.7	6	0.9	1.3	2.0	100	6	19
(加茂川) 美吉橋	14	6.8	7.4	6	7.6	10	6	8.3	0.9	1.8	6	1.4	1.7	6.0	25	6	15
	15	6.8	7.3	6	7.3	10	6	6.6	0.9	2.6	6	1.7	2.4	5.0	21	6	10
	16	6.9	7.3	6	7.4	10	6	8.9	0.6	1.5	6	1.2	1.4	2.0	12	6	7.0
	17	6.9	7.2	6	5.6	11	6	9.0	0.9	1.7	6	1.2	1.3	2.0	11	6	8.0
	18	7.1	7.4	6	7.3	11	6	9.0	0.8	1.9	6	1.3	1.6	2.0	12	6	6.0
	19	6.9	7.8	6	7.7	11	6	9.3	0.7	2.2	6	1.3	1.7	2.0	16	6	8.0
(加茂川) 前田橋	14	6.8	7.4	6	7.6	10	6	9.0	0.6	1.6	6	1.2	1.5	7.0	27	6	14
	15	6.8	7.2	6	7.6	10	6	9.1	0.8	2.7	6	1.4	1.9	3.0	21	6	10
	16	6.8	7.3	6	7.2	10	6	8.8	0.7	1.3	6	1.0	1.1	3.0	21	6	10
	17	6.9	7.3	6	6.6	10	6	8.9	0.8	1.5	6	1.1	1.4	6.0	11	6	8.0
	18	7.1	7.3	6	7.1	11	6	9.2	0.8	1.5	6	1.3	1.5	3.0	12	6	6.0
	19	6.9	7.4	6	7.7	10	6	9.0	0.7	2.4	6	1.3	1.6	4.0	13	6	9.0
(佐陀川) 福万	14	7.5	8.3	4	9.9	11	4	10	<0.5	1.4	4	0.8	0.7	2.0	10	4	6.0
	15	7.7	8.0	4	9.0	11	4	9.9	0.6	1.1	4	0.8	0.8	2.0	6.0	4	5.0
	16	7.7	8.8	4	9.1	11	4	10	0.5	1.2	4	0.8	0.9	<1.0	5.0	4	3.0
	17	7.5	7.9	4	9.4	12	4	10	<0.5	0.8	4	0.5	0.7	3.0	16	4	9.0
	18	7.7	7.9	4	9.6	10	4	9.9	<0.5	0.6	4	0.5	<0.5	2.0	8.0	4	5.0
	19	7.6	8.8	4	7.5	11	4	9.7	0.7	1.4	4	1.0	1.1	1.0	12	4	6.0
(佐陀川) 佐陀	14	7.2	7.3	4	9.3	11	4	10	<0.5	1.0	4	0.8	1.0	7.0	3.0	4	5.0
	15	7.1	7.5	4	8.8	11	4	9.9	0.7	1.3	4	1.1	1.3	4.0	9.0	4	6.0
	16	7.1	7.4	4	8.4	12	4	10	0.9	1.3	4	1.1	1.0	<1.0	5.0	4	4.0
	17	7.0	7.4	4	9.7	12	4	11	<0.5	1.1	4	0.7	0.6	3.0	7.0	4	5.0
	18	7.3	7.7	4	9.7	10	4	9.9	<0.5	1.3	4	0.8	0.6	2.0	7.0	4	5.0
	19	7.2	7.6	4	7.6	11	4	9.9	0.8	1.4	4	1.0	1.1	3.0	4.0	4	3.0

() は、75%値

表 - 22 市街河川水質調査結果

水域・地点名	年度	水素イオン濃度指数			溶存酸素量				生物化学的酸素要求量				浮遊物質量			
		pH			DO (mg / l)				BOD (mg / l)				SS (mg / l)			
		最小	最大	n	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均
(精進川) 森橋	14	7.2	7.3	2	7.8	9.7	2	8.8	0.8	1.2	2	1.0	7.4	8.4	2	7.9
	15	7.3	7.4	2	9.1	10.5	2	9.8	<0.5	1.2	2	0.9	3.2	4.4	2	3.8
	16	7.0	7.3	2	9.2	10.2	2	9.7	<0.5	1.1	2	0.8	6.2	13	2	9.6
	17	7.2	7.5	2	9.1	10.3	2	9.7	0.8	1.2	2	1.0	5.0	21	2	13.0
	18	7.4	7.4	2	9.4	10.3	2	9.9	0.9	1.2	2	1.1	5.6	6.2	2	5.9
	19	7.5	7.6	2	9.3	11.6	2	10.5	1.1	2.0	2	1.6	5.0	10	2	7.5
(精進川) 新良路 (養鶏・ 養豚場下流)	14	7.2	7.3	2	8.5	9.7	2	9.1	<0.5	<0.5	2	<0.5	2.0	5.2	2	3.6
	15	7.3	7.4	2	9.1	10.4	2	9.7	<0.5	0.9	2	0.7	4.2	5.4	2	4.8
	16	6.9	7.3	2	8.5	10.1	2	9.3	<0.5	<0.5	2	<0.5	2.8	3.8	2	3.3
	17	7.2	7.5	2	9.2	10.4	2	9.8	<0.5	0.5	2	<0.5	2.0	5.2	2	3.6
	18	7.4	7.5	2	9.4	10.5	2	10.0	0.7	1.0	2	0.9	2.6	3.6	2	3.1
19	7.3	7.5	2	9.2	11.6	2	10.4	0.5	1.6	2	1.1	2.4	3.0	2	2.7	
(野本川) 河岡下橋	14	7.7	8.2	2	10.0	10.9	2	10.0	0.9	1.6	2	1.2	4.0	4.4	2	4.2
	15	7.4	7.5	2	10.2	11.0	2	10.6	0.6	1.4	2	1.0	2.0	17	2	9.5
	16	7.1	7.3	2	10.0	10.3	2	10.2	0.7	1.8	2	1.2	4.0	5.0	2	4.5
	17	7.3	8.9	2	10.7	13.0	2	11.9	0.9	1.8	2	1.4	4.2	12	2	8.1
	18	7.5	8.3	2	10.6	11.4	2	11.0	1.4	1.7	2	1.6	3.2	12	2	7.6
19	7.5	8.4	2	11.0	11.4	2	11.2	1.0	2.0	2	1.5	4.8	13	2	8.9	
(野本川) 押口 尾高井手下	14	7.9	8.2	2	9.4	10.0	2	9.7	0.5	1.1	2	0.8	4.6	8.4	2	6.5
	15	7.8	8.0	2	9.6	11.0	2	10.3	<0.5	1.1	2	0.8	3.4	3.8	2	3.6
	16	7.5	7.6	2	9.5	10.6	2	10.1	<0.5	0.8	2	0.7	2.6	5.0	2	3.8
	17	7.4	8.1	2	9.4	10.6	2	10.0	0.6	0.6	2	0.6	2.4	3.8	2	3.1
	18	7.6	7.8	2	9.2	10.3	2	9.8	0.7	1.0	2	0.9	6.6	7.2	2	6.9
19	7.6	8.0	2	9.7	12.0	2	10.7	0.7	1.5	2	1.1	3.6	5.8	2	4.7	
(大沢川) 市道 加茂中央線	14	6.9	7.8	4	4.4	8.2	4	6.6	9.1	27	4	18	7.2	28	4	14.6
	15	6.8	7.5	4	6.9	8.6	4	7.6	<0.5	8.1	4	5.0	4.0	6.4	4	4.8
	16	6.8	7.2	4	7.4	8.3	4	7.8	4.1	10	4	6.6	1.6	8.8	4	4.7
	17	6.9	7.2	4	6.3	8.1	4	7.4	4.2	36	4	14.2	3.0	88	4	26.8
	18	7.0	7.4	4	7.4	8.9	4	7.9	6.2	19	4	9.9	4.4	9.7	4	6.3
19	7.1	7.6	3	7.5	10.0	3	8.4	2.5	9.9	3	5.4	1.2	11	3	4.7	
(大沢川) 市道堂噺線	14	7.0	7.2	4	2.6	7.4	4	5.2	12	34	4	24.5	7.5	32	4	17.1
	15	6.7	7.1	4	6.0	9.8	4	7.4	9.6	32	4	17.6	5.6	16	4	11.6
	16	6.8	7.1	4	3.9	9.7	4	7.1	5.7	44	4	17.6	8.8	29	4	14.6
	17	6.9	7.2	4	5.6	8.8	4	7.9	15	26	4	21	8.8	30	4	18.2
	18	6.9	7.2	4	6.7	10.8	4	8.6	4.2	13	4	9.8	5.6	9.8	4	7.9
19	7.0	7.4	3	7.5	11.2	3	9.1	2.3	7.0	3	5.3	4.2	13	3	8.1	

表 - 23 市街河川水質調査結果

水域・地点名	年度	水素イオン濃度指数			溶存酸素量				生物化学的酸素要求量				浮遊物質量			
		pH			DO (mg / l)				BOD (mg / l)				SS (mg / l)			
		最小	最大	n	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均
(妻木川) 今津橋	14	7.2	7.4	3	8.5	11	3	9.8	1.7	2.8	3	2.4	<0.5	6.0	3	2.6
	15	7.1		1	8.5		1	-	<0.5		1	-	<1		1	-
	16	7.5		1	11.0		1	-	0.6		1	-	2.0		1	-
	17	7.2		1	8.6		1	-	0.8		1	-	2.0		1	-
	18	7.4	7.5	2	10	11	2	10	0.6	1.3	2	1.0	3.6	5.2	2	4.4
	19	7.2	7.2	2	10	10	2	10	0.8	0.8	2	0.8	1.0	2.8	2	1.9
(妻木川) 保田橋	14	7.1	7.3	3	8.5	11	3	9.7	1.2	2.6	3	1.8	<0.5	5.8	3	2.4
	15	7.3		1	8.7		1	-	<0.5		1	-	4.0		1	-
	16	7.4		1	10		1	-	0.9		1	-	2.0		1	-
	17	7.3		1	8.6		1	-	0.8		1	-	1.9		1	-
	18	7.4	7.7	2	10	11	2	10	0.6	1.2	2	0.9	4.2	4.6	2	4.4
	19	7.2	7.5	2	10	10	2	10	0.8	0.8	2	0.8	1.4	2.6	2	2.0
(塩川) 小波浜	14	7.1	7.5	3	8.1	12	3	9.8	1.2	2.8	3	1.8	<0.5	5.8	3	3.8
	15	7.1		1	8.0		1	-	0.9		1	-	6.0		1	-
	16	7.4		1	9.3		1	-	1.3		1	-	8.0		1	-
	17	7.0		1	8.3		1	-	0.6		1	-	6.0		1	-
	18	7.2	7.3	2	9.4	11	2	10	<0.5	1.0	2	0.8	6.4	6.6	2	6.5
	19	7.3	7.3	2	9.7	10	2	10	<0.5	0.6	2	0.6	2.6	4.4	2	3.5
(塩川) 小波上	14	7.3	7.5	3	8.2	10	3	8.9	1.3	2.1	3	1.6	8.0	18	3	12
	15	7.2		1	8.3		1	-	1.8		1	-	6.0		1	-
	16	7.5		1	9.1		1	-	1.3		1	-	29.0		1	-
	17	6.9		1	7.7		1	-	1.3		1	-	3.6		1	-
	18	7.3	7.3	2	9.3	9.9	2	9.6	<0.5	1.0	2	0.8	11	12	2	12
	19	7.3	7.4	2	9.2	9.5	2	9.4	<0.5	<0.5	2	<0.5	5.6	7.0	2	6.3
(塩川) 平岡	14	7.1	7.4	3	8.3	10	3	9.0	1.1	2.2	3	1.6	3.0	15	3	7.2
	15	7.3		1	8.5		1	-	0.6		1	-	9.0		1	-
	16	7.3		1	9.3		1	-	1.8		1	-	6.0		1	-
	17	7.3		1	8.9		1	-	0.9		1	-	8.0		1	-
	18	7.1	7.3	2	10	10	2	10	<0.5	1.1	2	0.8	3.2	7.5	2	5.4
	19	7.2	7.3	2	10	10	2	10	0.5	1.0	2	0.8	1.8	17	2	9.4

表 - 24 湖沼水質調査結果

水域・地点名 (中海)	年度	水素イオン濃度指 pH			溶存酸素量 DO (mg/l)				化学的酸素要求量(日間平均値;全層) COD (mg/l)					浮遊物質量 SS (mg/l)				全窒素 T-N (mg/l)				全リン T-P (mg/l)			
		最小	最大	n	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均	75%値	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均
		No. 1 境水道 中央部	14	7.7	8.6	60	4.5	12	60	8.2	1.5	3.7	20	2.4	2.5	2.0	75	36	13	0.06	0.45	24	0.29	<0.003	0.074
	15	8.0	9.3	60	5.5	10	60	8.3	1.4	5.4	20	2.8	2.8	2.0	2.9	36	9.0	0.12	0.61	24	0.32	0.017	0.074	24	0.034
	16	7.9	8.6	60	5.7	12	60	8.2	1.9	5.6	23	3.2	3.8	2.0	2.6	36	9.0	<0.05	0.55	24	0.32	0.015	0.089	24	0.038
	17	8.0	8.6	60	5.2	12	60	8.1	1.4	3.5	20	2.6	2.9	<1.0	35	36	8.0	0.12	0.55	24	0.30	0.018	0.063	24	0.030
	18	8.0	9.0	60	6.2	11	60	8.4	1.8	5.6	22	2.9	3.0	2.0	31	36	9.0	0.21	0.53	24	0.34	0.017	0.065	24	0.034
	19	8.0	8.8	60	5.9	11	60	8.1	1.7	4.0	22	2.7	3.3	1.0	3.8	36	10	0.17	0.52	24	0.34	0.021	0.070	24	0.041
No. 2 渡町地先	14	8.0	8.8	36	4.3	12	36	7.7	2.2	3.9	12	3.1	3.5	2.0	8.0	12	6.0	0.32	0.66	12	0.42	0.019	0.051	12	0.034
	15	7.6	9.6	36	1.1	12	36	7.5	1.6	7.2	12	2.9	3.2	2.0	27	12	8.0	0.31	0.76	12	0.44	0.020	0.11	12	0.040
	16	7.7	8.8	36	3.7	12	36	7.6	2.0	3.5	12	2.8	2.9	1.0	10	12	5.0	0.29	0.62	12	0.40	0.016	0.056	12	0.033
	17	7.7	8.7	36	0.7	13	36	7.6	2.1	3.6	12	2.9	3.2	1.0	13	12	4.0	0.27	0.56	12	0.42	0.019	0.066	12	0.035
	18	7.9	9.2	36	4.5	12	36	7.7	1.8	7.1	12	3.1	3.3	2.0	25	12	6.0	0.33	1.1	12	0.45	0.016	0.17	12	0.044
	19	7.9	8.6	36	2.5	12	36	7.6	2.4	3.9	12	3.0	3.2	1.0	5.0	12	2.0	0.28	0.55	12	0.37	0.022	0.059	12	0.037
No. 3 葭津地先	14	7.6	8.8	60	1.4	12	60	7.3	2.3	5.3	20	3.6	4.2	2.0	100	36	11	0.16	0.56	24	0.39	<0.003	0.068	24	0.036
	15	7.6	9.5	60	0.8	11	60	7.5	2.3	5.2	20	3.6	3.9	1.0	36	36	7.0	0.15	0.6	24	0.35	0.017	0.069	24	0.036
	16	7.6	9.1	60	1.8	14	60	7.6	3.1	7.7	23	4.4	4.9	3.0	40	36	10	0.15	1.8	24	0.45	0.021	0.088	24	0.042
	17	7.7	8.8	60	<0.5	14	60	7.3	2.5	9.2	20	3.9	4.0	1.0	27	36	9.0	0.21	0.66	24	0.36	0.019	0.068	24	0.035
	18	7.7	9.2	60	<0.5	13	60	7.4	2.3	10	22	4.0	4.0	2.0	29	36	9.0	0.20	1.3	24	0.42	0.017	0.19	24	0.041
	19	7.7	8.8	60	1.6	12	60	7.5	2.4	6.3	22	4.0	4.7	2.0	22	36	8.0	0.23	0.90	24	0.44	0.021	0.13	24	0.054
No. 4 米子湾 中央部	14	7.6	8.8	60	3.6	14	60	9.9	3.3	7.0	20	4.9	5.1	4.0	60	36	11	0.08	0.92	24	0.52	0.016	0.13	24	0.054
	15	7.8	9.5	60	2.0	13	60	8.4	2.7	11	20	4.9	5.2	2.0	62	36	9.0	0.23	3.1	24	0.53	0.026	0.24	24	0.052
	16	7.7	9.2	60	4.0	16	60	9.8	4.7	12	23	6.5	7.3	4.0	33	36	13	0.34	1.2	24	0.60	0.039	0.13	24	0.069
	17	7.6	8.9	60	3.3	14	60	9.0	3.3	8.1	20	5.0	5.3	2.0	25	36	10	0.17	1.6	24	0.49	0.022	0.24	24	0.052
	18	7.8	9.4	60	4.7	14	60	9.6	3.1	7.2	22	4.9	5.9	2.0	21	36	9.0	0.26	1.0	24	0.49	0.026	0.11	24	0.051
	19	7.1	9.0	60	3.2	13	60	8.9	3.7	9.2	22	4.9	5.2	2.0	26	36	10	0.29	2.4	24	0.60	0.025	0.29	24	0.072

表 - 25 湖沼水質調査結果

水域・地点名 (中海)	年度	水素イオン濃度指			溶存酸素量				化学的酸素要求量(日間平均値;全層)					浮遊物質質量				全窒素				全リン			
		pH			DO (mg/l)				COD (mg/l)					SS (mg/l)				T-N (mg/l)				T-P (mg/l)			
		最小	最大	n	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均	75%値	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均	最小	最大	n	平均
No. 5 美保飛行 場地先	14	7.7	8.3	24	1.3	12	24	7.5	1.8	4.6	12	2.6	2.8	4.0	97	24	29	0.14	0.52	12	0.29	0.008	0.064	12	0.033
	15	7.8	9.5	24	3.0	11	24	7.6	2.1	7.8	12	3.8	3.9	1.0	72	24	10	0.14	0.50	12	0.27	0.020	0.15	12	0.046
	16	7.7	8.8	24	3.8	13	24	7.8	3.2	5.9	12	4.3	4.9	5.0	38	24	12	0.17	0.46	12	0.33	0.025	0.086	12	0.047
	17	7.7	8.8	24	3.9	12	24	7.8	2.3	7.9	12	3.7	3.9	3.0	34	24	15	0.19	0.54	12	0.31	0.021	0.066	12	0.036
	18	7.8	9.3	24	3.0	11	24	7.7	2.5	5.5	12	3.5	3.7	2.0	21	24	11	0.23	0.44	12	0.33	0.021	0.064	12	0.036
	19	7.7	8.9	24	3.9	12	24	7.8	3.1	4.3	12	3.6	3.8	5.0	35	24	15	0.22	0.65	12	0.37	0.021	0.080	12	0.051
No. 6 彦名町 地先	14	7.8	8.8	24	<0.5	1.3	24	7.2	1.4	4.0	12	2.9	3.3	6.0	110	24	20	0.07	0.63	12	0.34	0.012	0.070	12	0.045
	15	7.1	9.6	24	1.5	13	24	7.2	2.6	23	12	5.1	3.7	1.0	150	24	10	0.17	4.2	12	0.60	0.024	0.53	12	0.079
	16	7.7	9.1	24	2.8	13	24	7.4	2.7	5.4	12	4.4	4.9	6.0	26	24	12	0.17	0.56	12	0.37	0.035	0.11	12	0.053
	17	7.7	8.9	24	2.2	14	24	7.3	3.2	7.8	12	4.6	4.8	4.0	57	24	16	0.20	0.88	12	0.39	0.024	0.15	12	0.051
	18	7.8	9.3	24	2.4	13	24	7.1	2.2	5.1	12	3.4	3.7	4.0	20	24	11	0.21	0.59	12	0.35	0.021	0.068	12	0.039
	19	7.6	9.1	24	2.4	12	24	7.0	3.1	6.6	12	4.0	4.1	5.0	31	24	14	0.23	0.71	12	0.43	0.026	0.088	12	0.061
No. 7 旧加茂川 河口地先	14	7.3	9.2	12	6.0	14	12	10	0.7	9.7	12	3.8	4.3	6.0	58	12	18	0.28	0.96	12	0.48	0.018	0.12	12	0.058
	15	7.2	9.1	12	8.5	12	12	9.9	2.5	7.4	12	4.5	5.5	2.0	14	12	7.0	0.20	0.62	12	0.44	0.025	0.071	12	0.050
	16	7.7	8.9	12	7.4	15	12	10	2.4	11	12	5.4	6.0	3.0	18	12	8.0	0.29	0.95	12	0.56	0.034	0.13	12	0.065
	17	7.3	8.9	12	4.0	13	12	9.7	3.1	7.1	12	4.8	4.8	2.0	16	12	9.0	0.28	0.76	12	0.53	0.030	0.11	12	0.056
	18	6.9	9.2	12	7.0	13	12	10	2.4	7.6	12	4.6	5.7	2.0	21	12	9.0	0.32	1.1	12	0.56	0.026	0.090	12	0.055
	19	6.5	8.8	12	5.5	11	12	9.1	2.4	6.5	12	4.4	5.3	4.0	14	12	10	0.29	1.1	12	0.60	0.027	0.13	12	0.065

表 - 26 海域水質調査結果

水域・地点名	年度	水素イオン濃度指数				溶存酸素量			浮遊物質量			化学的酸素要求量(日間平均値;全層)				全窒素			全リン		
		pH				DO (mg/l)			SS (mg/l)			COD (mg/l)				T - N (mg/l)			T - P (mg/l)		
		最小~最大	n	平均		最小~最大	n	平均	最小~最大	n	平均	最小~最大	n	平均	75%値	最小~最大	n	平均	最小~最大	n	平均
NO.1 大篠津町 地先 0.5 km	14	8.2~8.4	8	-	6.5~9.4	8	8.0	ND	8	-	0.5~2.2	4	1.6	2.1	-	-	-	-	-	-	
	15	8.1~8.5	8	-	6.5~9.1	8	8.1	ND	8	-	1.2~2.5	8	1.8	1.8	-	-	-	-	-	-	
	16	8.1~8.4	24	-	5.5~8.9	24	7.6	ND	24	-	0.5~1.6	12	1.1	1.4	-	-	-	-	-	-	
	17	8.1~8.4	22	-	6.7~10.0	22	8.0	ND	20	-	<0.5~1.9	11	1.1	1.6	-	-	-	-	-	-	
	18	8.1~8.4	24	-	6.8~11.0	24	8.2	ND	24	-	0.9~1.9	12	1.4	1.5	-	-	-	-	-	-	
	19	8.1~8.5	24	-	6.2~9.4	24	8.0	ND	24	-	0.9~1.7	12	1.3	1.7	-	-	-	-	-	-	
NO.2 皆生地先 0.5 km	14	8.2~8.3	8	-	7.1~9.5	8	8.1	ND	8	-	0.8~2.0	4	1.5	1.7	-	-	-	-	-	-	
	15	8.1~8.4	8	-	6.6~9.1	8	8.2	ND	8	-	<0.5~2.4	8	1.6	1.8	-	-	-	-	-	-	
	16	8.1~8.4	24	-	6.4~9.2	24	7.9	ND	24	-	0.6~2.4	12	1.5	1.8	-	-	-	-	-	-	
	17	8.1~8.6	22	-	6.9~10.0	22	8.1	ND	20	-	<0.5~2.4	11	1.2	1.7	-	-	-	-	-	-	
	18	8.1~8.5	24	-	6.0~9.2	24	8.0	ND	24	-	1.0~1.8	12	1.4	1.6	-	-	-	-	-	-	
	19	8.1~8.5	24	-	6.4~9.5	24	8.3	ND	24	-	0.7~1.9	12	1.3	1.5	-	-	-	-	-	-	
NO.3 日野川 河口地先 北方1.0 km	14	8.2~8.3	8	-	7.1~9.5	8	8.3	ND	8	-	0.9~2.0	4	1.6	1.8	-	-	-	-	-	-	
	15	8.1~8.4	8	-	6.8~10.0	8	8.5	ND	8	-	1.5~3.8	8	2.2	2.4	-	-	-	-	-	-	
	16	8.1~8.4	24	-	5.9~10.0	24	7.7	ND	24	-	0.6~2.4	12	1.4	1.6	-	-	-	-	-	-	
	17	8.1~8.5	22	-	6.9~11.0	22	8.2	ND	20	-	0.6~2.8	11	1.5	2.0	-	-	-	-	-	-	
	18	8.1~8.4	24	-	5.5~9.1	24	7.8	ND	24	-	0.9~2.0	12	1.4	1.5	-	-	-	-	-	-	
	19	8.1~8.5	24	-	5.6~9.8	24	8.2	ND	24	-	1.0~1.9	12	1.2	1.3	-	-	-	-	-	-	
NO.4 日野川 河口地先 北東方1.0 km	14	8.2~8.4	8	-	6.9~9.3	8	7.9	ND	8	-	1.2~2.0	4	1.7	1.8	-	-	-	-	-	-	
	15	8.1~8.4	8	-	7.1~9.2	8	8.3	ND	8	-	1.1~3.0	8	2.0	1.9	-	-	-	-	-	-	
	16	8.0~8.4	24	-	6.4~9.4	24	7.8	ND	24	-	0.5~2.1	12	1.2	1.3	-	-	-	-	-	-	
	17	8.1~8.4	22	-	6.7~10.0	22	8.1	ND	20	-	<0.5~2.5	11	1.3	1.6	-	-	-	-	-	-	
	18	8.1~8.4	24	-	5.7~9.4	24	7.9	ND	24	-	1.0~2.0	12	1.5	1.6	-	-	-	-	-	-	
	19	8.1~8.5	24	-	6.7~9.5	24	8.2	ND	24	-	0.9~1.7	12	1.3	1.4	-	-	-	-	-	-	
NO.5 佐陀川 佐陀地先 北方0.5 km	14	8.2~8.3	8	-	6.8~9.2	8	7.9	ND	8	-	0.9~2.3	8	1.6	1.9	-	-	-	-	-	-	
	15	8.1~8.3	8	-	7.0~9.2	8	8.3	ND	8	-	1.5~2.8	8	1.8	1.7	-	-	-	-	-	-	
	16	8.1~8.4	24	-	6.1~9.4	24	7.9	ND	24	-	0.5~2.1	12	1.2	1.6	-	-	-	-	-	-	
	17	8.1~8.4	22	-	6.7~9.9	22	8.1	ND	20	-	0.7~2.1	11	1.3	1.8	-	-	-	-	-	-	
	18	7.9~8.4	24	-	5.9~9.1	24	7.9	ND	24	-	1.0~2.1	12	1.5	1.7	-	-	-	-	-	-	
	19	8.2~8.5	24	-	7.0~9.2	24	8.2	ND	24	-	0.7~1.8	12	1.3	1.4	-	-	-	-	-	-	

3 浄化対策

水質汚濁防止法

目的... この法律は、工場及び事業場から、公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

平成 2 年に水質汚濁防止法の一部改正により新たに生活排水対策を推進するための制度的枠組みが、本法の中に組み込まれた。

(1) 工場、事業場の対策

水質汚濁防止法、上乗せ条例（水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例）及び鳥取県公害防止条例による届出事務、排水規制に係る監視、指導等については県が実施している。

水質汚濁防止法は、約 100 種類の特定施設を有する事業場（特定事業場という。）に対して有害物質に関しては全ての事業場が、また生活環境項目（資料 3）に関しては、1 日の平均的な排出量が 50 m³以上の特定事業場を規制の対象としているが、県の上乗せ条例により中海及び美保湾（日本海）に流入する公共用水域（米子市の全水域）については、1 日の平均的な排出量が 25 m³以上の特定事業場まで生活環境項目について規制の対象を拡大している。

平成元年 1 月 31 日、中海が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されたことから、同法に基づく「みなし指定地域特定施設（処理対象人員 201 人～500 人のし尿浄化槽及び厨房施設を設置する病床数 120～299 床の病院）」についても、上乗せ条例により規制している。（既設特定事業場については、平成 4 年 8 月 1 日から規制。）

また、平成 2 年 3 月 13 日に鳥取・島根両県が「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定するとともに、湖沼水質保全特別措置法に基づき、湖沼の水質汚濁の原因となるものを発生していても排水基準になじまない施設については、指定施設として政令（一定規模の豚、牛、馬房施設及びこいの養殖施設）で定め、構造及び使用方法の規制を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図ることとされている。

また、平成 7 年 11 月 1 日から従来の COD に加え、窒素、リンに係る汚濁負荷量規制を適用している。

表 - 27 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

(昭和48年鳥取県条例第40号)

この条例は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用する排水基準(以下「上乘せ排水基準」という。)及びこれを適用する区域を定めることを目的とする。

(上乘せ排水基準)

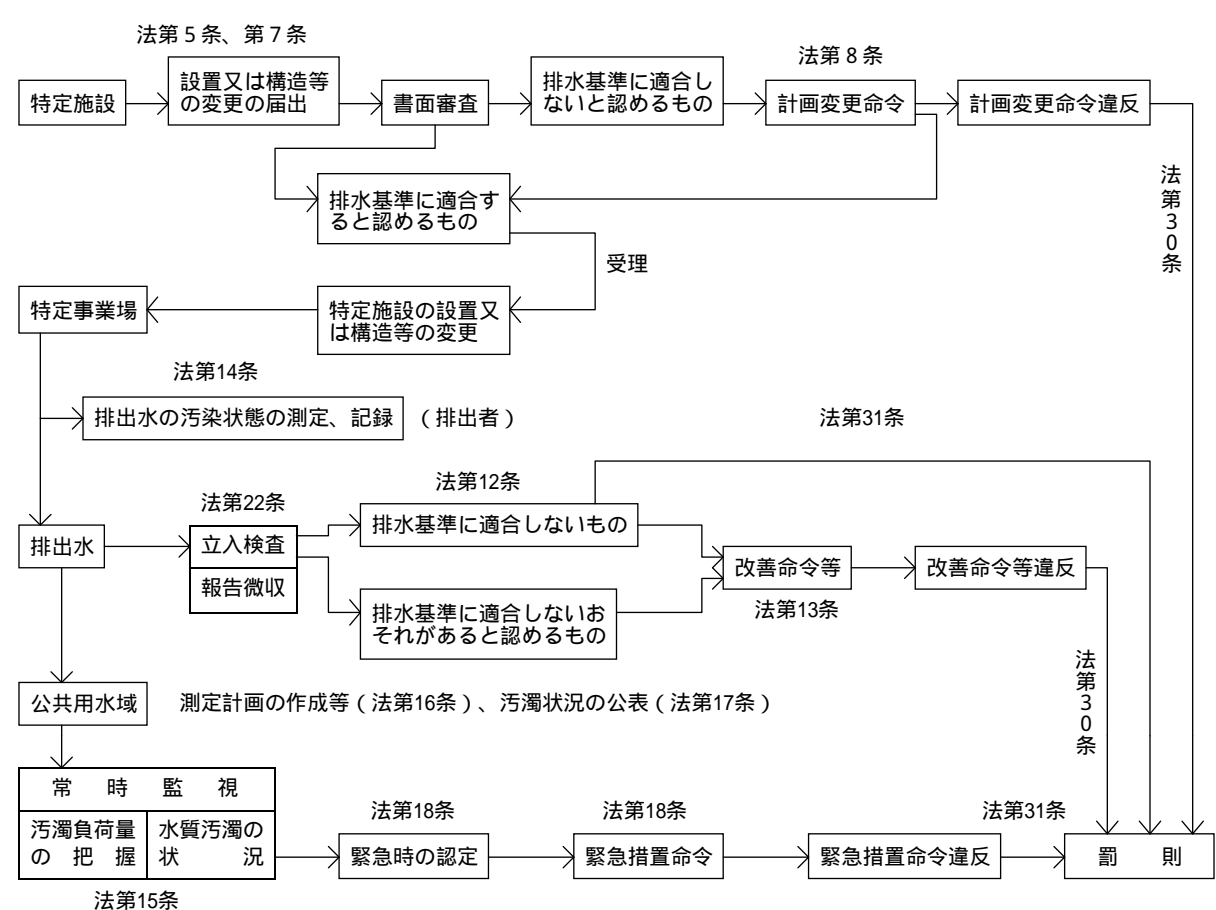
上乘せ排水基準(平元条例22・一部改正)は、資料 4 のとおり。

(適用区域)

中海水域	中海及び境水道並びにこれらに流入する米子市及び境港市の区域内の公共用水域
美保湾水域	境港市昭和町から旧米子市と旧西伯郡淀江町との境界に至る陸岸の地先海域並びにこれに流入する境港市、旧米子市及び日吉津村の区域内の公共用水域
湖山池水域	湖山池及びこれに流入する鳥取市の区域内の公共用水域

「旧」をつけた市町の名称及びそれらの区域は、平成17年3月30日におけるものを示す。(平11条例31・平16条例68・一部改正)

水質汚濁防止法の法体系図



3)鳥取県公害防止条例による

ア 排水基準……資料5

イ 汚水関係特定事業場

汚水関係特定事業場とは、1日の平均的な排水量が50m³以上の汚水関係事業場であり、集団給食施設については、pH、BOD又はCOD、SS、大腸菌群数、ドラムかん更生業の洗浄施設、車両洗浄施設（鉄道業、自動車整備業、ガソリンステーション等）については、油分を規制項目としている。

(2)生活排水対策

水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成2年6月22日に公布され、同年9月22日から施行されることとなった。生活排水対策に関する条文が新たに加わり、その主な点は、次のとおりである。

1. 従来からの事業場系排水規制への対応に加え、近年問題となってきた生活系排水対策についても対応していくことが、法律に明記された。
2. 水質の保全を図るための市町村の積極的な役割の位置付け及び国民の心がけ、努力について規定が新たに設けられた。
3. 生活排水対策を特に重点的に推進する必要がある地域については、県知事が、生活排水対策重点地域を指定し、当該地域を区域に含む市町村は、重点地域における生活排水対策の実施を推進するための生活排水対策推進計画を策定することとされた。

本市においても、平成4年3月16日に生活排水対策重点地域に「加茂川・旧加茂川流域及び大沢川流域」が県知事により指定され、それに伴い、米子市生活排水対策推進計画を平成5年3月に策定し、その計画に基づいて、生活排水対策事業を実施しているが、当該計画についての評価を行い、平成17年3月に見直しをおこなった。

生活排水対策に関する主な事業は次のとおりである。

ア 公共下水道

下水道事業は、浸水の防止や生活環境を整備するための基礎的な施設でもあり、同時に、中海等の公共用水域の保全のための施設でもあり、現在のところ生活雑排水対策として最も有効な手段となっている。また、高度処理施設を平成14年度から稼働させ、窒素及びリンの多くを除去している。

本市の下水道の整備状況は次のとおりである。

区分	認可区域	平成19年度末累計
処 理 区 域	2,273ha	1,825.1ha
計 画 人 口	95,460人	81,320人
処 理 場	3箇所	3箇所
ポ ン プ 場	9箇所	9箇所

注) ポンプ場の内、1箇所はマンホールポンプで対応

下水道の普及率(年度別) (単位:%)

年 度	13	14	15	16	17	18	19
普及率	41.1	43.2	45.1	48.9	50.0	53.1	54.5

イ 農業集落排水事業

農業振興地域内の農業集落を対象として、農業用排水の水質保全、農村生環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質の保全に寄与するものであって、本市に於いても次のとおり事業に行っている。

表 - 28 農業集落排水施設設置状況

地区名	計画人口	計画戸数	供用開始(予定)年度
尚 徳 地 区 (榎原、大袋、橋本)	1,910人	353戸	平成7年度
五 千 石 地 区 (諏訪、八幡、福市)	2,070人	402戸	平成9年度
成 実 第 1 地 区 (奥谷、石井、奈喜良)	2,810人	580戸	平成10年度
成 実 第 2 地 区 (新山、古市、吉谷)	940人	279戸	平成10年度
尚 徳 第 2 地 区 (上安曇、下安曇、別所)	520人	123戸	平成10年度
大 高 第 1 地 区 (下郷、上泉、下泉)	890人	215戸	平成12年度
春 日 地 区 (上・下新印、東八幡、古千、水原等)	3,900人	767戸	平成18年度
伯 仙 地 区 (福万、河岡、石州府等)	7,830人	1,781戸	平成19年度
巖 地 区 (今在家、二本木、東二本木、箕蚊屋)	1,270人	283戸	平成18年度
本 宮 地 区 (棺)	180人	26戸	平成6年度
福 岡 地 区 (北尾、上淀)	360人	60戸	平成6年度
福 井 地 区 (福井、富繁、福平、西尾兵、宝ヶ瀬、中西尾、高井谷、稲吉)	1,470人	277戸	平成11年度

注: 計画人口、戸数については事業所等を含む。

ウ 合併処理浄化槽設置整備事業

各家庭において、し尿処理、生活雑排水を合せて処理をおこなうもので、生活系からの汚濁負荷量の削減を図る。

本市としても、合併処理浄化槽の整備を図る目的で補助金（米子市合併処理浄化槽補助金交付要綱に基づく）の制度を設けて、整備の促進を図っている。

表 - 29 米子市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく補助件数

	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	11人槽以上
13年度	121	73	12	11
14年度	134	93	8	10
15年度	144	69	9	8
16年度	97	52	4	10
17年度	98	49	4	4
18年度	78	37	5	0
19年度	80	42	2	0

表 - 30 平成19年度末浄化槽設置基数累計（単位：基数）

人槽	5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～	合計
単独	6,560	685	1,286	227	34	18	12	2	8,824
合併	3,003	106	212	96	72	24	14	26	3,553
合計	9,563	791	1,498	323	106	42	26	28	12,377

エ 旧加茂川の浄化用水導入

旧加茂川の適正なる河川環境の保全を図るため、法勝寺川、日野川から米川、東山川を経て浄化用水（最大約2m³/秒）を導入している。

オ 生活排水対策啓発

近年、とくに河川、湖沼（中海）の水質汚濁の主原因が炊事、洗濯等の生活排水によるものであり、施設等（ハード面）だけでなく、各個人の心がけに多くのウエイトがあり、これに対

して他団体と協力して啓発活動（ソフト面）を実施している。

平成19年度啓発活動の内容

a 生活排水対策講習会

講習会は、自治会、各種団体等を対象に実施している。講習会については、平成元年度より取り組んでおり、平成19年度は5回（参加者延べ124人）となっている。講習会は、テキスト「家庭でできる生活排水対策のてびき」を用いた講習及び水の汚れ測定及び啓発ビデオ上映等による啓発がその内容である。

b 台所用ろ過袋の普及

台所用ろ過袋（ダストパック）については、昭和61年度から3か年で市内全域に無料配布し、平成元年度は中海湖沼指定地域に無料配布を行なった。引き続き、平成元年度から「米子市環境をよくする会」をつうじて市内全域を対象に斡旋を行い、普及を図っている。平成19年度は2回の斡旋を行い斡旋数は、8,529袋（1袋20枚入り）となっている。

c 生活排水対策推進指導員制度の創設

平成3年度に米子市生活排水対策推進指導員制度を創設した。平成19年度は2人の指導員を委嘱し、講習会等において、生活排水対策の啓発活動を行なっている。

4 中海の浄化対策

(1) 中海の汚濁の現状

昭和30年代までは、米子湾で水泳もできた。また、水産資源も豊富であった。ところが次第に水質は悪化しており、現在では、赤潮やアオコの発生さえも見られるようになった。

平成19年度の米子湾中央でのCODの75%値は、5.2 mg/l である（環境基準値3mg/l）。「中海に係る湖沼水質保全計画」第3期最終年度（平成15年度）における米子市の汚濁負荷量は、CODで生活系48.5%、工業・事業系5.8%、農・畜産系9.0%、自然系36.7%であり、生活系排水及び自然系の占める割合が大きいことがわかる。一方、全窒素及び全りんでは、生活系66.8%、70.3%、工業・事業系7.8%、11.6%、農・畜産系5.5%、3.4%、自然系19.9%、14.2%であり、いずれにおいても大部分は生活系排水が占めている。

(2) 中海の湖沼法指定について

中海が緊急に対策を要する湖沼であるとして、その水質浄化を図るため、平成元年1月31日、宍道湖とともに湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定された。（中海が8番目、宍道湖が9番目である。）

このため、平成2年3月に鳥取、島根両県で策定した「中海に係る湖沼水質保全計画」（平成元年度から平成5年度までの5年間）、平成7年3月には、第2期保全計画

(平成6年度から平成10年度まで)が策定され、特に富栄養化による水質汚濁の防止を図るため、窒素、リン対策について新たに取り組むこととなった。

第2期の計画に盛り込まれた施策については、概ね計画どおり実施され、汚濁負荷量は着実に減少となっているが、水質目標の達成に至らなかった。

引き続き水質改善を図るため、第3期の「中海に係る湖沼水質保全計画」(平成11年度から平成15年度までの5年間)が平成12年2月に策定され、水質目標としては水質環境基準の達成を目途としつつ、平成15年度の水質を化学的酸素要求量(COD)で5.4mg/lまで、全窒素0.58mg/lまで、全リン0.067mg/lまで改善する目標には達したものの、環境基準の達成には至らなかった。

このような状況から、第4期の「中海に係る湖沼水質保全計画」(平成16年度から平成20年度までの5年間)が平成17年3月に策定され、水質目標としては水質環境基準の達成を目途としつつ、平成18年度は化学的酸素要求量(COD)、全窒素、全リンいずれも水質目標値に達していない。

表 - 31 水 質 目 標 値

		平成15年度	第4期計画目標値 (平成20年度)	平成19年度実績
化学的 酸素 要求量	75%値(mg / l)	5 . 2 [6 . 3]	4 . 6	5 . 6
全窒素	年平均値	0 . 5 3	0 . 5 0	0 . 6 0
全リン	年平均値	0 . 0 5 2	0 . 0 4 8	0 . 0 7 2

(注) 1) [] 内は過去 3年間の平均値である。

2)化学的酸素要求量(COD)75%、全窒素及び全リンの年平均値は、環境基準点(10点)の最高値である。

5 地下水の水質の現況

水質汚濁防止法の改正（平成元年9月改正）により、県は地下水の井戸の調査をしている。その結果は表 - 32のとおりであり、測定した項目のうち環境基準項目については基準を満たしていた。

表 - 32 測定結果（平成19年度）

（単位：mg/l）

採水年月日	車尾(建3)				河岡(NO.99)
	19.5.16	19.8.23	19.11.21	20.2.25	19.6.19
水温（ ）	16.9	17.3	17.8	11.2	16.3
硝酸性窒素	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	-	-	0.34
pH	6.6	6.7	6.7	6.7	6.6
電気伝導率（ $\mu\text{S}/\text{cm}$ ）	260	310	330	240	210

測定地点の（ ）内のナンバーは「鳥取県地下水の水質測定結果」の井戸番号を示す。

表-33 地下水の汚染に係る環境基準

(平成 9年 3月環境庁告示第10号、一部改正：平成11年 2月環境庁告示第16号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1, 1 - シクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
シス-1, 2 - シクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下

備考：1. 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、別に掲げる測定方法により測定した場合、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオン濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

騒音

1 概況

騒音は、公害の中でも日常生活に密接に関連している。現代のように多様化した社会では、音は氾濫しており、その発生源は、工場・事業場からの機械音、ビルの建築や工事に伴う騒音、飲食店等からのカラオケ騒音そして一般家庭からのク - ラ - 、楽器、犬の鳴き声等多種多様におよんでいる。

その騒音とは「好ましくない音」「ない方がよい音」で、生活上極めて感覚的なもので、その感じ方にも、心理的、情緒的な要素が加わり、個人の差が出てくるところに特徴がある。

2 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、地域の類型及び時間の区分ごとに表 - 34, 35のように都道府県知事が定めることになっているが、本市においては、現時点では定められていない。

表 - 34 道路に面する地域以外の環境基準（平成17年 5月環境省告示第45号）

地域の 類型	時間の区分		該 当 区 域
	昼間 (6:00 ~ 22:00)	夜間 (22:00 ~ 6:00)	
A A	50デシベル 以下	40デシベル 以下	医療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A 及び B	55デシベル 以下	45デシベル 以下	Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域。 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
C	60デシベル 以下	50デシベル 以下	騒音規制区域のうち、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

注：「昼間」とは午前6時から午後10時まで、「夜間」とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 - 35 道路に面する地域の環境基準

単位：デシベル（dB）

地域の区分	時間区分・基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（2車線以下の道路では道路端から15mの範囲、2車線を越える道路では道路端から20mの範囲）	70以下	65以下

注）幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道。

3 自動車騒音測定調査

本市では環境基準は設定されていないが、鳥取県は市内5区間において沿道騒音の実測値や道路構造等のデータから自動車騒音レベルを予測し、環境基準に準じて評価した。

国道9号の二本木～西福原1丁目区間では、14戸(6%)が昼夜とも環境基準を超過した(表-36)。評価区間のうち近接空間でも14戸(15%)が昼夜とも環境基準を超過した(表-37)。

表 - 36 自動車騒音調査結果(評価区間全体)

路線名	評価区間の所在地		延長(km)	車線数	等価騒音レベル(dB)		評価対象戸数(戸)	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
					昼間	夜間		(%)	(%)	(%)	(%)
1 国道9号	二本木	二本木	0.8	2	71	65	4	100	0	0	0
2 国道9号	二本木	西福原1丁目1	4.5	4	72	66	237	93	0	2	14
3 国道9号	西福原2丁目1	角盤町	0.9	4	70	68	177	90	10	0	0
4 国道9号	角盤町	加茂町	0.8	4	69	65	81	100	0	0	0
5 国道9号	加茂町	陰田町	2.4	2	69	66	207	75	25	0	0

注1: 価騒音レベルとは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したもの。

注2: 道路に面する地域とは道路交通騒音が支配的な音源である地域のこと、概ね道路端から50mの範囲をいう。

表 - 37 自動車騒音調査結果(幹線交通を担う道路の近接空間)

路線名	評価区間の所在地		車線数	評価対象戸数(戸)	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
					(%)	(%)	(%)	(%)
1 国道9号	二本木	二本木	2	0	-	-	-	-
2 国道9号	二本木	西福原1丁目1	4	93	83	0	2	15
3 国道9号	西福原2丁目1	角盤町	4	44	61	39	0	0
4 国道9号	角盤町	加茂町	4	27	100	0	0	0
5 国道9号	加茂町	陰田町	2	68	25	75	0	0

注) 幹線交通を担う道路の近接空間とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道区間の道路で、2車線以下の道路では道路端から15mの範囲、2車線を越える道路では道路端から20mの範囲をいう。

表 - 38 一般的な音圧レベル

難聴惹起 会話了解の低下 作業能率の低下 心理的反応(不快感)	デシベル(dB)	状 況
	140	極度の聴力障害
	130	最大可聴限界
	120	飛行機のエンジンの近く
	110	自動車のクラクション、船の機関室内
	100	高速列車の近傍
	90	組立工場、やかましい地下鉄
	80	交通のはげしい交差点
	70	電話のベル(1m)
	60	会話(1m)、一般の事務室内
	50	普通の事務室、静かな住宅地
	40	静かな図書館
	30	深夜、ラジオ・テレビ放送のスタジオ
	20	人のささやき
10	木の葉の音	
0		

4 騒音の規制及び基準

騒音規制法

目的... この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

騒音の規制は、騒音規制法及び鳥取県公害防止条例に定められている。

(1) 騒音規制法による

騒音規制法では、騒音を防止することにより生活環境を保全すべき地域を県知事が指定し、この指定地域内にある工場・事業場における事業活動に伴う騒音、建設工事に伴う騒音を規制し、また、自動車騒音に対しても許容限度を定め、道路の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、措置要請等ができることとしている。

本市の規制区域と規制基準（表 - 39）は、鳥取県告示により定められている。

騒音規制法の体系図

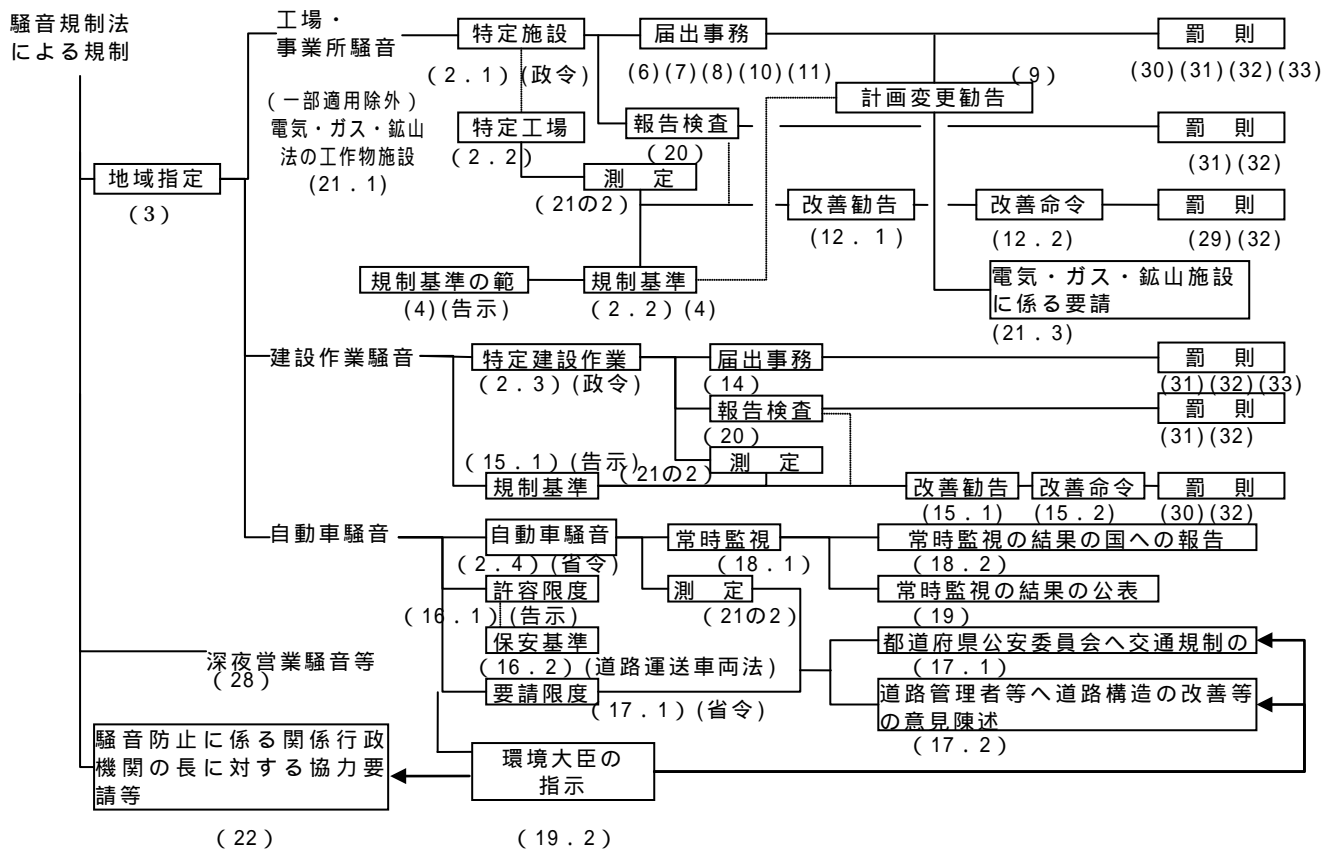


表 - 39 騒音規制法に基づく騒音規制の区分と用途地域の関係

都市計画に基づく用途地域の区分	特定工場等において発生する騒音について規制する地域の区分	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の区分	自動車騒音の限度が適用される地域の区分
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。	第1号区域 イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域	a 区域 専ら住居の用に供される区域
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域	b 区域 主として住居の用に供される区域
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域	ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域	c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
工業地域	第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。	ニ 第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周辺概ね80mの区域内 第2号区域 指定地域のうち、第1号区域以外の区域	
工業専用地域	指定地域から除外		

ア 工場、事業場騒音

工場、事業場騒音について規制の対象となるのは、指定地域内にあって、特定施設を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。（資料6）

特定工場等には、届出義務が課せられている。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、市長は規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認める場合に、計画変更勧告や改善勧告、更には改善命令を行うことができる。

表 - 40 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の 区域 の区分	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	朝 夕 (午前6時から午前8時まで) (午後7時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第 1 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル	4 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 5 デシベル	6 5 デシベル	5 0 デシベル
第 4 種 区 域	7 0 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル

< 基準値は特定工場等において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさ >

イ 建設作業騒音

建設作業騒音について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業を伴う作業である。（資料7）特定建設作業には、届出義務が課せられている。

また市長は、特定建設作業に伴い発生する騒音が一定の規制基準に適合しないことにより、生活環境が著しく損なわれると認める場合においては、必要な勧告、命令の措置をとることができる。

ウ 自動車騒音

騒音規制法では、自動車構造の改善により自動車騒音の防止を図るため環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることとされ、また、指定地域内において市町村長が自動車騒音について、その測定レベルが一定の限度を越え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また必要に応じ、道路管理者等に対し、道路構造の改善その他の自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べるができることとなっている。

表 - 41 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
別に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下有する道路の場合は道路敷地の境界線から15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路敷地の境界線から20mの範囲をいう。）に係る限度は、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベル。		

注 1： a区域、 b区域、 c区域はつぎに掲げる区域として、都道府県知事が定める区域。

a区域 専ら住居の用に供される区域

b区域 主として住居の用に供される区域

c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注 2： 昼間 午前 6時から午後10時までの間

夜間 午後10時から翌日の午前 6時までの間

(2) 条例による規制

ア 工場・事業所騒音

ビル等の増加に伴い、冷房用のクーリングタワーの騒音が問題になり、騒音関係特定施設(表-42)として規制している。

規制地域及び規制基準は、騒音規制法に準拠している。

表-42 鳥取県公害防止条例に基づく騒音関係特定施設の種類と規模

クーリングタワー(送風機の原動機の定格出力が0.75KW以上のものに限る)

イ 深夜騒音

深夜の静穏を保全するため、飲食店営業その他の事業活動に係る深夜(午後10時から翌日の午前6時まで)の騒音を規制している。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音のほか、例えば飲食店を営むことによって発生することによって発生する音楽放送、カラオケ及びきょう声等を含め規制をしている。

表-43 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

区域の区分	基準値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域	50デシベル
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域	65デシベル
3 1及び2に掲げる区域以外の区域(工業専用地域、臨海地区内の分区及び工業のための埋立地を除く)	45デシベル

ウ 拡声機騒音

商業宣伝等を目的として、屋外において又は室内に向けて拡声器を使用する放送による騒音を昭和63年10月1日より規制している。(資料8)

なお、この規制に関する事務は、平成10年4月1日から、県から市に移譲された。

5 防止対策

(1) 工場等騒音

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は、平成20年 3月31日現在で151事業場が届出している。(表 - 44) これらの事業場は、規制基準を遵守しなければならないことになっており、市長は、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認める場合には、改善勧告、改善命令を行うことができる。鳥取県公害防止条例に基づく騒音関係特定施設の届出状況は、平成20年 3年31日現在で131事業場が届出している(表 - 45)。これらの事業場に対する規制は、騒音規制法に準じている。

また、深夜(午後10時～翌日午前6時)における全ての事業場等からの騒音及び拡声機を使用する場合の騒音については、鳥取県公害防止条例により規制されている。

(2) 建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況は(表 - 46)のとおりである。市長は、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認める場合には、改善勧告、改善命令を行うことができる。

(3) 近隣騒音

近隣騒音とは、ピアノ、飼犬の鳴き声、家庭用ボイラ - 等による騒音であり、これに対して規制はないが、市としては苦情としてとりあつかうこととし、市民に啓発していく。

表 - 44 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況 (平成20年 3月31日現在)

特定施設の種類	特定工場等総数	特定施設総数
1. 金属加工機械	23	141
2. 空気圧縮機等	76	543
3. 土石用破碎機等	1	1
4. 織機	0	0
5. 建設用資材製造機械	6	6
6. 穀物用製粉機	0	0
7. 木材加工機械	28	126
8. 抄紙機	0	0
9. 印刷機械	16	67
10. 合成樹脂用射出成形機	0	0
11. 鋳型造形機	1	11
計	151	895

(特定施設の種類の種類と規模・・・・・・・・資料 - 6)

表 - 45 鳥取県公害防止条例に基づく騒音関係特定施設の届出状況

(平成20年 3月31日現在)

施設名	届出件数
クーリングタワー(冷却塔)	238
届出事業場数	131

(騒音関係特定施設の種類の種類と規模・・・・・・・・表 - 42)

表 - 46 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成19年度分)

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	5
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	15
4. 空気圧縮機を使用する作業	0
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	13
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	0
計	33

(特定建設作業の種類の種類と規模・・・・・・・・資料 - 7)

振 動

1 概況

振動は、騒音と密接に関係しており、その発生源が工場・事業場、土木工事、自動車等が主体となっており、騒音と同じように極めて感覚的なものである。

また、振動が大きかったり発生源が近接している場合は、壁等のヒビ割れ等の被害が発生する。

2 振動による影響と振動レベル（地表換算値）の関係

振動レベル (dB)	公害振動				気象庁震度階
	生理的影響等	睡眠への影響	住民反応	物的被害	
90	人体に有意な生理的影響が生じ始める			レンガ造り、コンクリート造り等に少し被害がでてくる	震度・中震 すわりの悪い花びん等が倒れ多くの人々は戸外に飛び出す
80	産業職場における快感減退境界 (ISO)			自然石載建物等に少し被害がでることがあり	震度・弱震 戸・障子がガタガタと鳴り吊り下げ物は相当大きくゆれる
70	8時間ばく露	睡眠深度1の場合全て覚醒する	「よく感じる」という者が50%程度	軽度の物的被害感がみられる下限値	震度・軽震 戸・障子がわずかに動くのがわかるくらい
60		睡眠深度1の場合半数が覚醒する	「よく感じる」という者が40%程度		震度・微震 静止している人や特に地震に注意深い人に感じる程度
50	振動を感じ始める(閾値)	睡眠影響はほとんどない	「やや感じる」という者が50%程度	住居内振動の認知限界	震度0・無感

3 振動の規制及び基準

振動規制法

目的... この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(1) 振動規制法による

振動規制法では、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしている。

本市の規制区域と規制基準（表 - 47）は、鳥取県告示により定められている。

振動規制法の体系図

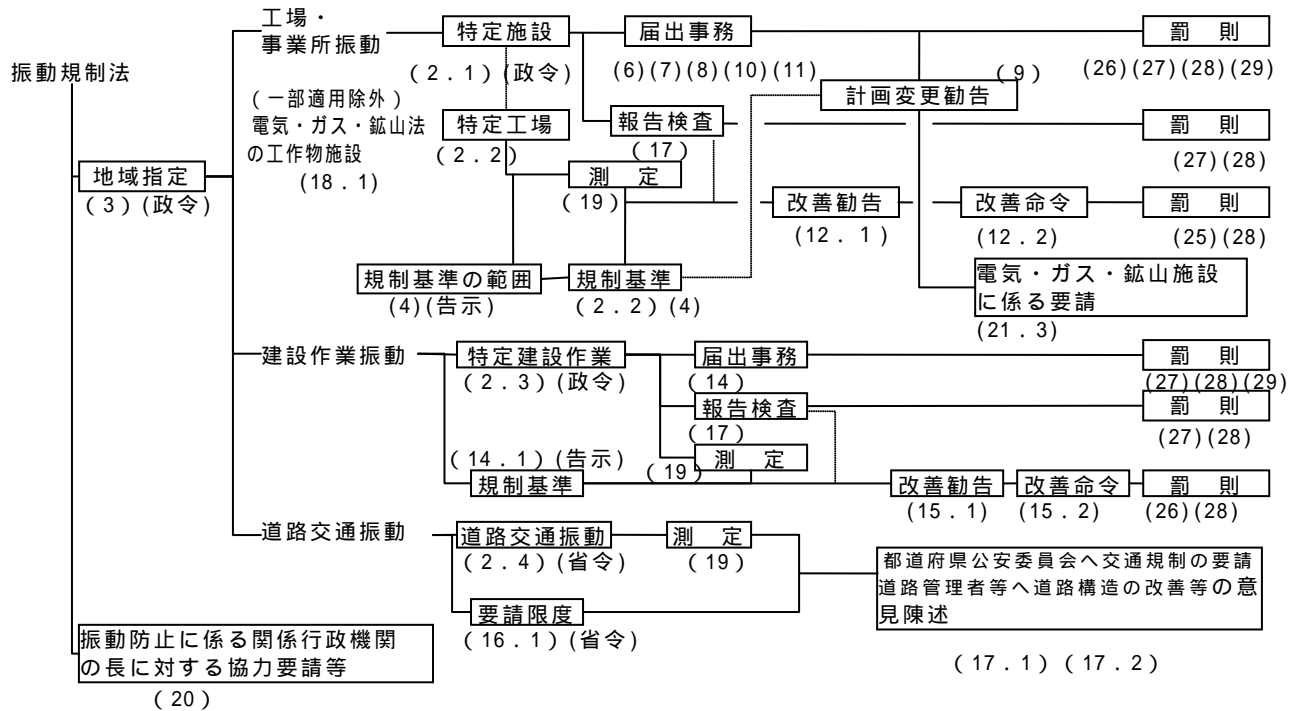


表 - 47 振動規制法に基づく振動規制の区分と用途地域の関係

都市計画に基づく用途地域の区分	特定工場等において発生する振動について規制する地域の区分	特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の区分	自動車交通振動の限度が適用される地域の区分
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1号区域 イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域 ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域 ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域 ニ 第2種区域のうち「主として工業に供されている区域の…」のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周辺概ね80mの区域内	第1種区域 特定工場等において発生する振動について規制する区域の「第1種区域」と同じ
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	第2種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	第2号区域 指定地域のうち、第1号区域以外の区域	第2種区域 特定工場等において発生する振動について規制する区域の「第2種区域」と同じ
工業専用地域	指定地域から除外		

(注) 規制の区域を示す図面は、市役所環境政策課に備え置いている。

ア 工場、事業場振動

工場、事業場振動について規制の対象となるのは、指定地域内にあって、特定施設を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。

（資料 - 9）

特定工場等には、届出義務が課せられている。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、市長は規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認める場合に、振動の防止の方法等に関し、改善等の勧告及び改善命令を行うことができる。

表 - 48 特定工場等に於いて発生する振動についての規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

（平成15年6月13日鳥取県告示第382号及び384号）

* 基準値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

昼間.....午前8時～午後7時

夜間.....午後7時～翌日午前8時

イ 建設作業振動

建設作業振動について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業を伴う作業である。（資料10）

特定建設作業には、届出義務が課せられている。

また市長は、特定建設作業に伴い発生する振動が一定の規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認める場合においては、振動の防止の方法等に関し、改善勧告及び改善命令を行うことができる。

ウ 道路交通振動

指定地域内において、振動規制法に基づく規制基準を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を要請し、又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

表 - 49 振動規制法第16条第 1項の規定に基づく指定地域内における
道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時 ~ 午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時 ~ 翌日午前 8 時)
第 一 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 二 種 区 域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

4 防止対策

(1) 工場等振動

振動規制法に基づく特定施設の届出状況は、平成20年 3月31日現在で表 - 50のとおり79事業場が届出している。これらの事業場は、規制基準を遵守しなければならないことになっており、市長は、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認める場合には、改善勧告、改善命令を行うことができる。

(2) 建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況は、表 - 51のとおりである。特定建設作業に対する規制は、資料 - 10のとおりであり、市長は、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認める場合には改善勧告、改善命令を行うことができる。

表 - 50 振動規制法に基づく特定施設の種別届出状況 (平成20年3月31日現在)

特定施設の種別	特定工場等総数	特定施設総数
1. 金属加工機械	11	70
2. 圧縮機	50	223
3. 土石用破碎機等	2	2
4. 織機	0	0
5. コンクリート・ロックマシン等	3	3
6. 木材加工機械	7	10
7. 印刷機械	5	16
8. ロール機	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機	0	0
10. 鋳型造形機	1	9
計	79	333

(特定施設の種別と規模・・・・・・・・資料 - 9)

表 - 51 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況 (平成19年度)

作業の種別	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	6
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. プレ - カ - を使用する作業	12
計	18

(特定建設業の種別と規模・・・・・・・・資料 - 10)

悪 臭

1 概況

悪臭は、人の感覚に直接作用して嫌悪感、不快感を与える代表的な感覚公害である。

においては、人の嗅覚を通して得られるものなので、個人の感覚や嗜好によって大きく影響される。また、においの質や不快感は、においの量や種類及び成分によって異なっており、悪臭物質の構成成分は数万もあるといわれ、それらの成分間には、相乗・相殺作用があり非常に複雑である。

2 各種悪臭測定調査

平成19年度に、規制区域内の事業所等2地点で悪臭物質の濃度を測定した。その結果はつぎの(表-52,53)のとおりであり、規制基準値を超えた事業所はなかった。

表 - 52 各種悪臭測定調査結果(敷地境界線での測定) (単位: ppm)

規制基準(強度)	悪臭物質発生源区分(測定日)	アモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	* 二硫化メチル	* プロピオン酸	* 川スルホン酸	* イソ吉草酸	* 川スル吉草酸
3.5	食品製造業(7/24)	0.2	<0.0002	<0.002	<0.001	<0.0005	<0.0009	-	-	-	-
3.5	食品製造業(5/28)	<0.1	0.0016	<0.002	<0.0001	-	-	-	-	-	-
	(7/24)	-	-	-	-	-	-	<0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	(11/27)	-	-	-	-	-	-	<0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	(1/22)	<0.1	<0.0002	0.064	<0.001	-	-	-	-	-	-
	(3/10)	-	-	-	-	-	-	<0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005

3 悪臭の規制及び基準

悪臭防止法

目的...この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

悪臭の規制は、悪臭防止法及び鳥取県公害防止条例に定められている。

(1) 悪臭防止法による

悪臭防止法では悪臭を防止することによって、生活環境を保全すべき地域を県が指定し、この指定地域内にある工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質について規制基準を定める。

また、悪臭防止法は、昭和46年 6月 1日に公布、昭和47年 5月31日に施行され、5物質（アンモニア、トリメチルアミン、メチルメルカプタン、硫化メチル、硫化水素）が悪臭物質として指定された。その後数回の同法施行令の一部改正により二硫化メチル、ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール（学術用語名イソブチルアルコール）、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン、スチレンが追加指定され、22物質が指定されることとなった。

また、平成 6年 4月21日付けをもってメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチル（硫黄系 4物質）について排出水中における規制基準の設定方法が定められ、併せて、工場その他事業場から敷地外に排出される排水に含まれるものの排水における濃度の測定方法が定められた。（平成 7年 4月 1 日施行）

本市においては、現在、平成15年6月13日鳥取県告示第 381号（表 - 54ア、イ、ウ、エ）のとおり規制区域（用途地域を対象とするが、淀江町地域については主な住居地域を対象とする）と規制基準が設定されており、22物質について敷地境界線での規制が行なわれている。また、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準が、（表 - 54オ）のとおり13物質について定められている。さらに、排出水中に含まれる硫黄系 4物質の排出水中の濃度の基準が（表 - 54カ）のとおり設定されている。

表 - 54 規制区域と規制基準

ア (平成15年6月13日鳥取県告示第 381号)

(単位：ppm)

悪臭物質 区 域	臭気強度	アンモ ニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化 メチル	トリメチル アミン
A区域	2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.005
B区域	3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02
C区域	3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07

注：本市の場合、規制区域をA区域、B区域及びC区域にわけてある。

イ (平成15年6月13日鳥取県告示第 381号)

(単位：ppm)

悪臭物質 区 域	臭気強度	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン
規制地域全域	2.5	0.009	0.05	0.4

ウ (平成15年6月13日鳥取県告示第 381号)

(単位：ppm)

悪臭物質 区 域	臭気強度	プロピオン酸	ノルマル 酢酸	ノルマル 吉草酸	イソ吉草酸
規制地域全域	2.5	0.03	0.0001	0.0009	0.001

悪臭物質 区 域	プロピオン アルデヒド	ノルマルブチ ルアルデヒド	イソブチル アルデヒド	ノルマルバレ ルアルデヒド	イソバレル アルデヒド
規制地域全域	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003
悪臭物質 区 域	イソ ブタノール	酢酸エチル	メチルイソ ブチルケトン	トルエン	キシレン
規制地域全域	0.9	3	1	10	1

オ 排出口における規制基準の設定方法(悪臭防止法施行規則 第3条)

1 煙突等の気体排出口に係る規制基準は、特定悪臭物質が事業場の煙突等の気体 排出施設から排出される場合に応じた規制基準である。

規制基準は、特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により流量を算定する方法とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

q：流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He：次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Cm：(規制基準 表-45)として定められた値(単位 百万分率)

次項に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

2 排出口の高さの補正は、次の式により行なうものとする。

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.759 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1480 - 296 \times \frac{V}{T - 288} + 1)$$

この式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He：補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho：排出口の実高さ(単位 メートル)

Q：温度15度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

V：排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T：排出ガスの温度(単位 絶対温度)

カ 排出中におけるメチルメルカプタン等4物質の規制（平成15年6月13日鳥取県告示第381号）

[規制基準]

悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た排出水中の濃度を許容限度とする。（関係式から算出した濃度は下記のとおり）

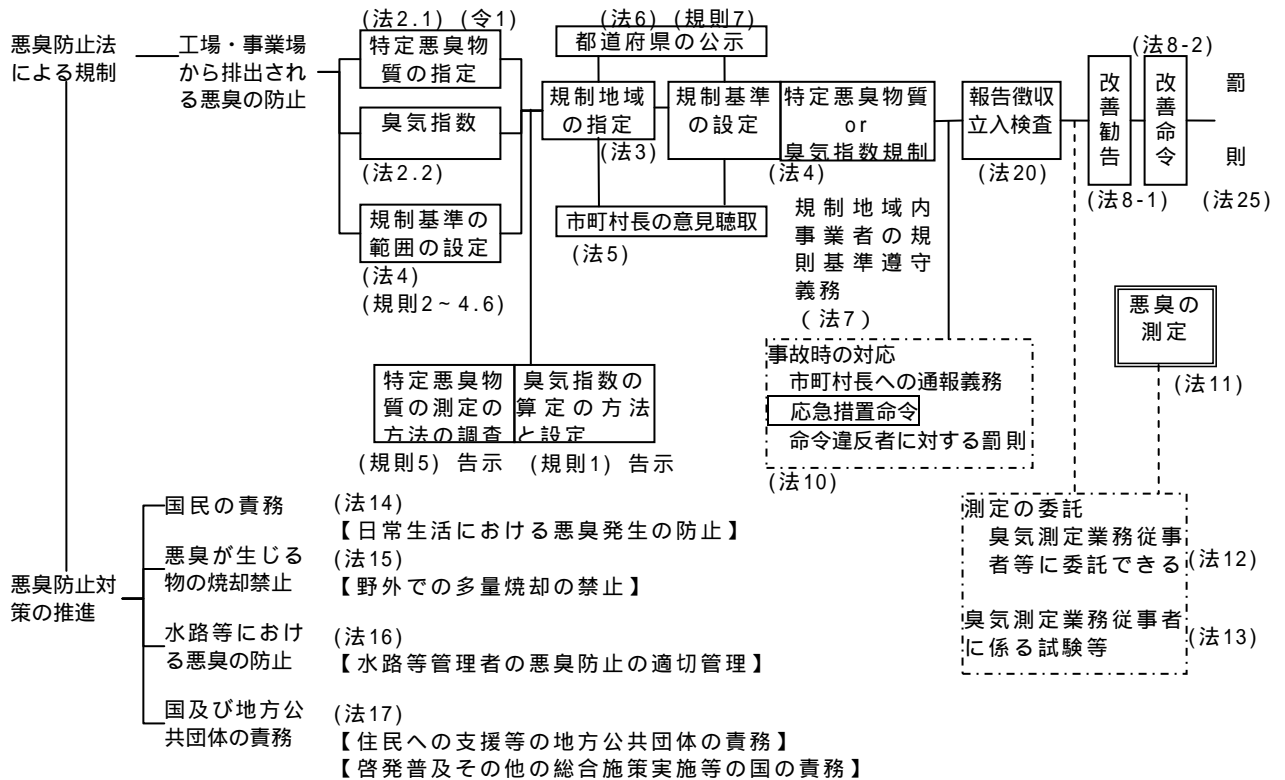
排出水量 Q (m ³ / 秒)	規制地域の区分	特定悪臭物質 (mg / l)			
		メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
Q ≤ 0.001	A 区域	0.03	0.1	0.3	0.6
	B 区域	0.06	0.3	2	0.6
	C 区域	0.2	1	6	0.6
0.001 < Q ≤ 0.1	A 区域	0.007	0.02	0.07	0.1
	B 区域	0.01	0.07	0.3	0.1
	C 区域	0.03	0.2	1	0.1
0.1 < Q	A 区域	* 0.001	0.005	0.01	0.03
	B 区域	0.003	0.02	0.07	0.03
	C 区域	0.007	0.05	0.3	0.03

* メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が 1 l につき 0.002 mg 未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間 1 l につき 0.002 mg とする。

キ 規制区分

基本的に、都市計画法に基づく用途地域の区分により規制基準を定めている。規制の区域を示す詳細図面は、鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに市役所環境政策課に備えている。

悪臭防止法の体系



(2) 条例による規制

鳥取県公害防止条例により屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制するため、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含むものを屋外において燃焼させることを禁止している。

4 防止対策

悪臭防止法では、規制区域内の全ての事業所は、規制基準を遵守しなければならないことになっており、市長は、規制基準に適合しないことにより、周辺住民の生活環境が損なわれていると認める場合には、施設等の改善勧告、改善命令を行うことができる。なお、本市において規制基準が定められている悪臭物質は、22物質であり、22物質及び22物質以外の悪臭物質が相乗・相殺され非常に複雑である。これらに対しては、適切な対応をしていく必要がある。

また、ゴム、合成樹脂等を屋外で多量に焼却することに伴う悪臭については鳥取県公害防止条例で規制され、市長（平成10年4月1日から）は、燃焼行為をしている者に対し停止等の勧告及び命令を行うことができる。

表 - 55 六段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 - 56 悪臭物質の臭気強度別濃度 (単位：ppm)

臭気強度	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン	プロピオン酸
2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.009	0.05	0.4	0.03
3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.8	0.07
3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07	0.5	2	2	2

臭気強度	ルマル酸	ルマル吉草酸	イソ吉草酸	プロピオンアルデヒド	ルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ルマルペンチルアルデヒド	イソペンチルアルデヒド
2.5	0.001	0.0009	0.001	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003
3.0	0.002	0.002	0.004	0.1	0.03	0.07	0.02	0.006
3.5	0.006	0.004	0.01	0.5	0.08	0.2	0.05	0.01

臭気強度	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	キシレン
2.5	0.9	3	1	10	1
3.0	4	7	3	30	2
3.5	20	20	6	60	5

表 - 57 においの特徴と主要発生源

物質名	化学式	においの特徴	主要発生源事業場
アンモニア	NH_3	し尿のようなにおい	畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造工場、澱粉製造工場、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場
メチルメルカプタン	CH_3SH	腐ったたまねぎのようなにおい	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	H_2S	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、クラフトパルプ製造工場、澱粉製造工場、セロファン製造工場、ビスコースレーヨン製造工場、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル	CH_3SSCH_3	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、複合肥料製造工場、化製場、魚腸骨処理場、水産食料品製造工場等
アセトアルデヒド	CH_3CHO	青ぐさい刺激臭	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
スチレン	$\text{CH}_2=\text{CH}-\text{C}_6\text{H}_5$	都市ガスのようなにおい	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、澱粉製造工場等
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、澱粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処理場等
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下のにおい	
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	むれた靴下のにおい	

物質名	化学式	においの特徴	主要発生源事業場
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
ノルマルパレルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソパレルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵したにおい	塗装工場、その他金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	刺激的なシンナーのようなにおい	
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	刺激的なシンナーのようなにおい	
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリンのようなにおい	
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのようなにおい	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリンのようなにおい	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等

環 境 美 化

1 市内一斉清掃事業

昭和62年度秋より、春秋2回市内全域にわたり、市内一斉清掃美化を推進する会と米子市が連携して、市内一斉清掃を行ってきており、平成18年度で39回を数えることとなる。その内容は、公共の場所を中心として、除草、可燃不燃物ゴミの清掃、水路等の清掃等である。

なお、平成4年度から「市内一斉清掃美化を推進する会」が「米子市環境をよくする会」と合併したため、事業主体は、「米子市環境をよくする会」となった。

その実績は、次のとおりである。

表 - 58 市内一斉清掃実績

実施年度	期別	実施日	参加人数
9	春	4/27	31,821 人
	秋	10/5	31,050 人
10	春	4/26	31,212 人
	秋	10/4	31,307 人
11	春	4/25	30,857 人
	秋	10/3	30,847 人
12	春	4/23	29,924 人
	秋	10/1	31,190 人
13	春	4/22	30,716 人
	秋	10/7	32,895 人
14	春	4/28	30,717 人
	秋	10/6	33,130 人
15	春	4/20	37,610 人
	秋	10/5	39,017 人
16	春	4/18	37,674 人
	秋	10/3	38,572 人
17	春	4/17	38,973 人
	秋	10/2	40,132 人
18	春	4/16	39,120 人
	秋	10/1	39,622 人
19	春	4/15	40,807 人
	秋	10/7	41,245 人

環境保全及び普及啓発

今日的な環境問題と啓発活動等

近年、従来の産業型公害から生活排水、ポイ捨てなどの都市・生活型の公害に変化しつつあり、その対策が重要な課題である。本市では、市民等が環境問題への意識を高め、環境に配慮した生活や企業活動を行ってもらうため、次の事業に取り組んでいる。

1 米子市環境マネジメントシステム（ISO14001）の運用

本市事務事業による地域の環境や地球環境に与える負荷を可能な限り低減するために、本市の本庁及び第2庁舎を対象に環境マネジメントシステム（ISO14001）を運用する。

表 - 59 平成19年度における主な取組状況

年月日	内 容
19年8月25日	米子市環境マネジメントシステム文書（マニュアル、要領）改定。
8月24日 10月1日	内部環境監査委員養成研修（本庁及び第2庁舎の課長級職員を対象に2回に分けて実施）。
10月5日 ～10月17日	内部環境監査（内部環境監査委員により各課相互に監査を受ける）
10月5日	米子市環境マネジメントシステム文書（要領、手順書、管理調査文書、環境記録）改定。 市長によるシステムの見直しを実施。
11月13日 ～14日	更新審査：審査登録機関（日本環境認証機構JACO）
11月29日	更新審査の認証登録証の交付を受ける。
20年1月1日	米子市環境マネジメントシステム文書（環境記録）改定。

2 「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」の策定

(1) 策定の趣旨等

1) 策定の趣旨

地球環境問題に対し本市として取り組むために、「環境にやさしい米子市役所率先実行計画（当面の率先実行計画）」を平成11年11月に策定し、その後「地球温暖化対策の推進に関する法律」の要素を加え、環境に配慮した具体的な取り組みの推進を図るため、平成13年7月に「環境にやさしい米子市役所率先実行計

画」を策定し、平成18年4月1日より「第2次環境にやさしい米子市役所率先実行計画」を策定し取り組んでいる。

これは、本市が市内で大きな事業者・消費者として経済活動を行っていることから、あらゆる事務・事業の実施に当たり、率先して環境に配慮した活動を実施することと、「地球温暖化の対策の推進に関する法律」に基づいた、二酸化炭素等の温室効果ガス削減に向けた活動を率先して取り組む2つの要素を含むものである。

2) 目的等

目的

自ら行う事務・事業において省エネルギー、資源リサイクル、その他環境保全活動を率先して行うことにより、温室効果ガス排出量削減を中心とした環境への負荷の低減を図るとともに、市民、事業者の自主的な取り組みを促進することを目的とする。

期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とする。

3) 取組の概要

- ・環境にやさしい商品の利用促進
- ・ごみの減量化、再利用、リサイクルの推進
- ・省エネルギーを実践する行動の推進
- ・建築物等の建設・維持管理における環境への配慮
- ・市職員の環境保全に対する意識向上

4) 市役所における排出基準値（当該年度の前年度実績を基準とする）

温室効果ガス総排出量

平成19年度における事務・事業に起因した温室効果ガス（二酸化炭素換算）の総排出量。

事務系	事業系	合計
3,311.23ト	8,644.03 ト	11,955.26 ト

事業系には、廃棄物の収集・処理、水道事業、下水道事業が該当する。

用紙使用量

平成19年度における使用（購入）した用紙類。なお、市報等による行政サービスの向上を目指す用紙類は、本計画の削減目標から除く。

用紙類合計	71,167.7kg
-------	------------

廃棄物排出量

平成19年度における可燃ごみ、不燃ごみの廃棄量。なお、市が各家庭等から収集したごみは含まれない。

可燃ごみ 161,870kg	不燃ごみ 16,409kg
----------------	---------------

5) 計画の目標

当該年度の前年度実績を基準とし、前年度実績より削減することを目指す。なお、廃棄物の収集・処理、水道事業及び下水道事業の事業系については、目標設定を行わない。

目標項目	削減目標
用紙使用量の削減	前年度実績より削減
廃棄物排出量の削減	〃
電気使用量の削減	〃
燃料使用量の削減（ガソリン、軽油、灯油、A重油、都市ガス、LPガス）	〃
水道使用量の削減	〃
温室効果ガス総排出量の削減	〃

(2) 「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」の点検結果

平成18年4月から平成19年3月までの点検結果は、次のとおりであった。

1) 温室効果ガス

表 - 60 温室効果ガスの総排出量の増減率

(値は二酸化炭素換算)

	基準年 平成18年度 (A)	19年度 (B)	19年度 対基準年増減率(B/A)%
事務系	3,048.9 ^ト	3,311.2 ^ト	8.4%増加
事務系 事業系合計	16,317.3 ^ト	11,955.3 ^ト	削減目標を設定していない

2) エネルギー等

表 - 61 事務系の個別エネルギー等の使用量及び増減率

	基準年 平成18年度 (A)	19年度 (B)	19年度 対基準年増減率(B/A) %
電気(千kWh)	4,918	4,701	4.4%削減
水道(千m ³)	287	220	23.3%削減
灯油(千ℓ)	131	121	7.6%削減
公用車ガソリン(千ℓ)	68	69	1.5%増加
公用車軽油(千ℓ)	15	13	13.3%増加
A重油(千ℓ)	129	137	6.2%増加
LPガス(千kg)	53	42	20.8%削減
都市ガス(千m ³)	54	57	5.6%削減

3 こども達への環境学習等

次世代を担う子供たちに、自然に親しむ、自然生態の理解、人間と自然とのかわり等の理解や豊かな感性を育てることを主題として、次の事業等を実施した。

(1) こどもエコクラブ

趣旨

次世代を担う子供たちが地域において、主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたって環境への意識を醸成することを支援するため、平成7年度に環境省が提唱した事業である。

クラブ数7クラブ（人数176人、サポーター47人）

福生東小、河崎小、地域参加のクラブ2及び公募制クラブ3の合計9クラブ。公募制クラブは、よなご環境学習推進フォーラムと市が共催し会員は公募で募集し、メダカみつけ探検、それ行け中海探検、YONAGOジャングルエコ探検の3クラブで活動。

活動内容

活動期間は5月の公募制クラブ開講式から翌年2月の市交流会までであり、各クラブごとに子供達の環境への関心を高め、継続的に実践活動を進めている。特に、自然観察等の自然体験型の活動を主として進められている。

表 - 62 米子市こどもエコクラブ共通行事(平成19年度)

日時	実施場所	行 事 名	参加人数
6月3日(日)	米子市児童文化センター	2007米子市こどもエコクラブ 発足会&交流会	60人
6月15日(金)、 18日(月)	雲南市大東町	親子ホテル観察会	47人
8月18日(土) ~19日(日)	ふるさと日南邑	サマーエコキャンプ	46人
11月17日(土)	米子水鳥公園	水鳥観察会	52人
2月3日(日)	米子市児童文化センター	米子市こどもエコクラブ 交流会	30人

(2) 水生生物調査体験教室

水辺に触れ、体験することで、川に対する興味、関心を高めることを目的として、水辺の水生生物調査を7月24日(火)に国土交通省日野川河川事務所と共催で実施し、37人の参加者と9人のサポーターが参加した。

(3) 中海湖上観察会

中海を船上から観察することにより、中海の汚濁状況を肌で感じてもらうとともに、普段は見れない自然を感じてもらい、自然の大切さを考えてもらう。

実施日：8月8日(水) 参加人数：小学生85人、引率教員23人

(4) 環境作文の募集と表彰

市内小・中学生を対象に環境美化に関する作文を募集し表彰した。

入賞者数：金賞 小学生 1人、中学生 1人

銀賞 小学生 3人、中学生 3人

銅賞 小学生 5人、中学生 5人

4 環境講演会等の普及啓発事業

(1) よなごし環境フェア2007

6月3日(日)米子市児童文化センターで、リサイクル工作、新エネルギー展示、中海サイエンスクルーズ等の各種環境関連事業を実施した。延べ1500人の市民、児童が参加した。

(2) エコ・クッキング講習会

米子市食生活改善推進員の協力を得て、環境にやさしい食生活、環境にやさしい料理方法を通じて環境のことを考えることを目的として実施し、6回おこない延べ395人の参加があった。

(3) 中海写真展

中海を身近なものとしてとらえ、その保全に向けて意識を高めることを目的として写真を募集し、「よなごし環境フェア2007」の一環として中海写真展を開催した。

部 門	出品数	出品者数	入賞者数
一般の部	81点	32人	最優秀賞1点、優秀賞3点、 入選12点
中学生の部	3点	2人	優秀賞2点

(4) 顕彰事業

環境美化活動の高揚を図るため、地域の環境美化に功労のあった団体又は個人(10件)に対して感謝状を贈呈した。

廃棄物

廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて行なわれている。

近年、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変化などにより、廃棄物は量的、質的に増大し、廃棄物の不法投棄など、廃棄物の処理に関する課題は深刻なものとなっている。

このため、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、不法投棄の防止等に向け総合的な対策を図るために、廃棄物処理法、施行令等の改正が繰り返されている。

また、家庭や事業所から出るごみの減量化・リサイクルを推進するため、平成 12 年 6 月、循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）が制定された。

それにより、各種リサイクル法が制定され、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を担って、廃棄物の減量化・リサイクルを進めていく体制が整備されてきている。

1 し尿等の処理

(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬実績

市営収集実績

市内 13 箇所の公衆便所のし尿を 1 台の車両で収集した。

稼働日数 35 日 収集量 36,930 リットル

許可業者収集実績 市営収集以外のし尿及び浄化槽汚泥について収集した。

(平成 19 年度)

	し尿及び浄化槽汚泥収集車	浄化槽汚泥収集車	合計台数
(有)みつわ衛生社	5 台	1 台	6 台
(有)米子清掃	3 台	2 台	5 台
(有)いけまつ環境	2 台	1 台	3 台
(有)かたぎや	2 台	-	2 台
(有)二宮清掃	3 台	-	3 台
(有)いづはら	2 台	1 台	3 台
(有)富士衛生	2 台	-	2 台
(有)淀江清掃社	3 台	-	3 台
計	22 台	5 台	27 台

(2) し尿及び浄化槽汚泥投入量

表 - 53 し尿及び浄化槽汚泥投入量

(平成19年度)

施設名	投入量(リットル)			投入割合(%)
	し尿	浄化槽汚泥	計	
米子浄化場	15,750,300	19,359,696	35,109,996	89%
白浜浄化場	2,634,514	1,547,787	4,182,301	11%
計	18,384,814	20,907,483	39,292,297	100%

(3) 浄化槽の設置指導

「鳥取県浄化槽指導要綱」に基づき、社団法人鳥取県浄化槽協会から送付のあった浄化槽設置指導計画書について、放流先の状況等を把握するとともに設置後の維持管理等の指導を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図った。

設置計画受理件数 264 件

浄化槽の設置件数については、表 - 31 の平成19年度末浄化槽設置基数累計参照

2. ごみ処理

米子市では、平成17年度に策定した「一般廃棄物処理基本計画」により、平成22年度のごみの量を平成12年度と比較して8%削減する目標を立てている。平成19年度は有料化の開始後ということもあり、可燃ごみ及び不燃ごみのいずれも前年度に比べ少なくなった。

(1) 一般廃棄物の処理区分と収集実績

市営と委託業者により、一般家庭ごみの収集運搬を行なった。

- ・可燃ごみ 47,282,950 kg
- ・不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ 3,231,000 kg
- ・白色発泡スチロール・トレイ (平成18年4月1日~) 72,228 kg
- ・資源ごみ(缶・びん類) 1,544,770 kg
- ・ペットボトル 277,670 kg
- ・再利用びん 46,360 kg (56,801本)
- ・古紙類 6,708,550 kg
- ・有害ごみ 53,291 kg
- ・家電4品目 5,720 kg

(鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザに搬入されたもの。エアコン 303 台、テレビ 57 台、洗濯機 109 台)

表 - 54 一般廃棄物処理量比較（平成 13 年度～19 年度）

（単位：トン 再利用びんの括弧内は本数）

	13年度(基準)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
可燃ごみ	54,518	53,293	52,033	50,977	53,399*	57,102	47,282
不燃ごみ	3,224	3,393	3,693	3,480	3,414	4,897	2,791
不燃性粗大ごみ	1,078	1,044	1,099	971	995	1,935	440
缶・びん類	2,248	2,203	1,993	1,974	2,025	1,897	1,544
発泡スチロール等(平成18年度以降は白色発泡スチロール・トレイ)	276	282	285	290	46*	92	72
ペットボトル	220	251	242	274	286	297	277
古紙類	6,132	6,316	6,276	6,409	6,931	7,358	6,708
再利用びん	109 (141,862本)	94 (96,950本)	78 (96,950本)	65 (82,044本)	62 (77,574本)	62 (78,796本)	46 (56,801本)
有害ごみ	76	69	68	69	76	81	53
特定家電	10	10	9	3	6	6	5
合計	67,891	66,955	65,776	64,512	67,240	73,727	59,218

*) 4～5月は「発泡スチロール等」に、6月以降は「可燃ごみ」に含む。

図 - 20 可燃ごみ処理量比較（平成 13 年度～19 年度）

単位：トン

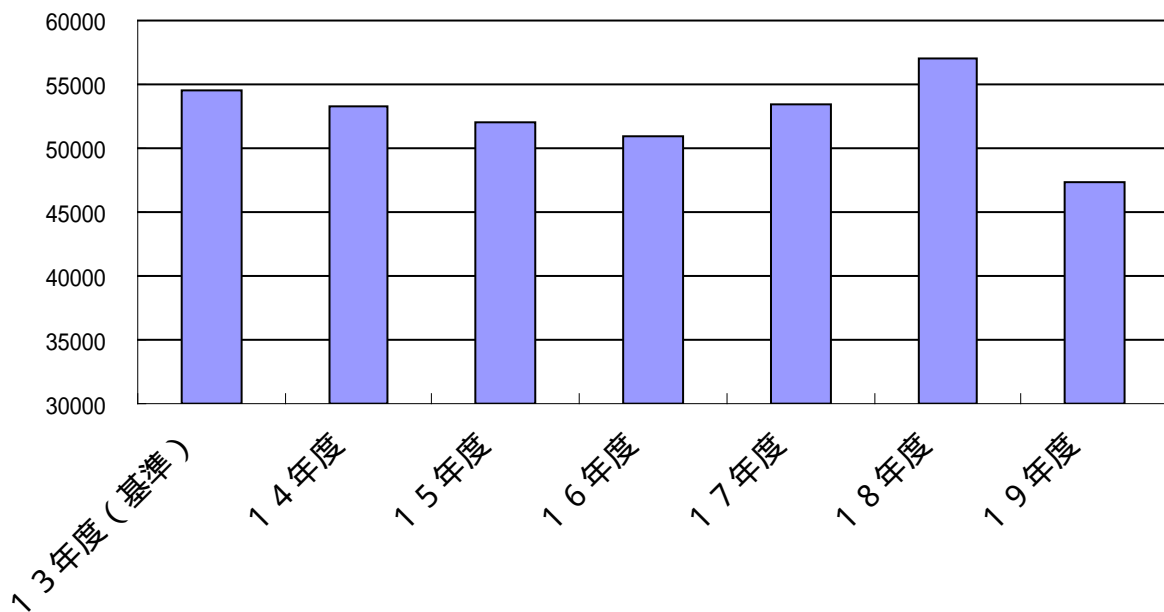
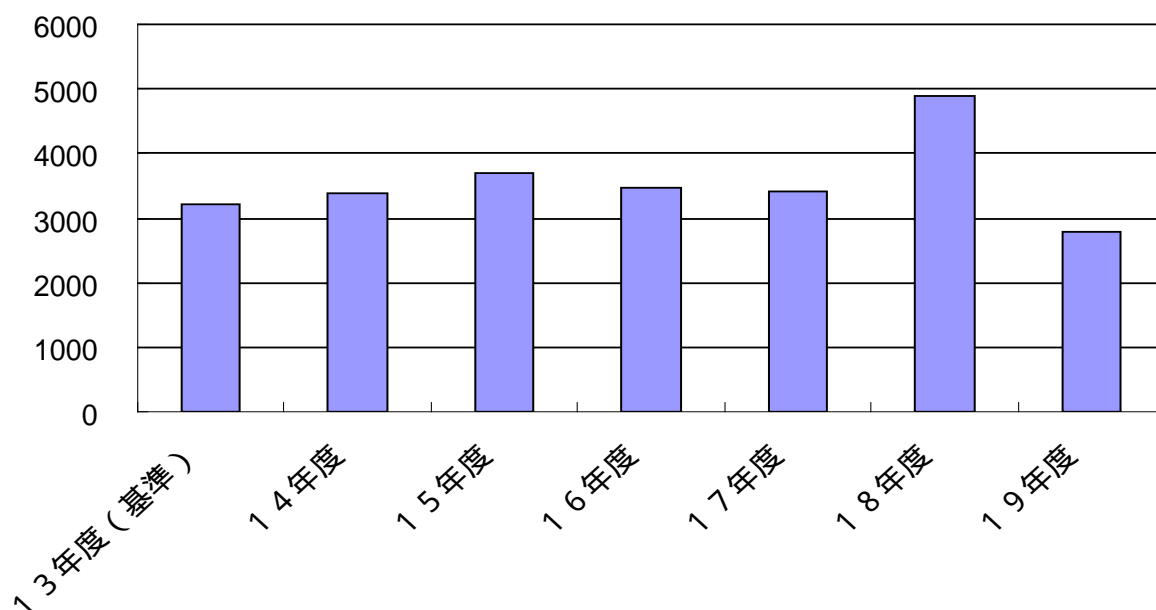


図 - 21 不燃ごみ処理量比較 (平成 13 年度 ~ 19 年度)

単位 : トン



(2) 分別収集の推進

平成 9 年度から実施した分別収集の定着を図るとともに、指定された方法での持ち出しについて啓発を行なった。

関係諸団体等に対する説明会の実施

ア ごみの分別が不十分なため、分別方法等の説明会開催の要請があった自治会に対し、説明会を実施した。

イ 各種団体での研修会を行なった。

リサイクル推進員に対する研修会

平成 19 年 4 月に委嘱したりサイクル推進員に対し、研修会を行なった。

「広報よなご」等による啓発

ア 「ごみ分別収集カレンダー」を作成し、各世帯に配付した。

イ 「広報よなご」、「よなごみ通信」によりごみの分別方法等について周知を図った。

分別に対する啓発

ア ごみ分別の徹底及び排出マナーの向上並びに収集作業時の安全性確保の面から、集積場にゴミを持ち出す際に排出ルールの守られていないものについて、イエローシールを貼り付ける等の方法により、指導・啓発した。

発泡スチロール等の分別区分の変更

ア 平成 18 年 4 月 1 日から「発泡スチロール等」の分別区分を「白色発泡スチロール・トレー」に変更した。

イ 分別区分の変更に伴う持ち出し方法及び処理方法について、啓発チラシを作成し各世帯に

配布するとともに、リサイクル推進員に対し説明会を行った。

(3) ごみ減量化の推進

より一層のごみの減量を目的として、啓発・指導を行った。

- ・「リサイクルフェア」、「環境フェア」において、ごみの減量化・資源化の啓発を行った。
- ・ごみの種類により排出方法の徹底を図った。
- ・ごみを多量に排出する事業所に対し、自己処理あるいは直接処理施設に搬入するよう指導した。

(4) 資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付事業

一般家庭等から排出される資源ごみの再利用を促進し、廃棄物の分別収集を目的として、資源ごみ回収運動推進団体の回収実績に応じて奨励金を交付した。

表 - 55 資源ごみ回収運動実績（平成 19 年度）

推進団体	回 収 量					奨励額 (円)	実施 回数
	古紙類	空きびん類	空びんケース類	金属類	その他		
75 団体	838,037kg	16,806 本	357 個	35,602kg	917kg	4,352,302	285 回
奨励単価	5 円 / kg	3 円 / 本	6 円 / 個	3 円 / kg	3 円 / kg		

(5) 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業

旧淀江町区域において、家庭用生ごみ処理容器購入に対して交付されていた補助金交付事業を廃止し、市内全域を対象として一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進することにより、ごみの分別意識の向上及びごみの減量化を図るため、1 家庭 1 基を限度として家庭用生ごみ処理機及び処理容器について購入者に対して、補助金を交付した。

	補助対象基数	補助金額（購入金額の 3 分の 1 かつ上限 2 万円）
生ごみ処理機	277 基	5,106,700 円
生ごみ処理容器	66 基	110,300 円
合計	343 基	5,217,000 円

(6) 米子市廃棄物減量等推進審議会の開催

「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第 9 条の 2 に基づき一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、米子市廃棄物減量等推進審議会を開催した。

	開催日	審議事項
第 1 回	平成 19 年 7 月 13 日	諮問「し尿の処理手数料の適正な改定について」
第 2 回	平成 19 年 8 月 8 日	し尿料金改正及び料金体系の見直しに係る陳情理由等について し尿料金体系について
第 3 回	平成 19 年 8 月 28 日	し尿料金、し尿料金体系及び改定時期について
第 4 回	平成 19 年 9 月 28 日	答申「し尿の処理手数料の適正な改定について」

(7) ごみの有料化の実施に向けての取り組み

有料化の実施決定について

米子市廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申、平成 18 年 9 月議会での議決を経て、平成 19 年度からごみの有料化を実施することが決定した。

有料化の概要

ア 有料化の目的

- ・ごみ減量化の一層の推進
- ・ごみ排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保
- ・ごみ処理経費に係る財源確保

イ 有料化するごみの区分

可燃ごみ及び不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）

ウ 有料化の方法

ごみ処理手数料の負担媒体を指定ごみ袋及び収集シールとし、ごみの排出量に応じてごみ処理手数料を支払う単純従量制。

エ ごみ処理手数料の額

	可燃ごみ専用		不燃ごみ専用	
指定ごみ袋	大(40L)	60円	大(40L)	60円
	中(20L)	30円	中(20L)	30円
	小(10L)	15円	小(10L)	15円
収集シール		60円		60円

オ その他

- ・事業系ごみ収集廃止

平成 19 年 4 月から、事業所から排出されるごみは市が収集しないこととした。

- ・可燃ごみ処理手数料の改定

米子市クリーンセンターに直接搬入する場合、40kg までの無料区分を廃止し、手数料徴収単位を 10kg に変更することとした。また、手数料の額を 190 円 / 10kg とした。

(8) 有料化制度の周知

自治会長・リサイクル推進員に対してごみ有料化制度説明会を実施

住民に対して

- ・市内の全 420 自治会に対して「米子市ごみ有料化制度住民説明会」を実施した。
- ・説明会開催依頼のあった市内の 24 団体に対してごみ有料化制度説明会を実施した。
- ・平成 18 年 11 月、平成 19 年 2 月及び 3 月に「よなごみ通信」を発行した。なお、3 月に発行した第 3 号については、タウンメールにより全戸配布した。
- ・ポスターの掲示、バス車内広告の掲示、米子市ホームページへの掲載、米子市公会堂への看板設置、テレビ CM 及びラジオ CM の放送を行った。

事業者に対して

・市内の事業者に対して、有料化に伴う事業所ごみの収集廃止について、啓発チラシを配布した。

・事業者対象のごみ有料化制度説明会を6回実施した。

不動産管理者に対して

アパートなどの住民に対して周知を図るため、不動産管理者対象のごみ有料化制度説明会を2回実施した。

(9) 市職員によるごみステーションでの指導・啓発について

平成19年3月中に、市職員がごみステーションにおいてチラシの配布、有料化制度の説明を行った。

(10) 指定ごみ袋及び収集シールの販売について

表 - 56 指定ごみ袋・収集シール販売枚数及び手数料の額

	取扱箇所数 (箇所)	指定ごみ袋及び収集シール販売枚数								手数料の 金額 (円)
		可燃ごみ専用				不燃ごみ専用				
		指定ごみ袋(組)			収集シール (シート)	指定ごみ袋(組)			収集シール (シート)	
		大(40L)	中(20L)	小(10L)		大(40L)	中(20L)	小(10L)		
指定ごみ袋 等取扱店	139	351,750	196,050	63,900	15,510	21,830	27,060	19,650	17,310	315,428,700
自治会	255	8,926	5,538	1,812	428	468	640	370	416	8,120,940
計	394	960,676	201,588	65,712	15,938	22,298	27,700	20,020	17,726	323,549,640

1組10枚入り、1シート6枚綴り

資料 - 1 人の健康の保護に関する環境基準（環境基準健康項目）

（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、平成11年2月22日環境庁告示第14号改正）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg / ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg / ℓ以下
六価クロム	0.05 mg / ℓ以下
砒素	0.01 mg / ℓ以下
総水銀	0.0005 mg / ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg / ℓ以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg / ℓ以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / ℓ以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / ℓ以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg / ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03 mg / ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℓ以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / ℓ以下
チウラム	0.006 mg / ℓ以下
シマジン	0.003 mg / ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg / ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg / ℓ以下
セレン	0.01 mg / ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / ℓ以下
ふっ素	0.8 mg / ℓ以下
ほう素	1 mg / ℓ以下

[備考]

- 1, 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2, 「検出されないこと」とは、別に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3, 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料 - 2 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

(1) 河川

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	50 MPN/100 ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	1,000 MPN/100 ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	5,000 MPN/100 ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg / ℓ 以下	50mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	——
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg / ℓ 以下	100 mg / ℓ 以下	2 mg / ℓ 以上	——
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg / ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg / ℓ 以上	——
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5mg / ℓ 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。) 以下省略						

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級
 及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3
 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を
 生じない限度

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg / ℓ 以下	1 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	50 MPN/100 ml 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	1,000 MPN/100 ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg / ℓ 以下	15mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	————
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg / ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg / ℓ 以上	————
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級: コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
 " 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1 mg / l 以下	0.005 mg / l 以下
	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2 mg / l 以下	0.01 mg / l 以下
	水道 3 級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4 mg / l 以下	0.03 mg / l 以下
	水産 2 種及び以下の欄に掲げるもの	0.6 mg / l 以下	0.05 mg / l 以下
	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg / l 以下	0.1 mg / l 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄化操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
" 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
" 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (PH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌群数	油 分
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	1,000 MPN/100 ml 以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	————	検出されない こと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg / ℓ 以下	2 mg / ℓ 以上	————	————
備考 1. 水産1級のうち、生食用カキ原料の養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100 ml以下とする。 2. 省 略						

- (注) 1 . 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 . 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2 級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 . 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

資料 - 3 水質汚濁防止法の排出基準（昭和46年総理府令第35号）

（ 1 ）生活環境項目に係る基準

種	類	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	（ PH ）	5.8 ~ 8.6 （ 海域以外の水域 ） 5.0 ~ 9.0 （ 海域 ）
生物化学的酸素要求量 (BOD)	（ mg / ℓ ）	160 （ 日間平均 120 ） （ 海域及び湖沼以外の水域 ）
化学的酸素要求量 (COD)	（ mg / ℓ ）	160 （ 日間平均 120 ） （ 海域及び湖沼 ）
浮遊物質（SS）	（ mg / ℓ ）	200 （ 日間平均 150 ）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（ mg / ℓ ） （ 鉱油類含有量 ）		5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（ mg / ℓ ） （ 動植物油脂類含有量 ）		30
フェノール類含有量	（ mg / ℓ ）	5
銅含有量	（ mg / ℓ ）	3
亜鉛含有量	（ mg / ℓ ）	5
溶解性鉄含有量	（ mg / ℓ ）	10
溶解性マンガン含有量	（ mg / ℓ ）	10
クロム含有量	（ mg / ℓ ）	2
大腸菌群数	（ 個 / cm ³ ）	日間平均 3,000
窒素含有量	（ mg / ℓ ）	120 （ 日間平均60 ）
磷含有量	（ mg / ℓ ）	16 （ 日間平均 8 ）

備 考 窒素含有量、磷含有量については中海に流入する公共用水域に適用。

(2) 有害物質にかかる基準

(昭和46年総理府令第35号、平成16年5月31日環境省令第16号)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0 . 1 mg / ℓ
シアン化合物	1 mg / ℓ
有機燐化合物 (ハ ^o ヲチオ、メチルハ ^o ヲチオ、メチルジ ^o メチン 及びEPNに限る)	1 mg / ℓ
鉛及びその化合物	0 . 1 mg / ℓ
六価クロム化合物	0 . 5 mg / ℓ
砒素及びその化合物	0 . 1 mg / ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0 . 0 0 5 mg / ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	0 . 0 0 3 mg / ℓ
ジクロロメタン	0 . 2 mg / ℓ
四塩化炭素	0 . 0 2 mg / ℓ
1 , 2 - ジクロロエタン	0 . 0 4 mg / ℓ
1 , 1 - ジクロロエチレン	0 . 2 mg / ℓ
シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン	0 . 4 mg / ℓ
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン	3 mg / ℓ
1 , 1 , 2 - トリクロロエタン	0 . 0 6 mg / ℓ
トリクロロエチレン	0 . 3 mg / ℓ
テトラクロロエチレン	0 . 1 mg / ℓ
1 , 3 - ジクロロプロペン	0 . 0 2 mg / ℓ
チウラム	0 . 0 6 mg / ℓ
シマジン	0 . 0 3 mg / ℓ
チオベンカルブ	0 . 2 mg / ℓ
ベンゼン	0 . 1 mg / ℓ
セレン及びその化合物	0 . 1 mg / ℓ
ほう素及びその化合物	1 0 mg / ℓ (海域以外の水域) 2 3 0 mg / ℓ (海域)
ふっ素及びその化合物	8 mg / ℓ (海域以外の水域) 1 5 mg / ℓ (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 ℓ につき、アンモニア性窒素に0 . 4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 1 0 0 mg

資料 4 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく各水域に適用する上乘せ排水基準

1 中海流入区域に適用される上乘せ排水基準

特定事業場の区分	排出水量 (m ³ /日)	pH	項目及び許容限度											備考	
			BOD(mg/L)		COD(mg/L)		浮遊物質(mg/L)		n-ヘキサン抽出物質含有量(mg/L)		大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素含有量 (mg/L)	燐含有量(mg/L)		
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大					
既 設 事 業 場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	25～50	5.8～8.6	160	50	160	50	200	150	5	30	3,000	30	4	
		50～1,000	＼	＼	50	50	＼	＼	＼	＼	＼	30	4		
		1,000～	＼	＼	50	50	＼	＼	＼	＼	＼	30	3		
	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場	25～50	5.8～8.6	160	50	160	50	200	150	5	30	3,000	50	5	
		50～1,000	＼	＼	50	50	＼	＼	＼	＼	＼	50	5		
		1,000～	＼	＼	50	50	＼	＼	＼	＼	＼	30	3		
	し尿処理施設(A)を設置する特定事業場	25～50	5.8～8.6	160	30	160	30	200	150	5	30	3,000	20	2	
		50～1,000	＼	＼	30	30	＼	＼	＼	＼	＼	20	2		
		1,000～	＼	＼	20	20	＼	＼	＼	＼	＼	15	2		
	し尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	25～50	5.8～8.6	160	30	160	30	200	150	5	30	3,000	25	5	
		50～1,000	＼	＼	30	30	＼	＼	＼	＼	＼	25	5		
		1,000～	＼	＼	20	20	＼	＼	＼	＼	＼	15	3		
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25～50	5.8～8.6	160	20	160	30	200	150	5	30	3,000	35	3	
		50～5,000	＼	＼	20	30	＼	＼	＼	＼	＼	35	3		
		5,000～50,000	＼	＼	20	30	＼	＼	＼	＼	＼	35	3		
		50,000～	＼	＼	10	15	＼	＼	＼	＼	＼	20	1		
	その他の特定事業場	25～50	5.8～8.6	160	30	160	30	200	150	5	30	3,000	25	4	
		50～1,000	＼	＼	30	30	＼	＼	＼	＼	＼	25	4		
		1,000～	＼	＼	20	20	＼	＼	＼	＼	＼	15	3		
	新 設 特 定 事 業 場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	25～50	5.8～8.6	160	40	160	40	200	150	5	30	3,000	20	3
			50～1,000	＼	＼	40	40	＼	＼	＼	＼	＼	20	3	
			1,000～	＼	＼	40	40	＼	＼	＼	＼	＼	20	2	
		畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場	25～50	5.8～8.6	160	40	160	40	200	150	5	30	3,000	20	3
			50～1,000	＼	＼	40	40	＼	＼	＼	＼	＼	20	3	
1,000～			＼	＼	40	40	＼	＼	＼	＼	＼	20	2		
し尿処理施設(A)を設置する特定事業場		25～50	5.8～8.6	160	20	160	20	200	150	5	30	3,000	20	2	
		50～1,000	＼	＼	20	20	＼	＼	＼	＼	＼	20	2		
		1,000～	＼	＼	20	20	＼	＼	＼	＼	＼	15	2		
し尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場		25～50	5.8～8.6	160	30	160	30	200	150	5	30	3,000	20	4	
		50～1,000	＼	＼	30	30	＼	＼	＼	＼	＼	20	4		
		1,000～	＼	＼	20	20	＼	＼	＼	＼	＼	15	3		
下水道終末処理施設を設置する特定事業場		25～50	5.8～8.6	160	20	160	30	200	150	5	30	3,000	30	3	
		50～5,000	＼	＼	20	30	＼	＼	＼	＼	＼	30	3		
		5,000～	＼	＼	10	15	＼	＼	＼	＼	＼	20	2		
		50,000～	＼	＼	10	15	＼	＼	＼	＼	＼	15	1		
その他の特定事業場		25～50	5.8～8.6	160	30	160	30	200	150	5	30	3,000	20	3	
		50～1,000	＼	＼	30	30	＼	＼	＼	＼	＼	20	3		
		1,000～	＼	＼	20	20	＼	＼	＼	＼	＼	15	2		

2 美保湾流入区域に適用される上乘せ排水基準

特定事業場の区分	排水量(m ³ /日)	項目及び許容限度										
		pH		BOD(mg/L)		COD(mg/L)		浮遊物質量(mg/L)		n-ヘキサン抽出物質含有量(mg/L)		大腸菌群数 (個/cm ³)
		河川湖沼	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	
パルプ製造業及び木材化学工業に係る特定事業場	25～50	5.8～8.6	5.0～9.0	160	120	160	120	200	150	5	30	3,000
	50～	\	\	120	90	120	90	60	50	\	\	\
その他の特定事業場	25～50	5.8～8.6	5.0～9.0	160	120	160	120	200	150	5	30	3,000
	50～	\	\	\	\	\	\	\	\	\	\	\

3 湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし指定地域特定施設に適用される上乘せ排水基準(中海水域)

特定事業場の区分	排水量 (m ³ /日)	項目及び許容限度												
		pH	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		浮遊物質量(mg/L)		n-ヘキサン抽出物質含有量(mg/L)		大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素含有量 (mg/L)	炭含有量 (mg/L)	
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大				日間平均
既設特定事業場	みなし指定地域特定施設であるちゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	25～50	5.8～8.6	160	30	160	30	200	150	5	30	3,000	25	4
		50～1,000	\	\	30	\	30	\	\	\	\	\	25	4
		1,000～	\	\	20	\	20	\	\	\	\	\	15	3
新設特定事業場	みなし指定地域特定施設であるちゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	25～50	5.8～8.6	160	90	160	90	200	150	5	30	3,000	60	8
		50～1,000	\	\	90	\	90	\	\	\	\	\	60	8
		1,000～	\	\	20	\	20	\	\	\	\	\	15	3
備考	みなし指定地域特定施設であるちゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	25～50	5.8～8.6	160	30	160	30	200	150	5	30	3,000	20	3
		50～1,000	\	\	30	\	30	\	\	\	\	\	20	3
		1,000～	\	\	20	\	20	\	\	\	\	\	15	2
備考	みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場	25～50	5.8～8.6	160	60	160	60	200	150	5	30	3,000	50	5
		50～1,000	\	\	60	\	60	\	\	\	\	\	50	5
		1,000～	\	\	20	\	20	\	\	\	\	\	15	3

備考

- この表において、「みなし指定地域特定施設」とは、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第14条の規定により法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設をいう。
- この表において、「既設特定事業場」とは平成元年8月1日前に既にみなし指定地域特定施設を設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)をいい、「新設特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。

資料 - 5 鳥取県公害防止条例の排水基準

(昭和46年鳥取県条例第35号)

項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度指数 (pH)	別表第3第1号 に掲げる施設	5.8 ~ 8.6 (海域以外の水域) 5.0 ~ 9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg / ℓ)	別表第3第1号 に掲げる施設	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD) (mg / ℓ)	別表第3第1号 に掲げる施設	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (SS) (mg / ℓ)	別表第3第1号 に掲げる施設	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg / ℓ)	別表第3第2号 及び第3号に掲 げる施設	20
大腸菌群数 (個 / cm ³)	別表第3第1号 に掲げる施設	日間平均 3,000
備 考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排出基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業所に係る排出水について適用する。以下省略		

別表第3 (規則第5条関係)

- 1 集団給食施設 (栄養改善法 (昭和27年法律第 248号) 第9条の2第1項に規定する集団給食施設で、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものに限る。) の調理施設 (水質汚濁防止法施行令 (昭和46政令第 188号) 別表第1第66号の3に掲げる施設を除く。)
- 2 ドラムかん更生業の用に供する洗浄施設 (水質汚濁防止法施行令別表第1第65号に掲げる施設に係るものを除く。)
- 3 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、自動車整備業及びガソリンステーションの用に供する車両洗浄施設 (水質汚濁防止法施行令別表第1第71号に掲げる施設を除く。)

資料 - 6 騒音規制法に基づく特定施設の種類と規模

1. 金属加工機械
 - (イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5KW以上のものに限る）
 - (ロ) 製管機械
 - (ハ) ベンディングマシン（ロ - ル式のものであって、原動機の定格出力が3.75 KW以上のものに限る）
 - (ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く）
 - (ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が30重量 t 以上のものに限る）
 - (ヘ) せん断機（原動機の定格出力が3.7KW 以上のものに限る）
 - (ト) 鍛造機
 - (チ) ワイヤ - フォ - ミングマシン
 - (リ) プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く）
 - (ヌ) タンブラ -
 - (ル) 切断機（砥石を用いるものに限る。）
2. 空気圧縮機および送風機（原動機の定格出力が7.5KW 以上のものに限る）
3. 土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるいおよび分級機（原動機の定格出力が7.5KW 以上のものに限る）
4. 織機（原動機を用いるものに限る）
5. 建設用資材製造機械
 - (イ) コンクリ - トプラント（気泡コンクリ - トプラントを除き、混練機の混練容量が、0.45m³ 以上のものに限る）
 - (ロ) アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る）
6. 穀物用製粉機（ロ - ル式のものであって、原動機の定格出力が7.5KW 以上のものに限る）
7. 木材加工機械
 - (イ) ドラムバ - ガ -
 - (ロ) チッパ - （原動機の定格出力が2.25KW以上のものに限る）
 - (ハ) 碎木機
 - (ニ) 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15KW以上のもの、木工用のものにあつては動機の定格出力が2.25KW以上のものに限る）
 - (ホ) 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15KW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25KW以上のものに限る）
 - (ヘ) かな盤（原動機の定格出力が2.25KW以上のものに限る）
8. 抄紙機
9. 印刷機械（原動機を用いるものに限る）
10. 合成樹脂用射出成形機
11. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る）

資料 - 7 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

<p>特定建設作業</p> <p>規制項目</p>	<p>くい打機（もんけんを除外。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオ-ガ-と併用する作業を除く。）</p>	<p>びょう打機を使用する作業</p>	<p>さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。）</p>	<p>空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のもに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</p>	<p>コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）</p>	<p>バックホウ（一定の限度を超えないものとし、騒音を発生しないものとして環境庁大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p>	<p>トラクター（一定の限度を超えないものとし、騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p>	<p>ブルドーザー（一定の限度を超えないものとし、騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p>	<p>適用除外</p>	
<p>第1号基準（音量基準） 作業場所の敷地の境界線における騒音</p>	<p>85デシベルを超えないこと</p>									
<p>第2号基準（作業時刻に関する基準） 作業禁止の時間帯</p>	<p>第1号区域</p>	<p>午後7時～午前7時</p>								<p>災害・非常の事態、人の生命の危険防止、鉄・軌道の正常運転、道路法・道交法の占用及び許可の夜間指定</p>
<p>第2号区域</p>	<p>午後10時～午前6時</p>									
<p>第3号基準（作業時間に関する基準） 作業時間の長さの制限</p>	<p>第1号区域</p>	<p>1日10時間</p>								<p>1日で完了する作業、災害・非常の事態、人の生命の危険防止</p>
<p>第2号区域</p>	<p>1日14時間</p>									
<p>第4号基準（作業期間に関する基準） 連続して作業することのできる日数</p>	<p>6日間以内</p>								<p>災害・非常の事態、人の生命の危険防止</p>	
<p>第5号基準（作業日に関する基準） 作業を禁止する日</p>	<p>日曜日、その他の休日</p>								<p>災害・非常の事態、人の生命の危険防止、鉄軌道の正常運転、電業法の必要作業、道路法・道交法の占用及び許可の夜間指定</p>	
<p>勧告・命令の内容</p>	<p>特定建設作業の騒音が第1号の基準（音量基準）を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、一日における作業時間を10時間（第1号区域（第2号区域にあつては14時間））未満4時間以上の間において短縮することも勧告・命令できる。</p>									

資料 - 8 拡声機騒音の規制

- 1 商業宣伝を目的として、拡声機を使用する放送をしてはならない区域（次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域）
- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
 - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 老人保健法第6条4項に規定する老人保健施設

- 2 商業宣伝を目的として、航空機から拡声機を使用する放送の制限
- 使用時間：午前8時から午後7時まで
- 音量：地上において65デシベル以下

- 3 その他拡声機を使用する放送の制限
- (1) 次に掲げる放送をする場合は、使用時間、音量とも音量基準1による。
- (ア) 工場、事業所、社寺、屋外スポーツ施設、学校、保育所等において構内用としてその敷地内で行うもの
 - (イ) 住民の慣習として行われる広報又は連絡に伴うもの
 - (ウ) 露店市、朝市その他地域の慣習として行われる催し物に伴うもの
 - (エ) 飲食物の移動販売に伴うもの
 - (オ) 屋外における音楽会、映画会等の運営のためにその会場内で行うもの
- 音量基準1

区 域		音 量	
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
1.騒音規制法第3条 第1項の規定に基づ いて指定された地域	第1種区域	70デシベル	45デシベル
	第2種区域	70デシベル	45デシベル
	第3種区域	70デシベル	50デシベル
	第4種区域	70デシベル	65デシベル
2.1に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）		70デシベル	45デシベル

(2)(1)に掲げる場合以外の場合は、使用時間を午前8時から午後7時までとし、音量は、音量基準2による。ただし、移動しながら放送をする場合の音量は、70デシベル以下とする。

音量基準2

区 域		音 量
1.騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された地域	第1種区域	55デシベル
	第2種区域	65デシベル
	第3種区域	70デシベル
	第4種区域	70デシベル
2.1に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）		70デシベル

4 拡声機使用の制限の対象とならない場合

- (1) 災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合
- (2) 電気、ガス又は水道の事業に関する広報活動として放送をする場合
- (3) 公共の輸送機関の業務に関し、駅又は発着場において放送をする場合
- (4) 公務員がその職務に関し、放送をする場合
- (5) 公職選挙法による選挙運動のために放送をする場合
- (6) 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習として行われる行事に伴い放送をする場合
- (7) 集団の整理誘導のために放送をする場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

1. 金属加工機械

(イ)液圧プレス（矯正プレスを除く）

(ロ)機械プレス

(ハ)せん断機（原動機の定格出力が 1KW以上のものに限り）

(ニ)鍛造機

(ホ)ワイヤ - フォ - ミングマシン（原動機の定格出力が37.5KW以上のものに限り）

2. 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5KW以上のものに限り）

3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5KW 以上のものに限り）

4. 織機（原動機を用いるものに限り）

5. 建設用資材製造機

(イ)コンクリ - トブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95KW以上のものに限り）並びにコンクリ - ト管製造機械及びコンクリ - ト柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10KW以上のものに限り）

6. 木材加工機械

(イ)ドラムバ - ガ -

(ロ)チップ - （原動機の定格出力が 2.2KW以上のものに限り）

7. 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2KW以上のものに限り）

8. ゴム練用又は合成樹脂用のロ - ル機（カレンダー - ロ - ル機以外のもので原動機の定格出力が30KW以上のものに限り）

9. 合成樹脂用射出成形機

10. 鋳型造型機（ジョルト式のものに限り）

資料 - 10 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準

特定建設作業 規制項目	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	プレ-カ-（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	適用除外
作業場所の敷地境界線における振動	75デシベルを超えないこと				
作業禁止の時間帯	1号区域	午後7時～翌日午前7時			災害・非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運転、道路法・道交法の占用及び許可の夜間指定
	2号区域	午後10時～翌日午前6時			
作業時間の長さの制限	1号区域	1日10時間			災害・非常の事態、人の生命、危険防止
	2号区域	1日14時間			
連続して作業することのできる日数	1号区域 2号区域	6日間以内			災害・非常の事態、人の生命、危険防止
作業を禁止する日	日曜日、その他の休日				災害・非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運転、電業法の必要作業、道路法・道交法の占用及び許可の時、その他の休日指定

(注) 第1号区域.....第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域のある学校、病院等の敷地の周辺おおむね80mの区域内
 第2号区域.....上記以外の第4種区域

資料 - 11 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月環境庁告示第46号の一部改正 平成6年2月21日付環境庁告示第25号）

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 り ん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 1ℓ につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。

スス-1,2 -ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04mg 以下 であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1 mg 以下で あること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006 mg 以 下であること。
トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.03mg 以下 であること。
テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01mg 以下 であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液 10 につき 0.002 mg 以 下であること。
チウラム	検液 10 につき 0.006 mg 以 下であること。
シマジン	検液 10 につき 0.003 mg 以 下であること。
チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02mg 以下 であること。
ベンゼン	検液 10 につき 0.01mg 以下 であること。
セレン	検液 10 につき 0.01mg 以下 であること。

赤潮・アオコ（青粉）

水中にプランクトンが異常に発生し、そのために水の色が赤みがかかった色（赤潮）や緑色（アオコ）に変わる現象のこと。

アメニティ

アメニティとは、五感が快適であると感じる感覚である。水や緑などの自然環境や歴史、文化などの社会環境の風土の中で養われたもので、地域によりいろいろな特性を有するものである。その中での住み心地のよさであり、快適性を言う。

悪臭

悪臭とは、人に不快感を与えるもので一般的に多成分、低濃度の混合気体である。原因物質としてはアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素等多様に存在しており、これらが混在して発生源となっていることが多い。

アスベスト

天然に産出する繊維状鉱物で、化学薬品に強く、耐熱性や電気絶縁性が高いため、建設材料や自動車のブレーキライニング、クラッチ板など、かつては幅広く使用された。しかし、微細な繊維として大気中に飛散しているアスベストは、一度吸収すると体外に排出されにくく、長期間の吸入により肺癌などの原因になる恐れがあり、現在では禁止されている。

暗騒音

ある場所で特定の音を測定する場合、対象とする音以外の音を暗騒音という。

硫黄酸化物（ SO_x ）

硫黄酸化物には、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）、三酸化硫黄（無水硫酸）などがある。硫黄酸化物の生成は、燃料に含まれている硫黄分が燃焼酸化されることにより発生し、無色で刺激臭のある気体で、呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の有力な原因とされている。

閾値（いきち）

生理学的用語で、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のこと、限界濃度とも言う。

一酸化炭素（CO）

炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色、無臭の気体で、大部分は自動車の排気ガスとして発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を障害し、頭痛、はきけ、めまいなどの症状があらわれる。

オゾン（ O_3 ）

光化学オキシダントの主成分の一つである。特有の臭気のある微青色の気体であり、強力な酸化力をもつ酸素の同素体で、気道粘膜の炎症刺激、目の刺激などがある。

カドミウム（Cd）

青みを帯びた銀白色の金属で、メッキ、顔料、電池等に使用されている。体内に蓄積

されると肺気腫、胃腸障害、肝臓障害、骨の変化等の症状があらわれる。

環境アセスメント（環境影響評価）

各種開発行為の実施に先立ち、その行為が環境（大気、水質、生物等）に及ぼす影響の程度をその防止策、代替案を含めて総合的に事前評価することをいう。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましいとして定められた行政上の目標基準である。

規制基準

事業活動その他の活動を行うものが遵守すべき、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、悪臭の発生に係る許容限度。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準という。

逆転層

普通気温は、上空になるにしたがって下降するものであるが、気象条件によっては、高度40～300mの層において、地表より温度が高い層ができることがある。この気層を逆転層といい、大気の蓋の役目を果たし、汚染物質の上空への拡散を妨いで、その地域の大气汚染を助長する役割を果す。

K値規制

大気汚染防止法で採用している硫黄酸化物の規制方式で、一つのばい煙発生施設の排出口（煙突）から排出された硫黄酸化物が拡散して、着地した時の濃度が一定の値以下となるように排出口の高さに応じて排出量を規制する方法。K値

（本市では17.5）は硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用する定数である。

$$q = k \times 10^{-3} \times H e^2 \quad (q \text{は1時間当たりの硫黄酸化物の排出基準量、} H \text{は有効煙突高})$$

光化学スモッグ（光化学オキシダント）

大気中の窒素酸化物、炭化水素類に太陽光線中の紫外線が作用することによって、二次的汚染物質を作り出すことによりおこる大気汚染現象である。光化学スモッグは、夏の陽射しが強く、風の弱い日に特に発生しやすく、目やのどの粘膜を刺激し、また、植物被害など広範囲に影響する。光化学反応によって生成される酸化性物質のうち二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」といつている。

公害

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。

降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち、自己の重量により又は雨滴と共に地上に落下するばい煙、粉じん等で不溶性物質と溶解性物質にわけられる。

酸性雨

通常の雨は、二酸化炭素を炭酸として溶かしているのでpHは5.6程度を示す。これ

より強い酸性の雨が、酸性雨とよばれる。工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中を長時間漂う間に酸化が進み、水に溶けやすい物質になり、ついには雨に含まれて降るもの。目や皮膚を刺激するだけでなく、土壌や森林などの生態系に影響を及ぼすことが報告されている。

シアン化合物

シアン（CN）イオンを含む化合物をいい、電気めっき工場等で使用されている。人体に入ると、数秒ないし数分程度で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、けいれん等をおこし、死にいたる場合がある。

COD（化学的酸素要求量）

水質汚濁の指標であり、水中の有機物を化学薬品によって酸化した時、消費する酸素の量で表し、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味する。魚介類の生息には、5 mg/l以下が望ましい。

自浄作用

河川水が汚染を受けた場合、河川自体、時間と共にこの汚濁物を次第に浄化する機能をもっており、この機能を河川の自浄作用という。その作用の代表的なものは、希釈作用、沈殿作用、水中の溶存酸素による酸化作用、日光中の紫外線による殺菌作用及び微生物による分解作用がある。

水銀（Hg）

常温で液体となって存在する唯一の金属で、温度計、水銀ランプ、乾電池等その用途は広範囲である。人体に入ると無機水銀は腎臓障害を引き起こし、有機水銀は脳に移行しやすく中枢神経障害を起す。

総量規制

従来の汚染物質の濃度のみを対象とした規制方式では、地域の望ましい環境が維持達成されないとして、一定地域内の汚染物質の排出される総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対して汚染物質の許容排出量を配分し、規制するものである。

ダイオキシン類

「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法第2条（平成11年7月成立）に掲げられた次のものをいう。

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）

構造については、基本的には2個のベンゼン環が酸素で結合したりし、それに塩素が付いた構造をしているが、塩素の数や付く位置により、異性体が発生する。PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類があるといわれ、この内、毒性があるのは、29種類といわれている。

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、そのため最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDをの毒性を1とし、他のダイオキシン類を毒性の強さを換算した係数（毒性等価係数（TEF））を用いたダイオキシン類の毒性を足し合わせた値（通常、

毒性等量（TEQ））が用いられる。

ダイオキシン類は、人の健康等（発がん性や催奇形性等）に影響を与えるおそれがある物質であり、本来は農薬等を製造する際、不純物として生成するが、現在、発生源についてゴミ焼却による燃焼や自動車排気ガス等がある。

また、ダイオキシン類は通常無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しやすいという性質を持っているが、脂肪などに溶けやすく、他の化学物質や酸等に簡単には反応せず、太陽光の紫外線で徐々に分解されるといわれている。

食品等から摂取するダイオキシン類の当面の耐容1日摂取量（TDI）を4 pg TEQ / kg / 日（1日体重1 kg 当たり4 ピコグラム）と定められたが、この耐容1日摂取量（TDI）は生涯にわたって摂取し続けた場合の健康影響を指針とした値（4ピコグラムのTDIは、動物実験で得られた結果を人に当てはめた上で、安全を見込んで10分の1の数値設定したもので、日本人の一般的な食生活で取り込まれるダイオキシン類の量は、厚生省の平成10年度調査では、人の平均体重を50 kg と仮定し、体重1 kg 当たり約 2.0 pg、空気から取り込まれる量約0.07 pg、人が手に付いた土により口から取り込まれる量約0.0084 pg と推定され、合計体重1 kg 当たり約 2.1 pg とされ、健康に被害を与えるものではない。

ダイオキシン類の環境基準

「ダイオキシン類」（ダイオキシン類対策特別措置法第2条）に基づく次の物質。

- 1 ポリ塩化ジベンゾフラン
- 2 ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン
- 3 コプラナーポリ塩化ピフェニル

平成11年12月27日環境庁告示68号によって、水質、土壌とともに「環境基準」が定められた。

（環境省告示第46号平成14年7月22日）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ過紙段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K 0312に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレーに抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。		
3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場所であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指数として用いられる。大腸菌には、温血動物の腸内に存在するものと、畑などの土の中に生存するものがあるが、一括して大腸菌群として測定している。

ダストジャー法

降下ばいじんの測定法の一つで、屋外に設置した円筒容器（ダストジャー）に降下ばいじんを捕捉し測定する方法。

炭化水素類

炭素（C）と水素（H）を含む有機化合物の総称で、自動車や石油精製、有機溶剤を取り扱う事業場などから排出される。窒素酸化物とともに光化学スモッグの主因物質として考えられている。

窒素酸化物（NO_x）

燃料などが高温で燃焼するときに発生する一酸化窒素（NO）と大気中で（NO）が酸化してできる二酸化窒素（NO₂）が代表的であり、炭化水素とともに光化学スモッグの主因物質と考えられている。NOは無色無臭で刺激はないが、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害し、中枢神経系の症状をおこす。NO₂は赤褐色、粘膜刺激性があり、呼吸器及び肺に障害を与える。

窒素

形態により、有機性窒素、アンモニア性窒素（NH₃-N）、亜硝酸性窒素（NO₂-N）、硝酸性窒素（NO₃-N）に大別される。また、有機性窒素とアンモニア性窒素（NH₃-N）をケルダール窒素（K-N）、全ての項目を含めたものを全窒素（T-N）という。水中の微生物の作用により、有機性窒素はNH₃-N、NO₂-Nを経てNO₃-Nに変化し、一部はNH₃-NやNO₃-Nの形で植物に吸収される。一般的に生活系からの排水にはK-Nの割合が高く、リンとともに富栄養化の起因物質である。

デシベル(dB)

騒音や振動の大きさの単位として用いる。デシベルは音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な物理量と対比して人体の感覚に対応するように補正したものである。わが国では騒音の単位として“ホン”が広く用いられているため、公害関係ではおもに振動の大きさの単位として用いられている。

平成 5年11月18日付環境庁大気保全局長通知（計量法等の施行に伴う命令の一部改正）により「騒音レベル」を「音圧レベル」へ変更、「振動レベル」を「振動加速度レベル」へ変更。

特定事業場

水質汚濁防止法では、生産施設等のうち汚水または廃液を排出する施設を特定施設として定めており、この特定施設を有する工場、事業所を特定事業場という。同様に大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法では「特定工場等」という。

トリクロロエチレン

通称トリクレンという。油脂分を溶解する力が強く、金属機械部分の脱脂、洗浄など

に溶剤として広く用いられている有機塩素系化合物である。類似物質には、ドライクリ- ニング等に用いられているテトラクロロエチレンなどがある。高濃度の蒸気を吸入した場合の急性毒性のほか、肝・腎臓への障害や発癌性が指摘されている。近年、これらの物質が各地の井戸水から検出され、有機塩素系化合物による地下水の汚染が問題になっている。

鉛 (Pb)

銀白色の柔らかい金属で鉛蓄電池、鉛顔料など用途は広範囲である。体内に吸収された鉛は血液を通して各種臓器のほか最終的に骨に多く沈着し、毒性症状は血液、神経、胃腸等に現われる。

二酸化鉛法 (PbO₂ 法)

硫黄酸化物が二酸化鉛と反応し、硫酸鉛を生成する。このことを利用して硫黄酸化物の量を測定する方法。

n - ヘキサン抽出物質

n - ヘキサンによって抽出される物質をいい、動植物油脂類、脂肪酸、ワックス、グリ- ス、石油系炭化水素類など油分の総称である。水性動植物に対する呼吸阻害や異臭の原因となる。

ヒ素化合物

自然界からは硫化物として産出され、その化合物は極めて有害であり、皮膚障害、肝障害など毒性をもち、量によっては死にいたる。木材の防腐、妨蟻剤、金属精練、ガラス製造等のほかに高純度金属ヒ素は半導体原料としての用途がある。

BOD (生物化学的酸素要求量)

河川水や排水、下水などの水質汚濁の指標であり、有機物が微生物によって酸化分解されるための必要な酸素の量をもって表わす。この数値が高いほどその水質は悪く、通常河川等では、魚介類の生息には5 mg / l 以下が望ましい。

微量物質のための単位

g (グラム)

mg (ミリグラム) = 千分の 1 g

μg (マイクログラム) = 100 万分の 1 g

ng (ナノグラム) = 10 億分の 1 g

pg (ピコグラム) = 1 兆分の 1 g

東京ドームに相当する入れ物に水を満たして、角砂糖 1 個 (1g) を溶かし、その水 1 cc に含まれている砂糖が 1 pg (ピコグラム) になる。

PCB (ポリ塩化ビフェニ- ル)

絶縁性が高いなど電気的特性にすぐれ、かつ、熱、酸、アルカリなどに非常に強いため、絶縁油、熱媒体やノンカ- ボン紙溶剤などに広く用いられたが、昭和47年に生産中止となった。人体に入った場合、多様な皮膚障害、内臓諸器等の障害、ホルモンのバランスのくずれ、末梢神経の伝達速度の遅延等の症状が認められる。なお、カネミ米ぬか油中毒事件の原因となった有機塩素剤である。

P P M

濃度や含有量を示すときに用いる容積比や重量比を表わす単位で、100 万分の1 を 1 ppm という。たとえば、空気1 m³ 中に1 cm³ の物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg (1 l) 中1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質濃度を 1 ppm という。(1 ppm = 1000ppb)

P R T R (環境汚染物質排出：移動登録)

Pollutant Release and Transfer Register

事業者が規制・未規制を含む潜在的に有害な幅広い物質について、環境媒体(大気・水・土壌)別の排出量と廃棄物に含まれての移動量を自らかの形で集計するもの。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年7月31日公布)

富栄養化

湖水中に栄養塩類(窒素、リン等)が少なくプランクトンの増殖等が少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩類が多く生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へと変化していく現象を富栄養化という。

浮遊物質(SS)

水中に懸濁している不溶性の物質(粒径2 mm以下)で水中生物の死骸、分解物質等の有機物や泥粒などの無機物質をいい、水の濁りの原因となる。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊するすべての粒径の微粒子を称して浮遊粉じんといい、そのうち粒径が10ミクロン以下のものを浮遊粒子状物質という。大気中の滞留時間が長いことから、呼吸により器管や肺には入りやすく、せき、たん、呼吸困難などをひきおこす原因物質のひとつといわれている。

フロンガス

炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称。化学的に安定で毒性が少なく、かつ、不燃性や電気絶縁性が良いため冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレーなどの噴射剤、電子部品の洗浄剤など幅広く使用されていた。しかし、大気中に放出されたフロンガスは、成層圏で強い太陽光線により分解され、塩素を放出する。この塩素がオゾンと反応してオゾン層を破壊、その結果、地上に到達する紫外線量が増加し、皮膚癌を増加させたり、気象や生態系に影響を与えられている。

pH(水素イオン濃度指数)

溶液が酸性であるかアルカリ性であるかを表わす指数で、7 が中性、7 より小さくなれば酸性が強くなり、7 より大きくなればアルカリ性が強くなる。普通、河川のpHは6~8の範囲にあるのが望ましい。

ホン

騒音をはかる単位で、人が感じる感覚量に近似的に比例するよう補正しており、この単位で音の大きさがおよそわかる。

平成 5年11月18日付環境庁大気保全局長通知(計量法等の施行に伴う命令の一部改

正)により「騒音レベル」を「音圧レベル」へ変更、「振動レベル」を「振動加速度レベル」へ変更。「音圧レベル」の計量単位を「ホン」から「デシベル」へ変更。

mg/l

水に含まれる物質の量を表す単位で、水中に含まれる物質をmg数で表したものをppmとほぼ同じ意味を持つ。

メチレンブルー活性物質(MBAS)

Metylene Blue Activated Substanceの略。陽イオン性の試薬であるメチレンブルーと結合する物質で、主に陰イオン界面活性剤の量を知る上で利用されているが、環状動物体内からの分泌や、クロロフィルも検出されてしまうため、植物プランクトンの多い湖沼等での洗剤分の把握には問題がある。

有機塩素系化合物

分子の中に塩素原子を含む有機化合物の総称。環境上問題になった化合物としては、有機塩素系農薬(DDT、BHC等)、トリハロメタン、有機塩素系溶剤、熱媒体(PCB等)がある。現在溶剤として使用されている、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が地下水を汚染し社会問題となっている。

溶存酸素(DO)

水中に溶解している分子状の酸素をいい、空気中から溶け込むものが大部分であり、普通きれいな河川のDOは8~9mg/lの状態であり、魚介類が生息するためには、最低5mg/lが必要であると言われている。

リン

リンは自然界においてはリン酸態のような化合物として存在し、通常全リン(TP)が水質汚濁の指標として利用される。窒素と共に過剰になるとアオコの大量発生等の現象を起こす富栄養化の起因物質である。

六価クロム化合物

クロムの原子価が6の化合物をいい、電気メッキ、顔料などに使用され、その毒性は、皮膚障害、腎障害、肝障害、発癌性等が有る。

環境都市宣言

平成 18 年 3 月 28 日議決

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。

我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。

米子市環境基本条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 95 号

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務及び役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- (5) 地球環境保全に資する取組の推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境施策

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するように努めるものとする。

(公害等の防止)

第13条 市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成及び負担)

第14条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 米子市環境審議会

(設置及び所掌事務)

第 19 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 20 条 審議会は、委員 25 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 民間団体の代表者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 21 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第 23 条 審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

4 部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

(委任)

第 24 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省略

米子市環境保全条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 96 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力の下に、関係法令及び鳥取県条例に定めるもののほか、生活環境の保全に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、生活環境の保全に関する総合的施策を策定し、これを実施するものとする。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、事業活動に伴って生ずる生活環境の破壊及び汚染を防止し、進んで必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、日常生活において互いに生活環境を損なうことのないように心掛け、進んでその整備に努めるとともに、市長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境基準の設定)

第 5 条 市長は、生活環境を保全するために維持することが望ましい基準を定めることができる。

2 市長は、前項の基準を定めるに当たっては、米子市環境基本条例(平成 17 年米子市条例第 95 号)第 19 条第 1 項の米子市環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(知識の普及等)

第 6 条 市長は、生活環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図るとともに、市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

(調査、研究及び指導)

第 7 条 市長は、生活環境を保全するために必要な事項について調査、研究及び指導をしなければならない。

(計画書の提出)

第 8 条 市長は、生活環境の破壊又は汚染のおそれがあると認められる工場又は事業場を設置しようとする事業者に対して、生活環境保全に係る計画書を提出させるものとする。

2 前項の計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (2) 事業活動の内容
- (3) 建物及び施設の構造、配置等
- (4) 生活環境保全のための方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(協定の締結)

第9条 市長は、前条に規定する事業者と前条第1項の計画書に関する協議を行い、生活環境を保全するために必要と認めるときは、事業者と生活環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(土地等の管理)

第10条 土地等の占有者又は管理者は、その占有し、又は管理する土地等の清潔を保持し、雑草を除去し、植樹を促進する等適正な管理に努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第11条 何人も、公園、遊園地、道路、水路、河川、湖沼、海その他の公共の場所を汚さないように努めなければならない。

(自然環境の保護)

第12条 何人も、河川、湖沼、海浜、丘陵等の自然環境を保護し、みだりに自然環境を破壊しないように努めなければならない。

(燃焼不適物の焼却禁止)

第13条 何人も、みだりにゴム、硫黄、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス若しくは悪臭を発生するおそれのある物を多量に焼却し、又は有害物質を含む製品を焼却しないように努めなければならない。

(産業廃棄物の自己処理)

第14条 事業者は、自らの責任において産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

(家畜飼養施設の維持管理)

第15条 家畜又は家きんの飼養施設(以下「家畜飼養施設」という。)を管理する者は、汚物汚水の処理設備を設け、これを衛生的に維持管理し、悪臭の発散及び汚物汚水の流出防止に努めなければならない。

(緩衝地帯の設置)

第16条 工場、事業場又は家畜飼養施設を管理する者は、生活環境を保全するために必要な緩衝地帯を設けるように努めなければならない。

(し尿浄化槽の維持管理)

第 17 条 し尿浄化槽を設置している者は、し尿浄化槽を衛生的に維持管理しなければならない。

(排出水の処理)

第 18 条 公共下水道又は農業集落排水施設の供用が開始されている区域外の区域において家庭排水を排出する者は、汚水升、ろ過池等の設備を設け、これを衛生的に維持管理し、公共水路等を汚染することがないように努めなければならない。

2 市長は、生活環境を汚染するおそれのある地域においては、その地域内の排水の排出について指示することができる。

(屋外公告物の表示等)

第 19 条 屋外公告物を表示し、又は屋外公告物を掲出する物件を設置する者は、生活環境の美化と交通等の支障にならないよう最善の注意を払うとともに、表示又は設置期間に留意し、利用後は直ちに除却し、事後の処置を速やかに講ずるように努めなければならない。

(立入調査)

第 20 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員をして関係場所へ立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資金のあっせん等)

第 21 条 市長は、この条例の規定に基づき施設の改善整備等について指導し、又は指示した場合において、必要があると認めるときは、資金のあっせん等に努めなければならない。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省略

米子市快適な生活環境の確保に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 97 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、落書き及び自動車の放置が市民の快適な生活環境の確保に対して重大な障害となる行為であることにかんがみ、落書き及び自動車の放置の防止並びにこれらの行為に対する措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の確保を図り、もって本市における環境の保全及び快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 次に掲げるものであって、市が所有し、又は管理するもの

ア 道路、河川、公園、市営住宅、学校、図書館、市庁舎、下水道施設その他公共用又は公用に供している施設(当該施設に附属する設備及び器具を含む。以下同じ。)及び土地

イ 公共用又は公用に供することが予定されている施設及び土地

(2) 前号に掲げるもののほか、現に市が所有し、又は管理する施設及び土地

2 この条例において「落書き」とは、正当な理由なく他人の施設(公共施設等その他当該行為者以外の者が所有し、又は管理する施設及び土地をいう。以下同じ。)に文字、図形若しくは模様をかくこと又は正当な理由なく他人の施設にかかれた文字、図形若しくは模様をいう。

3 この条例において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。

4 この条例において「自動車の放置」とは、正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所において自動車の所有、占有又は使用に関する権原を現に有する者又は最後に有していた者(以下「所有者等」という。)が当該自動車を離れて直ちに運転することができない状態で相当の期間にわたり置かれた状態にする行為(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 43 条第 2 号に掲げる行為に該当するもの及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 4 に規定する放置行為に該当するものを除く。)をいう。

第 2 章 落書きに対する措置

(落書きの禁止)

第 3 条 何人も、落書きをしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、落書きの防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民(本市の区域内に滞在する者を含む。)は、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(落書きに対する措置)

第6条 市長は、公共施設等に落書きがされた場合にあつては、当該落書きをした者の発見に努めるものとする。

2 市長は、公共施設等に落書きがされた場合にあつては、当該落書きの消去に努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、公共施設等にされた落書きをした者の発見のため、その他の理由により必要があると認めるときは、当該落書きの被覆その他必要な措置を講じた上、当該落書きの消去を行わないことができる。

4 市長は、公共施設等に落書きがされた場合であつて当該落書きをした者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該落書きを消去するよう命じなければならない。

(費用の請求)

第7条 市長は、前条第2項の規定により落書きの消去を行った場合又は同条第3項の規定により落書きの被覆その他必要な措置を講じた場合であつて、当該落書きをした者が判明しているとき、又は判明したときは、当該落書きをした者に対し、当該消去又は被覆その他必要な措置に要した費用を請求することができる。

第3章 自動車の放置に対する措置

(自動車の放置の禁止)

第8条 何人も、自動車の放置をし、若しくはさせ、又は自動車の放置をし、若しくはさせようとする者に協力してはならない。

(市の責務)

第9条 市は、自動車の放置の防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第10条 事業者等(自動車の製造、輸入、販売、修理若しくは整備、引取り又は解体を業として行っている者及びこれらの者の団体をいう。)は、自動車の放置が行われる

ことのないよう、自動車の引取りその他適切な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 11 条 市民(本市の区域内において自動車を所有し、占有し、又は使用する者を含む。)は、第 9 条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(調査等)

第 12 条 市長は、公共施設等において放置の状態(当該自動車の所有者等が当該自動車を離れて直ちに運転することができない状態をいう。)にある自動車を発見したときは、速やかに、関係機関への通報その他の必要な措置を講ずるとともに、当該放置の状態にある自動車の状況、所有者等その他の事項を調査しなければならない。

(警告)

第 13 条 市長は、前条の規定による調査の結果、当該自動車が自動車の放置により置かれたものであることが判明したときは、当該自動車の放置により置かれている自動車(以下「放置自動車」という。)に、当該放置自動車を直ちに撤去すべき旨を記載した警告書を取り付けるものとする。

(勧告)

第 14 条 市長は、第 12 条の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等又は当該放置自動車を現に当該公共施設等に置いた者(以下「放置行為者」という。)が判明したとき(当該放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができるときに限る。)は、当該放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告しなければならない。

(命令)

第 15 条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等又は放置行為者が当該勧告に従わないときは、当該所有者等又は放置行為者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう命じなければならない。

(放置自動車の移動及び保管)

第 16 条 市長は、第 13 条の規定により警告書を取り付けた日から 1 か月を経過しても、当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者が判明していないとき(次条第 1 項第 1 号において「所有者等不明の場合」という。)、又は当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者が判明したにもかかわらず当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者と連絡を取ることができないとき(同号において「連絡先不明の場合」という。)は、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該自動車が置いてあった場所又はその付近に、当該自動車を移動し、及び保管した旨並びに

当該保管している自動車(以下「保管放置自動車」という。)の引取りに関し必要な事項を表示しておかなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、その旨及び当該保管放置自動車の引取りに関し必要な事項を公示しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による公示の日から次条第2項又は第19条第1項の規定による公示をする日までの間に、当該公示に係る保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したとき(当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。次条第3項において同じ。)は、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、直ちに当該保管放置自動車を引き取るよう通知しなければならない。

(廃物認定)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該保管放置自動車が、自動車としての本来の用に供することが困難であり、かつ、不要物であると認められる状態にあるときは、当該保管放置自動車を廃物として認定することができる。

- (1) 前条第3項の規定による公示の日から1か月を経過してもなお当該公示に係る保管放置自動車について所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合
- (2) 前条第4項又は第3項の規定による通知をした日から1か月を経過してもなお当該通知に係る保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が当該保管放置自動車を引き取らないとき。
- 2 市長は、前項の規定により保管放置自動車を廃物として認定したときは、その旨及び当該廃物として認定された保管放置自動車(次項を除き、以下「廃物認定保管放置自動車」という。)を次条の規定により処分する旨並びに当該廃物認定保管放置自動車の引取りに関し必要な事項を公示しなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による認定をした場合において、前項の規定による公示の日から同日から14日を経過する日までの間に当該公示に係る廃物として認定された保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、直ちに当該保管放置自動車を引き取るよう通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知をした場合においては、当該通知に係る保管放置自動車についてした第1項の規定による認定は、これをしなかったものとする。
- 5 市長は、第1項第2号の規定に該当することにより同項の規定による認定をしたときは、第2項の規定による公示と併せて、当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該公示の内容を通知しなければならない。

(廃物認定保管放置自動車の処分)

第 18 条 市長は、前条第 2 項の規定による公示の日から 14 日を経過してもなお当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定保管放置自動車を処分することができる。

(廃物認定外保管放置自動車に対する措置)

第 19 条 市長は、保管放置自動車について第 17 条第 1 項の規定による廃物としての認定をしなかったとき(同条第 4 項の規定により当該認定をしなかったものとした場合を除く。)は、速やかに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 当該廃物としての認定をしなかった保管放置自動車(以下「廃物認定外保管放置自動車」という。)を直ちに引き取るべき旨
- (2) 公示の日から 5 か月を経過しても引取りがない場合には、当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車を処分する旨

2 前項の場合において、市長は、当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明しているとき(当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。)は同項の規定による公示と併せて、同項の規定による公示の日から同日から 5 か月を経過する日までの間に当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したとき(当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。)は直ちに、当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該公示の内容を通知しなければならない。

(廃物認定外保管放置自動車の処分)

第 20 条 市長は、前条第 1 項の規定による公示の日から 5 か月を経過してもなお当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外保管放置自動車を処分することができる。

(所有権の帰属)

第 21 条 第 17 条第 2 項の規定による公示の日から 14 日を経過してもなお当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定保管放置自動車の所有権は、当該 14 日を経過した日において市に帰属するものとする。

2 第 19 条第 1 項の規定による公示の日から 5 か月を経過してもなお当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外保管放置自動車の所有権は、当該 5 か月を経過した日において市に帰属するものとする。

(費用の請求)

第 22 条 市長は、保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が当該保管放置自動車を引き取ろうとするときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該保管放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

- 2 市長は、第 18 条又は第 20 条の規定により保管放置自動車を処分したときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該保管放置自動車の移動及び保管並びに処分に要した費用を請求することができる。

第 4 章 補則

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 24 条 第 3 条の規定に違反して公共施設等に落書きをした者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 25 条 第 15 条の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則 省略

米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 98 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下単に「法」という。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づき、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、市域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、市域における一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、法第 3 条並びに第 6 条の 2 第 6 項及び第 7 項の規定によるほか、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する市長の指示に従わなければならない。

(家庭廃棄物の収集及び運搬)

第 6 条 市民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物(し尿及びがれきを除く。以下「家庭廃棄物」という。)については、市において収集し、及び運搬するものとする。

(一般廃棄物処理計画の公表)

第 7 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを公表するものとする。

(清潔の保持義務)

第 8 条 市域の清潔保持に関しては、法第 5 条の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土木、建築等工事の施工者は、不法投棄の誘発を防止し、及び都市美観を損なわないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。
- (2) 動物を飼育する者は、飼育場所の清潔の保持、害虫の発生防止及びその駆除並びに悪臭の発散防止に努めなければならない。

(家庭廃棄物の搬出)

第 9 条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者。以下同じ。)は、自ら処分することができない家庭廃棄物については、規則で定める種別に分別し、市長が定める方法により、あらかじめ市長が指定する日時及び集積場所に搬出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる家庭廃棄物は、前項の集積場所(以下単に「集積場所」という。)に搬出してはならない。

- (1) 爆発性又は引火性のあるもの
- (2) 感染性のあるもの
- (3) 著しい悪臭のあるもの
- (4) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条に規定する毒物及び劇物に該当するもの
- (5) 法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物に該当するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、処理作業に支障を生ずるおそれのあるもの

3 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物の処理については、市長の指示に従わなければならない。

4 第 1 項の規定による家庭廃棄物の搬出に当たっては、集積場所の清潔を保持し、及び運行の妨害とならないように配慮しなければならない。

(家庭廃棄物等の処理の届出等)

第 10 条 土地又は建物の占有者は、新たに家庭廃棄物の収集を受けようとするとき、又は動物の死体を自ら処分することができないときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに、その旨を市長に通報しなければならない。

(搬出された家庭廃棄物の所有権)

第 11 条 第 9 条第 1 項の規定に基づき集積場所に搬出された家庭廃棄物の所有権は、市に帰属するものとする。

(収集又は運搬の禁止)

第 11 条の 2 市又は家庭廃棄物の収集若しくは運搬について市から委託を受けた者（次項において「市等」という。）以外の者は、前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、当該収集又は運搬を行わないよう命ずることができる。

3 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例（平成 17 年米子市条例第 25 号）第 3 章の規定は、適用しない。

（廃棄物減量等推進審議会）

第 12 条 法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、米子市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査し、及び審議する。

（審議会の組織等）

第 13 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 民間団体の代表者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第 14 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第 15 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(廃棄物減量等推進員)

第 16 条 法第 5 条の 8 第 1 項の規定に基づき、市長は、必要に応じ、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

(清掃指導員)

第 17 条 この条例に定める事項について調査指導を行わせるため、清掃指導員を置く。

2 清掃指導員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

3 清掃指導員は、その職務執行に当たり、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可)

第 18 条 法第 7 条第 1 項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証を申請者に交付するものとする。

3 法第 7 条第 6 項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証を申請者に交付するものとする。

(浄化槽清掃業の許可)

第 19 条 浄化槽法第 35 条第 1 項の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証を申請者に交付するものとする。

3 第 1 項の許可は、2 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第 20 条 削除

(収集運搬車の表示)

第 21 条 収集運搬業者(法第 7 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、その収集運搬車に収集運搬業者であることを表示しなければならない。

(許可の取消し及び業務の停止)

第 22 条 市長は、収集運搬業者、処分業者(法第 7 条第 6 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)及び清掃業者(浄化槽法第 35 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

- (1) 法若しくは浄化槽法(これらに基づく命令を含む。)並びにこの条例及びこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく市長の処分に違反したとき。
- (2) 市長の指示に従わなかったとき。

(業務の休止の届出)

第 23 条 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、その業務の全部又は一部を休止しようとするときは、当該休止の日から 10 日以内に、その理由を付して市長に届け出なければならない。

(許可等の手数料)

第 24 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は浄化槽法第 35 条第 1 項の許可を受けようとする者 1 件につき 1 万円
- (2) 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は浄化槽法第 35 条第 1 項の許可の更新を受けようとする者 1 件につき 1 万円
- (3) 法第 7 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者 1 件につき 1 万円
- (4) 許可証の再交付を受けようとする者 1 件につき 3,000 円

(一般廃棄物の処理手数料)

第 25 条 市が行う一般廃棄物の処理に関し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定により、次の各号に掲げる処理手数料(第 3 項及び第 4 項並びに次条において単に「処理手数料」という。)を徴収するものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 家庭廃棄物の処理手数料 家庭廃棄物のうち規則で定めるもの(以下この号及び次項において「規則で定める家庭廃棄物」という。)の収集、運搬及び処理につき、当

該規則で定める家庭廃棄物を集積場所に搬出するために使用する別表の左欄に掲げる廃棄物容器等の区分に応じ、同表の右欄に定める額

- (2) 一般廃棄物(し尿を除く。)の処理手数料 可燃性の一般廃棄物のごみ処理施設(米子市ごみ処理施設設置条例(平成17年米子市条例第99号)第2条に規定するごみ処理施設をいう。)への搬入1回につき、次に掲げる額を合計して得た額

ア 190円

イ 搬入量が10キログラムを超える場合において、当該10キログラムを超える部分につき、10キログラム(その量に10キログラム未満の端数があるときは、その端数を10キログラムに切り上げる。)当たり190円として算定した額

- (3) し尿の処理手数料 し尿のくみ取り1回につき、18リットル(その全量が18リットル未満であるとき、又はその量に18リットル未満の端数があるときは、その全量又はその端数を18リットルに切り上げる。)当たり200円として算定した額

2 規則で定める家庭廃棄物を集積場所に搬出する者は、あらかじめ、市長が指定する者から当該搬出のために使用する別表の左欄に掲げる廃棄物容器等の交付を受け、その際、同表の右欄に定めるところにより、処理手数料を支払わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

4 既に納付された処理手数料は、還付しない。

(処理手数料の減免)

第26条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(設備等の改善)

第27条 市長は、法第19条第1項又は浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査を行った結果、収集運搬業者、処分業者又は清掃業者の業務、設備器材等に改善を要することを発見したときは、当該収集運搬業者、処分業者又は清掃業者に対して、その改善の指示をするものとする。

2 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、前項の指示を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第28条 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、法令に定める基準によるほか、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 30 条 第 11 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則 省略

米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例

平成 19 年 3 月 28 日条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き缶、たばこの吸い殻その他のごみの投棄及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに歩行喫煙の制限に関し必要な事項を定めることにより、市並びに市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境の美化を図り、もってきれいな住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 缶、瓶、ペットボトル等の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他の軽微な廃棄物をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の市民等が広く利用する場所をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等、事業者及び土地所有者等に対して、きれいな住みよいまちづくりに関する意識の啓発を図るとともに、環境の美化に関する施策(以下「環境美化施策」という。)を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、自ら率先してきれいな住みよいまちづくりの推進に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を行う地域において主体的に環境の美化に取り組むとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第 6 条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の投棄を防止するために必要な措置に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(空き缶等の投棄の禁止等)

第7条 市民等は、公共の場所においては、空き缶等のみだりに捨ててはならない。

2 市民等は、公共の場所においては、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は所定の回収容器に収納しなければならない。

(歩行喫煙の制限)

第8条 市民等は、公共の場所においては、歩行しながらの喫煙(自転車に乗車しながらの喫煙を含む。)をしないように努めなければならない。

(飼い犬等のふんの回収等)

第9条 飼い犬その他の動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者又は管理者(飼い犬等を現に管理している者をいう。)は、公共の場所において飼い犬等がふんをしたときは、自らの責任においてこれを回収し、持ち帰らなければならない。

(環境美化推進区域の指定)

第10条 市長は、きれいな住みよいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、環境美化推進区域として指定することができる。

2 市長は、環境美化推進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域に係る市民等、事業者及び土地所有者等の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境美化推進区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、環境美化推進区域の指定の変更又は解除について準用する。

(環境美化推進計画)

第11条 市長は、環境美化推進区域ごとに環境美化推進計画を定めなければならない。

2 市長は、環境美化推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該環境美化推進区域に係る市民等、事業者及び土地所有者等の意見を聴かななければならない。

3 環境美化推進計画には、当該環境美化推進区域における次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) きれいな住みよいまちづくりの推進に関する目標及び方針

(2) 市、市民等、事業者及び土地所有者等が実施すべき環境美化活動に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の美化の推進に関し必要な事項

(指導)

第12条 市長は、第7条第1項若しくは第2項又は第9条の規定に違反している者に対し、必要な指導をすることができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の指導に従わない者に対して、原状回復、行為の禁止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例(平成17年米子市条例第25号)第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第13条第1項の規定による命令に従わない者に対しては、2万円以下の過料を科する。

附 則 省 略